

超速！平成31年度税制改正

内容

一 個人所得課税.....	2
1 住宅・土地税制.....	2
2 金融・証券税制.....	20
3 (中小・個人向け・増税) 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設	30
二 資産課税.....	42
1 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設等.....	42
2 (中小・個人向け・増税) 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し.....	50
3 (中小・個人向け・増税) 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し.....	55
三 法人課税.....	81
1 (減税) イノベーション促進のための研究開発税制の見直し.....	81
2 中堅・中小・小規模事業者の支援.....	89
3 地方創生の推進.....	97
4 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築(大綱P70～).....	98
6 円滑・適正な納税のための環境整備(大綱P74～).....	100
7 その他の租税特別措置.....	104
8 その他.....	106
四 消費課税.....	112
1 その他.....	112
五 国際課税.....	117
1 (増税) 過大支払利子税制の見直し.....	117
2 移転価格税制の見直し.....	127
3 外国子会社合算税制の見直し.....	133
4 その他.....	141
六 納税環境整備.....	142
1 番号が付された証券口座情報の効率的な利用に係る措置.....	142
2 情報照会手続の整備.....	142

一 個人所得課税

1 住宅・土地税制

(1) (中小・個人向け・減税) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設

個人が、住宅の取得等(その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等に限り、)をして平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例が創設されました(大綱P18~)。

制度の概要																																																																				
項目	一般	【認定住宅の特例】 （認定長期優良住宅・認定住宅型住宅）	バリアフリー改修促進税制	省エネ改修促進税制	三代目同居対応改修税制	耐久性向上改修税制																																																														
1. 控除対象 借入金等の 償還額	次の借入金等（償還期間10年以上）の年末残高 (1) 住宅の新築・取得 (2) 住宅の取得とともにする敷地の取得 (3) 一定の増改築等	次の借入金等（償還期間10年以上）の年末残高 (1) 認定住宅の新築・取得 (2) 認定住宅の取得とともにする敷地の取得 (3) 一定の増改築等	バリアフリー改修工事を含む増改築借入金等（償還期間5年以上、次に同一格償還期間5年以上）の年末残高 （注として居住の用に供する）	省エネ改修工事を含む省エネ改修借入金等（償還期間5年以上、次に同一格償還期間5年以上）の年末残高 （注として居住の用に供する）	三代目同居対応改修工事を含む増改築借入金等（償還期間5年以上）の年末残高 （注として居住の用に供する）	耐久性向上改修工事を含む増改築借入金等（償還期間5年以上）の年末残高 （注として居住の用に供する）																																																														
2. 対象住宅	① 住宅の新築 床面積50㎡以上 ② 新築住宅の取得 床面積50㎡以上 ③ 既存住宅の取得 床面積50㎡以上 ④ 床面積50㎡以上 ⑤ 築後20年以内（耐火建築物は25年以内） 又は地震に対する耐震上必要な構造方法に 関する技術的基準（耐震基準）に適合する こと （注）耐震基準に適合しない床面積50㎡以上の 既存住宅の取得後入居前に一定の耐震 改修を行った場合の既存住宅の取得も対 象 ④ 増改築等 床面積50㎡以上	① 住宅の新築 ② 認定住宅であること 床面積50㎡以上 ③ 新築住宅の取得 ④ 認定住宅であること ⑤ 床面積50㎡以上	バリアフリー改修工事を含む増改築 床面積50㎡以上	省エネ改修工事を含む省エネ改築 床面積50㎡以上	三代目同居対応改修工事を含む増改築等 床面積50㎡以上	省エネ改修工事と併せて 行う耐久性向上改修工事を 含む増改築等 床面積50㎡以上																																																														
3. 適用居住 年、控除期 間	平成25年～平成33年12月居住分、10年間	平成25年～平成33年12月居住分、10年間	平成25年～平成33年12月居住分、5年間 三代目同居対応改修税制：平成28年4月～平成33年12月居住分、5年間 耐久性向上改修税制：平成29年4月～平成33年12月居住分、5年間	平成25年～平成33年12月居住分、5年間 三代目同居対応改修税制：平成28年4月～平成33年12月居住分、5年間 耐久性向上改修税制：平成29年4月～平成33年12月居住分、5年間	平成25年～平成33年12月居住分、5年間 三代目同居対応改修税制：平成28年4月～平成33年12月居住分、5年間 耐久性向上改修税制：平成29年4月～平成33年12月居住分、5年間	平成25年～平成33年12月居住分、5年間 三代目同居対応改修税制：平成28年4月～平成33年12月居住分、5年間 耐久性向上改修税制：平成29年4月～平成33年12月居住分、5年間																																																														
4. 控除額等 （控除控除）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入金等の 年末残高の 控除率</th> <th>借入金等の 年末残高の 控除額</th> <th>最大 控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年4月～ 33年12月</td> <td>1.0%</td> <td>4,000万円</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>1.0%</td> <td>2,000万円</td> <td>200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）住宅の対価又は費用の額に含まれる消費課税者の割合が9%又は10%以内である場合は控除額の金額となる。</p>	居住年	借入金等の 年末残高の 控除率	借入金等の 年末残高の 控除額	最大 控除額	26年4月～ 33年12月	1.0%	4,000万円	400万円	※	1.0%	2,000万円	200万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入金等の 年末残高の 控除率</th> <th>借入金等の 年末残高の 控除額</th> <th>最大 控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年4月～ 33年12月</td> <td>1.0%</td> <td>5,000万円</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>1.0%</td> <td>3,000万円</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）認定住宅の対価の額に含まれる消費課税者の割合が9%又は10%以内である場合は控除額の金額となる。</p>	居住年	借入金等の 年末残高の 控除率	借入金等の 年末残高の 控除額	最大 控除額	26年4月～ 33年12月	1.0%	5,000万円	500万円	※	1.0%	3,000万円	300万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入金等の 年末残高の 控除率</th> <th>借入金等の 年末残高の 控除額</th> <th>最大 控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年4月～ 33年12月</td> <td>1.0%</td> <td>1,000万円</td> <td>12.5万円</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>2.0%</td> <td>250万円</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>1.0%</td> <td>1,000万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>2.0%</td> <td>200万円</td> <td>4万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）増改築後の費用の額に含まれる消費課税者の割合が9%又は10%以内である場合は控除額の金額となる。 （注2）一定のバリアフリー改修工事、省エネ改修工事、三代目同居対応改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事に関する工事費用から補助金等を控除した金額に相当する住宅借入金控除の額（「特定増改築等控除額」）が適用（※）が適用（※）が適用（※）が適用となる。</p>	居住年	借入金等の 年末残高の 控除率	借入金等の 年末残高の 控除額	最大 控除額	26年4月～ 33年12月	1.0%	1,000万円	12.5万円	※	2.0%	250万円	5万円	※	1.0%	1,000万円	12万円	※	2.0%	200万円	4万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入金等の 年末残高の 控除率</th> <th>借入金等の 年末残高の 控除額</th> <th>最大 控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年4月～ 33年12月</td> <td>1.0%</td> <td>1,000万円</td> <td>12.5万円</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>2.0%</td> <td>250万円</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>1.0%</td> <td>1,000万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>2.0%</td> <td>200万円</td> <td>4万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）増改築後の費用の額に含まれる消費課税者の割合が9%又は10%以内である場合は控除額の金額となる。 （注2）一定のバリアフリー改修工事、省エネ改修工事、三代目同居対応改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事に関する工事費用から補助金等を控除した金額に相当する住宅借入金控除の額（「特定増改築等控除額」）が適用（※）が適用（※）が適用（※）が適用となる。</p>	居住年	借入金等の 年末残高の 控除率	借入金等の 年末残高の 控除額	最大 控除額	26年4月～ 33年12月	1.0%	1,000万円	12.5万円	※	2.0%	250万円	5万円	※	1.0%	1,000万円	12万円	※	2.0%	200万円	4万円
居住年	借入金等の 年末残高の 控除率	借入金等の 年末残高の 控除額	最大 控除額																																																																	
26年4月～ 33年12月	1.0%	4,000万円	400万円																																																																	
※	1.0%	2,000万円	200万円																																																																	
居住年	借入金等の 年末残高の 控除率	借入金等の 年末残高の 控除額	最大 控除額																																																																	
26年4月～ 33年12月	1.0%	5,000万円	500万円																																																																	
※	1.0%	3,000万円	300万円																																																																	
居住年	借入金等の 年末残高の 控除率	借入金等の 年末残高の 控除額	最大 控除額																																																																	
26年4月～ 33年12月	1.0%	1,000万円	12.5万円																																																																	
※	2.0%	250万円	5万円																																																																	
※	1.0%	1,000万円	12万円																																																																	
※	2.0%	200万円	4万円																																																																	
居住年	借入金等の 年末残高の 控除率	借入金等の 年末残高の 控除額	最大 控除額																																																																	
26年4月～ 33年12月	1.0%	1,000万円	12.5万円																																																																	
※	2.0%	250万円	5万円																																																																	
※	1.0%	1,000万円	12万円																																																																	
※	2.0%	200万円	4万円																																																																	
5. 所得要件	合計所得金額 3,000万円以下																																																																			
6. 適用期間	平成33年12月31日																																																																			
7. 特別戻との 調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住用財産の買取り等の場合の譲渡損失の損益計算及び繰越控除制度上の併用可 ・ 住宅特定増改築特別控除控除及び認定住宅新築等特別控除控除と選択 																																																																			

（出典）財務省 HP https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b05.htm

消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策

住宅投資は内需の柱であり、消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減が生じた場合に経済に与える影響が大きいことを踏まえ、「メリットが出るよう施策を準備」という安倍総理の発言に沿って、需要変動の平準化に万全を期すための対策を講ずる。

施策の背景

「消費税率引上げとそれに伴う対応について」(抄)
(平成30年10月15日臨時閣議 内閣総理大臣発言)

第4に、消費税負担が大きく感じられる大型耐久消費財について、来年10月1日以降の購入にメリットが出るように、税制・予算措置を講じます。

(略)住宅についても、来年10月1日以降の購入等について、メリットが出るよう施策を準備します。

平成31年10月の消費税率引上げに伴う住宅に係る対策
(既に決定済のもの)

- ①住宅ローン減税の拡充措置の継続
(控除対象借入限度額：一般住宅4,000万円
長期優良住宅・低炭素住宅5,000万円)
- ②すまい給付金の拡充
(対象となる所得階層の拡充、給付額を最大30万円から50万円に引上げ)
- ③贈与税の非課税控の大幅な拡充
(最大限度額1,200万円→最大限度額3,000万円)

持家及び分譲住宅の着工戸数指数の推移(季節調整値)

○ 前々回(1997年4月)、前回(2014年4月)の消費税率引上げ時は、**駆け込み需要とその反動減が発生。**



要望の結果

○ 平成31年10月の消費税率引上げに際し需要変動の平準化に万全を期すため、以下の通り**住宅ローン減税の拡充措置**を講ずる。

控除期間	適用年の11年目から13年目までの各年の控除限度額(一般住宅の場合)
3年間延長 (10年間→13年間)	以下のいずれか小さい額 ①借入金年末残高(上限4,000万円)の1% ②建物購入価格(上限4,000万円)の2/3%(2%÷3年) ※ 認定住宅の場合は、借入金年末残高の上限:5,000万円、建物購入価格の上限:5,000万円

※ 消費税率10%が適用される住宅の取得等をして、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用。

○ また、既に措置することが決まっているすまい給付金の拡充(対象となる所得階層の拡充、給付額を最大30万円から50万円に引上げ)等、**税制・予算による総合的な対策を講ずる。**

(出典) 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/common/001265195.pdf>

※適用年の1年目から10年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除については、現行と同様の金額を控除できることとします。

現行の控除期間、控除額の計算方法は下記(参考)の通りです。

(参考) 国税庁タックスアンサーNo.1213 より一部抜粋

○ 住宅借入金等特別控除の控除期間及び控除額の計算方法

住宅借入金等特別控除の控除額は、住宅ローン等の年末残高の合計額（住宅の取得等の対価の額又は費用の額が住宅ローン等の年末残高の合計額よりも少ないときは、その取得等の対価の額又は費用の額。以下「年末残高等」といいます。）を基に、居住の用に供した年の計算方法により算出します（100円未満の端数金額は切捨てます。）。

居住の用に供した年	控除期間	各年の控除額の計算 (控除限度額)	
		1～10年目	11～15年目
平成19年1月1日から 平成19年12月31日まで	15年	年末残高等×0.6% (15万円)	年末残高等×0.4% (10万円)
平成20年1月1日から 平成20年12月31日まで	15年	年末残高等×0.6% (12万円)	年末残高等×0.4% (8万円)
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	10年	年末残高等×1% (50万円)	
平成23年1月1日から 平成23年12月31日まで	10年	年末残高等×1% (40万円)	
平成24年1月1日から 平成24年12月31日まで	10年	年末残高等×1% (30万円)	
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10年	年末残高等×1% (20万円)	
平成26年1月1日から 平成33年(2021年)12月31日まで	10年	1～10年目年末残高等×1% (40万円) (注) 住宅の取得等 が特定取得以外の場 合は20万円	

○ 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例

- ① 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋）又は、
- ② 認定低炭素住宅（都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物に該当する家屋又は同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋）（以下、これらを併せて「認定住宅」といいます。）の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得（以下「認定住宅の新築等」といいます。）をして、

平成 21 年 6 月 4 日（低炭素構築物に該当する家屋については平成 24 年 12 月 4 日、低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋については平成 25 年 6 月 1 日）から平成 33 年（2021 年）12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供し一定の適用要件を満たしている方は、その居住の用に供した年以後 10 年間の各年分の所得税の額から、次により計算した住宅借入金等特別控除額の控除（以下「認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例」といいます。）を受けることができます。

居住の用に供した年	控除期間	各年の控除額の計算 (控除限度額)
平成 21 年 6 月 4 日から 平成 23 年 12 月 31 日まで	10 年	1～10 年目 年末残高等×1.2% (60 万円)
平成 24 年 1 月 1 日から 平成 24 年 12 月 31 日まで	10 年	1～10 年目 年末残高等×1% (40 万円)
平成 25 年 1 月 1 日から 平成 25 年 12 月 31 日まで	10 年	1～10 年目 年末残高等×1% (30 万円)
平成 26 年 1 月 1 日から 平成 33 年 (2021 年) 12 月 31 日まで	10 年	1～10 年目 年末残高等×1% (50 万円) (注) 住宅の取得等が特定取得以外の場合は 30 万円

(改正内容・創設)

※適用年の 11 年目から 13 年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除額を、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額として、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用ができることとします。

イ 一般の住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅以外の住宅）の場合

次に掲げる金額のいずれか少ない金額

(イ) 住宅借入金等の年末残高 (4,000 万円を限度) $\times 1\%$

(ロ) [住宅の取得等の対価の額又は費用の額－当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等] (4,000 万円を限度) $\times 2\% \div 3$

ロ 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合

次に掲げる金額のいずれか少ない金額

(イ) 住宅借入金等の年末残高 (5,000 万円を限度) $\times 1\%$

(ロ) [住宅の取得等の対価の額又は費用の額－当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等] (5,000 万円を限度) $\times 2\% \div 3$

ハ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の対象となる再建住宅の場合

次に掲げる金額のいずれか少ない金額

(イ) 住宅借入金等の年末残高 (5,000 万円を限度) $\times 1.2\%$

(ロ) [住宅の取得等の対価の額又は費用の額－当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等] (5,000 万円を限度) $\times 2\% \div 3$

(参考)

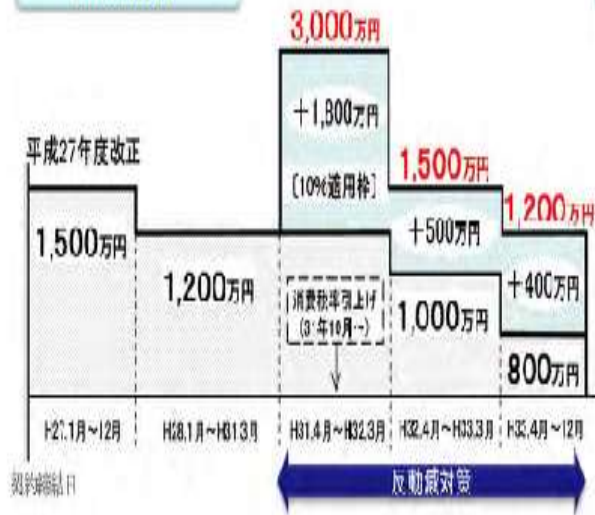
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

制度の概要

- 親・祖父母等(贈与者)が住宅取得等の資金を贈与する場合、子・孫等ごとに契約締結の時点に応じた非課税枠まで非課税とする。
- 受贈者:子・孫(20歳以上、合計所得金額2,000万円以下)
- 平成27年1月1日から平成33年12月31日までの措置(前身の同様の制度は平成21年に創設)。

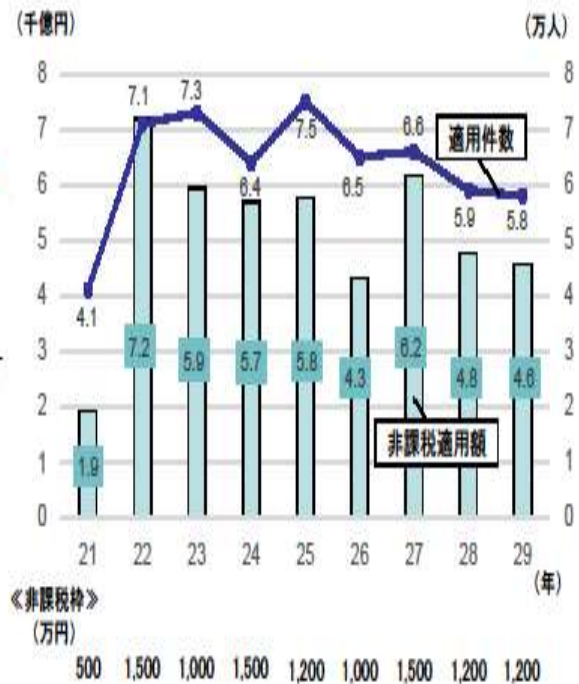


非課税枠



- (注)1 上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠はそれぞれ500万円減。
 2 平成31年3月末までに贈与契約を締結すれば、引渡しは31年10月を過ぎても、消費税率は旧税率(8%)を適用。
 3 東日本大震災の被災者に係る非課税枠は、33年12月末まで、耐震・エコ・バリアフリー住宅:1,500万円、一般住宅:1,000万円。
 ただし、消費税率10%が適用される住宅購入者の31年4月から32年3月までの非課税枠については、耐震・エコ・バリアフリー住宅:3,000万円、一般住宅:2,500万円。
 4 床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋が対象。原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。

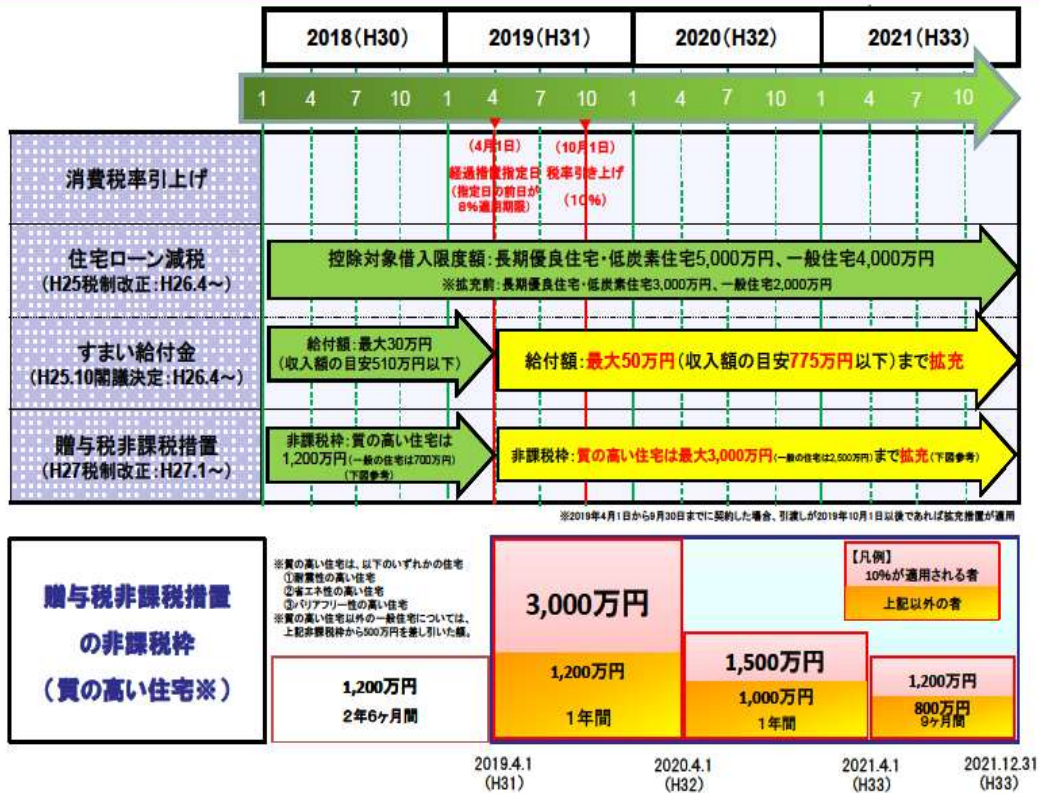
適用実績



- (注)1 計数は、国税庁の報道発表資料により、いずれも翌年3月末までに提出された申告書に係る計数。
 2 平成24年以降は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。

(出典) 税制調査会 <https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen20kai.html>

消費税率引上げに係る住宅対策について



(出典) 国土交通省 http://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000133.html

(参考)

(1) (中小・個人向け・減税) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講ずることとなりました。

個人が、住宅の取得等(その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等に限り、)をして平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合における、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の適用がある者のうち、

「適用年の11年目から13年目までの各年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。)を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の7を乗じて得た額(最高13.65万円)の控除限度額の範囲内で減額する」

こととなりました(大綱P23)。

(参考・コメント)

○適用要件として「その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等に限り。」にご留意ください。免税事業者からの取得などは適用外になると想定されます。

○上記算式の「÷3」とは11年目～13年目の3年間について3等分するという考え方です。

上記の算式は要するに、延長された期間、つまり11年目から13年目までの期間の減税の額は、最大で建物の価格の2%分として、実質的に、増税による負担の増加をなくす仕組みです。

その際には、建物価格の2%を3年間で分割した金額と、年末のローン残高の1%にあたる金額とを比べ、どちらか少ないほうが減税の額となります。

○大綱P19～(注2)ロを抜粋します。

「ロ 当該住宅の取得等に関し、補助金等の交付を受ける場合又は直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等の適用を受ける場合であっても、当該補助金等の額又は当該適用を受けた住宅取得等資金の額を控除しないこととする。」

現行制度と大きく異なる点です。

現行制度は補助金、受贈資金は控除してから計算しますが、上記の通り、拡大部分は控除しません。

なお、現行制度は下記をご確認ください。

(国税庁ホームページから抜粋)

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/sozoku/17/08.htm>

住宅取得等資金の贈与と住宅借入金等特別控除との関係

【照会要旨】

私は、自宅として使用する新築の建売住宅を取得する予定ですが、購入資金には、父から住宅取得のための資金として贈与を受ける金銭と、銀行からの借入金を充てるつもりです。

父からの贈与について、租税特別措置法第70条の2の規定の適用を受ける場合、租税特別措置法第41条の規定の適用はどのようになりますか。

【回答要旨】

租税特別措置法第70条の2の規定の適用を受ける場合であっても、租税特別措置法第41条の規定の適用を受けることができますが、同条の規定の適用に当たっては、租税特別措置法第70条の2の規定の適用を受ける額を考慮することとなります。

租税特別措置法第41条の規定の適用を受ける金額の計算の基礎となる「住宅借入金等の金額の合計額」については、住宅の取得等に係る借入金金額が住宅の取得等に係る対価の額を超える場合、その住宅の取得等に係る対価の額を「住宅借入金等の金額の合計額」とすることとされています。しかしながら、この「住宅の取得等に係る対価の額」については、租税特別措置法第70条の2の規定の適用を受ける場合には、その適用を受ける贈与に係

る金銭の額を「住宅の取得等に係る対価の額」から控除した額となります。

すなわち、租税特別措置法第41条の規定の適用を受ける金額の計算の基礎となる「住宅借入金等の金額の合計額」は、次の金額のうちいずれか低い金額となります。

①住宅の取得等に係る借入金の金額

②「住宅の取得等に係る対価の額」から租税特別措置法第70条の2の規定の適用を受ける贈与に係る金銭に相当する額を控除した額に相当する金額

【関係法令通達】

- 租税特別措置法第41条、第70条の2
- 租税特別措置法施行令第26条第5項

(2) (中小・個人向け・事務負担減) 給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書について、次に掲げる事項の記載を要しないこととされました(大綱 P19～)。

イ 住宅の取得等をした年月日

ロ 住宅の取得等をした家屋をその者の居住の用に供した年月日

ハ 住宅の取得等(住宅借入金等に当該取得等とともにする当該取得等をした家屋の敷地の用に供される土地等の取得に係る住宅借入金等が含まれる場合には、当該土地等の取得を含む。)の対価の額又は費用の額

ニ 住宅の取得等をした家屋の床面積

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に提出する給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書について適用されます。

(3) (中小・個人向け・事務負担減) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書の記載事項は、次に掲げる事項であることと法令上、明確化されました(大綱 P20～)。

イ 住宅の取得等をした家屋をその者の居住の用に供した年月日

ロ 住宅の取得等の対価の額又は費用の額

ハ 住宅の取得等をした家屋の床面積のうちその者の居住の用に供する部分の床面積の占める割合及び住宅の取得等をした家屋の敷地の用に供する土地等の面積のうち当該居住の用に供する部分の面積の占める割合

ニ 住宅借入金等が連帯債務である場合には、その負担部分の割合

ホ その他参考となるべき事項

(注) 上記の改正は、居住年が平成31年以後である者に対し、平成32年10月1日以後

に交付する住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書について適用されます。

(4) (中小・個人向け・減税) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する土地収用法の特例の規定による収用があった場合には、**収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除等を適用されます** (法人税についても同様とします。) (大綱 P20～)。

(注) 上記の改正は、平成 31 年 6 月 1 日以後の譲渡について適用されます。

(参考・コメント)

○要するに所有者不明土地については土地収用法に基づく収用等の場合と同様の税制上の特例措置ができたということです。

(5) (中小・個人向け・減税) **空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除の特例について**、老人ホーム等に入所をしたことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地等は、次に掲げる要件その他一定の要件を満たす場合に限り、相続の開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていたものとして本特例を適用するほか所要の整備を行った上、その適用期限を 4 年延長することとされました (大綱 P21～)。

① 被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続の開始の直前まで老人ホーム等に入所をしていたこと。

② 被相続人が老人ホーム等に入所をしたときから相続の開始の直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。

(注) 上記の改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用されます。

(参考・コメント)

○被相続人による「その者(被相続人)による一定の使用がなされ」がなされることが必要です。

○上記の具体的な証明方法が現時点では不明です。

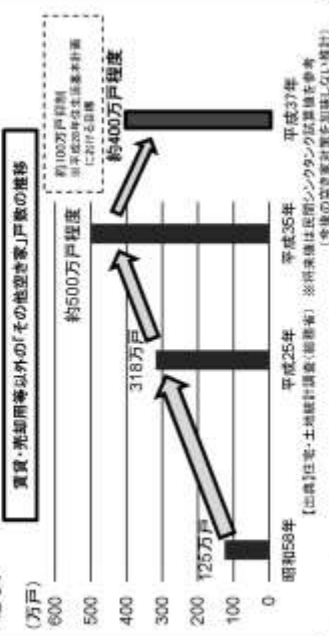
○上記②の要件は「いつでも戻れる」「調子が良ければ戻れる」といった考え方なのでしょうか。

空き家の発生を抑制するための特例措置の拡充・延長(所得税・個人住民税)

空き家の発生を抑制するため、空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除について、適用期間を4年間延長するとともに、被相続人の直前居住要件を緩和し、老人ホーム等に入居していた場合を特例適用対象に加える。

施策の背景

- 周辺の生活環境に悪影響を及ぼしうる空き家の数は年々増加
- 相続人が使う見込みのない古い住宅が空き家として放置され、周辺の生活環境に悪影響を与えることを未然に防止することが必要



○被相続人は相続開始の直前において老人ホーム等に入居していることも多い



老人ホーム等の入居者が持ち家を所有し続ける理由

理由	割合
家財道具を置いておくため	45.0%
施設と自宅を行き来して生活しているため	14.5%

【出典】老人ホーム等入居者へのアンケート調査(国土交通省)

○相続人が使う見込みのない空き家・敷地の流通を促進し、空き家の発生を抑制

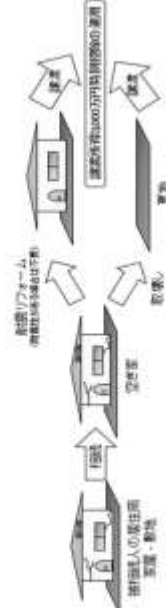
○老人ホーム等で亡くなる方は年々増加しており、特例適用対象に加えることで空き家対策を着実に実施

要望の結果

特例措置の内容

(主な要件)

- ・被相続人が単独で居住し、亡くなった後に空き家の状態
- ・相続後3年経過した年の12月31日までに譲渡
- ・旧耐震基準建築物を売却又は耐震リフォーム



結果

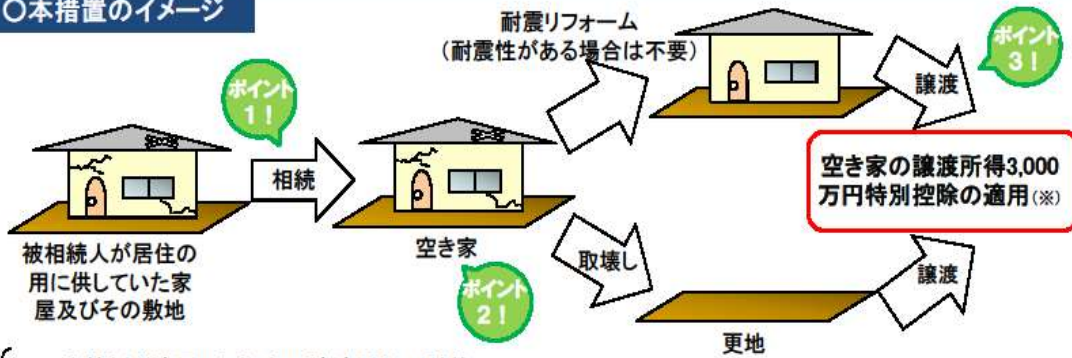
- ・本特例措置を4年間(平成32年1月1日～平成35年12月31日)延長する。
- ・被相続人が老人ホーム等に入居していた場合を対象に加える。

空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)について

1. 制度の概要

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。)又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する。

○本措置のイメージ



(※)本特例を適用した場合の譲渡所得の計算

$$\text{譲渡所得} = \text{譲渡価額} - \text{取得費} (\text{譲渡価額} \times 5\% (\text{※})) - \text{譲渡費用} (\text{除却費用等}) - \text{特別控除} 3,000 \text{万円}$$
※ 取得費が不明の場合、譲渡価額の5%で計算

【具体例】相続した家屋を取り壊して、取壊し後の土地を500万円で譲渡した場合

<前提条件>

- ・昭和55年建築
- ・除却費200万円
- ・被相続人が20年間所有
- ・取得価額不明

○本特例を適用する場合の所得税・個人住民税額：0円

(500万円 - 500万円 × 5% - 200万円 - 3,000万円) × 20% = 0円

○本特例がない場合の所得税・個人住民税額：55万円

(500万円 - 500万円 × 5% - 200万円) × 20% = 55万円

2. 適用を受けるにあたってのポイント

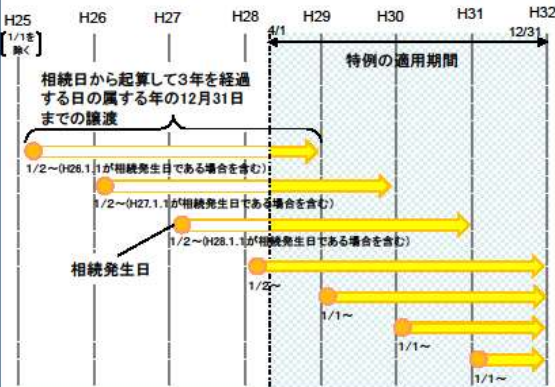
○ポイント1[相続発生日を起算点とした適用期間の要件]

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日まで、かつ、特例の適用期間である平成28年4月1日から平成31年12月31日までに譲渡することが必要。

【例】平成25年1月2日に相続が発生した場合
 → 本特例の対象となる譲渡期間
 :平成28年4月1日～平成28年12月31日

【イメージ図】

※ 黄色矢印(→)期間中に行われた譲渡が特例の対象



○ポイント2[相続した家屋の要件]

特例の対象となる家屋は、次の要件を満たすことが必要。

- ① 相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものであること
- ② 相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものであること
- ③ 昭和56年5月31日以前に建築された家屋(区分所有建築物を除く。)であること
- ④ 相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと
(※ 相続した家屋を取り壊して土地のみを譲渡する場合には、取り壊した家屋について相続の時から当該取壊し時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと、かつ、土地について相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと)

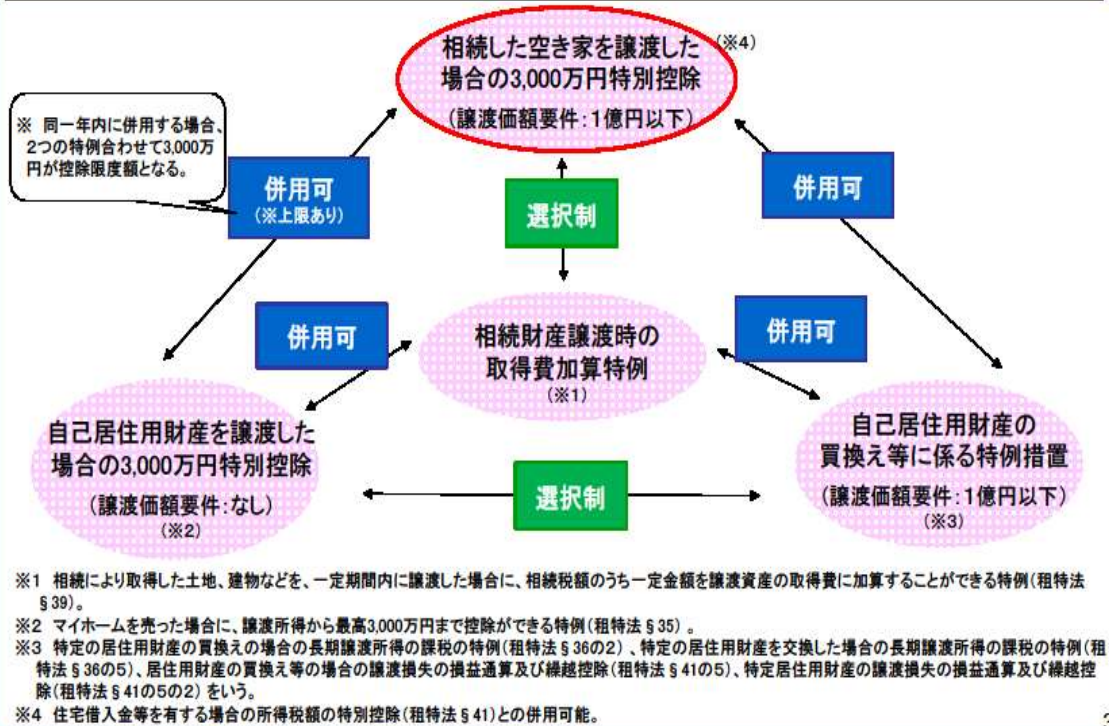
○ポイント3[譲渡する際の要件]

特例の対象となる譲渡は、次の要件を満たすことが必要。

- ① 譲渡価額が1億円以下
- ② 家屋を譲渡する場合(その敷地の用に供されている土地等も併せて譲渡する場合も含む。)、当該譲渡時において、当該家屋が現行の耐震基準に適合するものであること

3. 他の税制との適用関係

- 本特例は、自己居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除又は自己居住用財産の買換え等に係る特例措置のいずれかとの併用が可能。
- 本特例は、相続財産譲渡時の取得費加算特例と選択適用。



(出典) 国土交通省

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000030.html

(6) (中小・個人向け・減税?) 次に掲げる住宅の改修等に係る措置について、次に掲げる措置の区分に応じそれぞれ次に定める標準的な費用の額を、工事の実績を踏まえて見直すこととされました。

- ① 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
 - ・・・耐震改修工事に係る標準的な工事費用の額
- ② 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
 - ・・・特定の改修工事に係る標準的な工事費用の額
- ③ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
 - ・・・認定住宅の新築等に係る標準的な性能強化費用の額

(注) 上記①の改正は

平成 32 年 1 月 1 日以後に行う耐震改修工事について、

- 上記②の改正は特定の改修工事をした家屋を同日以後に居住の用に供する場合について
 - 上記③の改正は認定住宅を同日以後に居住の用に供する場合について
- それぞれ適用されます。

(参考・コメント)

- 現行の「標準的な工事費用の額」は国土交通省ホームページから検索できます。

(参考公示資料)

※3:「補助金等」とは、工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これに準ずるものをいいます。

◆適用を受けるための主な要件

- ① 工事を行った者が主として居住の用に供する家屋であること
- ② 工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること
- ③ 床面積が50㎡以上であること
- ④ 店舗等併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること
- ⑤ 合計所得金額が3,000万円以下であること

◆適用を受けるために必要な手続

確定申告の際、以下の書類を税務署に提出してください。

- ① 明細書
- ② 増改築等工事証明書
- ③ 登記事項証明書等(床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類)
- ④ 長期優良住宅の認定通知書の写し 等

※増改築等工事証明書は、
 ①登録された建築士事務所に属する建築士、
 ②指定確認検査機関、
 ③登録住宅性能評価機関、
 ④住宅瑕疵担保責任保険法人
 のいずれかに発行を依頼して下さい。

<耐震改修に係る標準的な工事費用相当額>

以下の表の左欄の改修の内容に応じ、中欄の金額に右欄の数字を乗じたものの合計額です。

耐震改修の内容	単位あたりの金額(税込)	単位
木造の住宅(以下「木造住宅」という。)の基礎に係る耐震改修	15,900円	家屋の建築面積(㎡)
木造住宅の壁に係る耐震改修	23,400円	家屋の床面積(㎡)
木造住宅の屋根に係る耐震改修	20,200円	施工面積(㎡)
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	34,700円	家屋の床面積(㎡)
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	78,000円	家屋の床面積(㎡)
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	2,552,000円	箇所数
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	267,600円	家屋の床面積(㎡)

3

＜省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額＞

以下の表の「工事の内容」に応じ、「単位あたりの金額」に「単位」及び「割合」を乗じたものの合計額です。

省エネ改修工事の内容		単位あたりの金額 (税込)	単位	割合		
全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 <small>(ガラス交換については、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事を含む。)</small>	ガラスの交換 (1 から8 地域 ^{※1} まで)	6,400 円	家屋の床面積の合計 (㎡)	1		
	内窓の新設又は交換 (1、2 及び3 地域)	11,800 円				
	内窓の新設 (4、5、6 及び7 地域)	7,700 円				
	サッシ及びガラスの交換 (1、2、3 及び4 地域)	18,900 円				
	サッシ及びガラスの交換 (5、6 及び7 地域)	15,500 円				
居室の窓の断熱性を高める工事 <small>(ガラス交換については、居室の窓の日射遮蔽性を高める工事を含む。)</small>	ガラスの交換 (1 から8 地域 まで)	6,400 円		集熱器面積 (㎡)	「居室の窓のうち左の工事を行った窓の面積」を「全ての居室の全ての窓の面積」で除した割合	
	内窓の新設又は交換 (1、2 及び3 地域)	11,800 円				
	内窓の新設 (4、5、6 及び7 地域)	7,700 円				
	サッシ及びガラスの交換 (1、2、3 及び4 地域)	18,900 円				
	サッシ及びガラスの交換 (5、6 及び7 地域)	15,500 円				
天井等の断熱性を高める工事 (1 から8 地域まで)	2,700 円	件 (台)	1			
壁の断熱性を高める工事 (1 から8 地域まで)	19,300 円					
床等の断熱性を高める工事 (1、2 及び3 地域)	5,700 円					
床等の断熱性を高める工事 (4、5、6 及び7 地域)	4,700 円					
太陽熱利用冷温熱装置 (冷暖房等及び給湯の用に供するものうち、日本工業規格A4112 に適合するもの) の設置工事		140,000 円				件 (台)
太陽熱利用冷温熱装置 (給湯の用に供するものうち、日本工業規格A4111 に適合するもの) の設置工事		391,400 円				
潜熱回収型給湯器の設置工事		98,400 円				
ヒートポンプ式電気給湯器の設置工事		393,200 円				
燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事		1,728,700 円				
ガスエンジン給湯器の設置工事		478,600 円				
エアコンディショナーの設置工事		91,200 円				
太陽光発電設備の設置工事	太陽光発電設備の設置工事		537,200 円	太陽電池モジュールの出力数 (kW)		
	特殊工事 ^{※2}	安全対策工事	53,700 円			
		陸屋根防水基礎工事	52,500 円			
		積雪対策工事	31,500 円			
		塩害対策工事	10,500 円			
		幹線増強工事	105,000 円		件	

※1 地域区分については、平成28年国土交通省告示第265号別表第10をご確認ください。

※2 工事の内容については、平成21年経済産業省告示第68号をご確認ください。

<耐久性向上改修工事に係る標準的な工事費用相当額>

以下の表の左欄の改修の内容に応じ、中欄の金額に右欄の数字を乗じたものの合計額です。

耐久性向上改修工事の内容			単位あたりの金額 (税込)	単位
小屋根の換気性を高める工事	小屋根の壁のうち屋外に面するものに換気口を取り付ける工事		20,900円	箇所数
	軒裏に換気口を取り付ける工事	軒裏有孔ボード以外の換気口を取り付ける工事	7,800円	
		軒裏有孔ボードを取り付ける工事	5,900円	施工面積 (㎡)
	小屋根の頂部に排気口を取り付ける工事		47,400円	箇所数
小屋根の状態を確認するための点検口を天井等に取り付ける工事			18,300円	
外壁を通気構造等とする工事			14,200円	施工面積 (㎡)
浴室又は脱衣室の防水性を高める工事	浴室を浴室ユニットとする工事		896,900円	箇所数
	脱衣室の壁に防水有効な仕上材を取り付ける工事	ビニルクロス以外の仕上材を取り付ける工事	12,800円	施工面積 (㎡)
		ビニルクロスを取り付ける工事	5,400円	
	脱衣室の床に防水有効な仕上材を取り付ける工事	耐水フローリング以外の仕上材を取り付ける工事	6,600円	
耐水フローリングを取り付ける工事		12,000円		
土台の防蟻又は防蟻のために行う工事	土台に防蟻処理又は防蟻処理をする工事		2,100円	
	土台に接する外壁の下端に水切りを取り付ける工事		2,400円	施工長さ (m)
外壁の軸組等に防蟻処理又は防蟻処理をする工事			2,100円	
床下の防湿性を高める工事	床下をコンクリートで覆う工事		12,700円	施工面積 (㎡)
	床下を防潮フィルム等で覆う工事		1,300円	
床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事			27,800円	箇所数
雨どいを軒又は外壁に取り付ける工事			3,900円	施工長さ (m)
地盤の防蟻のために行う工事	防蟻に有効な土壌処理をする工事		3,100円	施工面積 (㎡)
	地盤をコンクリートで覆う工事		12,700円	
給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易性を高める工事	給水管又は給湯管を維持管理上有効な位置に取り替える工事	共用の給水管以外の給湯管 (専用給水管) を取り替える工事	9,500円	施工長さ (m)
		共用の給水管を取り替える工事	32,000円	
	排水管を維持管理上又は更新上有効な位置に取り替える工事	共同住宅の排水管以外の排水管 (戸建工の排水管) を取り替える工事	9,800円	
		共同住宅の専用排水管以外の排水管 (共同住宅の共用排水管) を取り替える工事	16,800円	
		共同住宅の専用排水管のうち施工前に他住戸の専用部分に設置されていないものを取り替える工事	15,600円	
		共同住宅の専用排水管のうち施工前に他住戸の専用部分に設置されているものを取り替える工事	49,200円	
給水管、給湯管又は排水管の主要接合部等を点検し又は排水管を清掃するための開口を床、壁又は天井に設ける工事	開口を共用部以外の床 (専用部の床) に設ける工事		25,000円	箇所数
	開口を共用部以外の壁又は天井 (専用部の壁又は天井) に設ける工事		17,700円	
	開口を共用部の床、壁又は天井に設ける工事		51,400円	

(出典) 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/common/001185785.pdf>

2 金融・証券税制

(1) (中小・個人向け・納税者有利) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 (NISA) について、次の措置を講ずることとなりました (大綱 P 26~)。

① 非課税口座を開設している居住者等が一時的な出国により居住者等に該当しないこととなる場合の特例措置を次の通り講ずることとなりました。

イ 当該居住者等がその出国の日の前日までに当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に、

「・その者に係る給与等の支払をする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して出国をする旨

・引き続き非課税措置の適用を受けようとする旨

・帰国をした後再び当該非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行う旨その他の事項を記載した届出書

(以下「**継続適用届出書**」といいます。)の提出をしたときは、

その出国の時から、その者が当該金融商品取引業者等の営業所の長に、

・帰国をした年月日、

・当該非課税口座において再び非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨その他の事項を記載した届出書 (以下「**帰国届出書**」といいます。)の提出をする日

と

当該継続適用届出書の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日

とのいずれか早い日までの間は、

その者を居住者等に該当する者とみなして、本措置を引き続き適用することとされました。

この場合において、当該帰国届出書の提出をする日までは、当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等を受入れることができないこととされました。

ロ **継続適用届出書の提出をした者が当該提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに当該金融商品取引業者等の営業所の長に帰国届出書の提出をしなかった場合には、同日においてその者が当該金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書を提出したものとみなされます。**

ハ その出国につき、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象となる者は、継続適用届出書の提出をすることができないこととされました。

◆ NISA口座保有者の出国に伴う対応

【現状及び問題点】

○ NISA口座保有者（一般NISA、つみたてNISA）が海外転勤等により一時的に出国する場合、既にNISA口座で保有している商品は課税口座に払い出されることになる。また、帰国後においても、一旦課税口座に払い出された商品は、NISA口座に戻す（移管する）ことはできない。

【要望事項】

○ NISA口座保有者が、海外転勤等により一時的に出国する場合など、日本を離れている間であっても引き続きNISA口座を利用できるようにすること。

【要望内容】



5

(出典) 金融庁 <https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/180831.pdf>

(参考・コメント)

○ 出国した日から帰国届出書を提出するまでの間に非課税期間が終了する場合に留意が必要です。自動的に課税口座に移管されるものと考えられます。

② (中小・個人向け) 居住者等が非課税口座を開設することができる年齢要件をその年1月1日において18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げます(大綱P27~)。

③ (中小・個人向け) 次に掲げる書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供の際に行うこととされている本人確認の方法について、その者の氏名、生年月日及び住所の記載のある住所等確認書類を提示する方法を加えることとなりました(大綱P27~)。

- イ 特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書
- ロ 非課税口座内上場株式等移管依頼書
- ハ 未成年者口座非課税口座間移管依頼書

④ (中小・個人向け) 非課税口座を開設している居住者等は、当該非課税口座にその年に設けられている勘定を変更しようとする場合には、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座異動届出書の提出ができることとします(大綱P27~)。

この場合において、当該非課税口座異動届出書を提出する日以前に当該勘定に既に上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座異動届出書を受理することができないこととします。

(注) 上記②の改正は、平成35年1月1日以後に設けられる非課税口座について適用するとともに、所要の経過措置を講ずることとなりました。

利子等並びに上場株式の配当等及び譲渡益に係る税制の沿革			
	預貯金、公社債等の利子等	上場株式の配当等	上場株式の譲渡益
昭和62年	<ul style="list-style-type: none"> 総合課税 源泉分離選択課税(35%[国税のみ]) 申告不要(普通預金等のみ) 源泉:20%[国税のみ] 選択 > マル優(少額貯蓄非課税制度)[S38年創設]	<ul style="list-style-type: none"> 総合課税 源泉分離選択課税(35%[国税のみ]) 申告不要(少額のものに限る) 源泉:20%[国税のみ] 選択	<ul style="list-style-type: none"> 原則、非課税(事業類似のもの等は総合課税) 《参考》S28年に譲渡益が原則、非課税とされたことに伴い、有価証券取引税(譲渡価額を課税標準とした流通税)が創設された。
昭和63年	源泉分離課税化(地方税:利子割の創設) <ul style="list-style-type: none"> 源泉分離課税(20%[国税:15%、地方税:5%]) > マル優(少額貯蓄非課税制度)の見直し(対象を老人、障害者等に限定[老人等マル優]) > 一般財形貯蓄の利子非課税の見直し(対象を財形住宅貯蓄に限定[財形住宅貯蓄の利子非課税]) [財形年金貯蓄の利子非課税[S60年創設]は存置] 		
平成元年			厚削、課税化 <ul style="list-style-type: none"> 申告分離課税(26%[国税:20%、地方税:6%]) 源泉分離選択課税(※)(20%[国税のみ]) 選択 (※) みなし利益(譲渡価額の一定割合)に対して課税。 《参考》有価証券取引税の税率引下げ
平成11年			《参考》有価証券取引税の廃止
平成15年		源泉分離選択課税の廃止、申告不要の適用上限度の廃止(大口株主を除く)、上場株式等に係る前払控除(20%→10%)の導入(地方税:配当割の創設) <ul style="list-style-type: none"> 総合課税 申告不要(大口株主は少額のものに限る) 源泉:10%[国税:7%、地方税:3%] 選択	源泉分離選択課税の廃止、申告不要制度の創設、上場株式等に係る前払控除(20%→10%)の導入(地方税:株式等譲渡所得割の創設) <ul style="list-style-type: none"> 申告分離課税(10%[国税:7%、地方税:3%]) 申告不要(源泉徴収された特定口座内上場株式等に限る) 源泉:10%[国税:7%、地方税:3%] 選択 > 特定口座制度の開始 > 譲渡損失の繰越控除制度の創設

利子等並びに上場株式の配当等及び譲渡益に係る税制の沿革（承前）

	預貯金、公社債等の利子等	上場株式の配当等	上場株式の譲渡益
平成16年			《参考》非上場株式等の譲渡益に係る税率引下げ (26%〔国税:20%、地方税6%〕 → 20%〔国税:15%、地方税5%〕)
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> 老人等マル優（老人等の少額貯蓄非課税制度）の見直し（対象を障害者等に限定〔障害者等マル優〕） 		
平成21年		申告分離課税の創設 <ul style="list-style-type: none"> 総合課税 申告分離課税（大口株主は除く） (10%〔国税:7%、地方税:3%〕) 申告不要（大口株主は少額のものに限る） (源泉:10%〔国税:7%、地方税:3%〕) 選択 上場株式等の譲渡損失と配当等の間の損益通算の導入	上場株式等の譲渡損失と配当等の間の損益通算の導入（同左）
平成23年		総合課税の対象となる大口株主要件の見直し（保有割合の引下げ:5%→3%）	
平成26年		上場株式等に係る軽減税率の廃止 ・税率（10%→20%〔国税:15%、地方税:5%〕） ・NISA（少額投資非課税制度）の創設	上場株式等に係る軽減税率の廃止 ・税率（10%→20%〔国税:15%、地方税:5%〕） ・NISA（少額投資非課税制度）の創設（同左）
平成28年	公社債課税の見直し 【特定公社債等の利子等】 ・申告分離課税（20%〔国税:15%、地方税:5%〕） ・申告不要（源泉:20%〔国税:15%、地方税:5%〕） 【一般公社債等の利子等】 ・源泉分離課税（20%〔国税:15%、地方税:5%〕） 上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算の特例の範囲に特定公社債等の利子等を追加	選択 ・ジュニアNISAの創設	・ジュニアNISAの創設（同左） 《参考》公社債課税の見直しにおいて、非課税とされていた公社債の譲渡について、株式等の譲渡と同様に、課税することとされた。
平成30年		つみたてNISAの導入（一定の投資信託が対象）	つみたてNISAの導入（同左）（一定の投資信託が対象）

31

（出典）税制調査会 <https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen19kai3.pdf>

（2）（中小・個人向け）未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）について、次の措置を講ずることとなりました（大綱P28～）

①居住者等が未成年者口座の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる年齢要件をその年1月1日において18歳未満（現行:20歳未満）に引き下げられます。

②次に掲げる書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供の際に行うこととされている本人確認の方法について、その者の氏名、生年月日及び住所の記載のある住所等確認書類を提示する方法を加えることとなりました。

イ 未成年者口座内上場株式等移管依頼書

ロ 特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書

(注) 上記①の改正は、平成35年1月1日以後に設けられる未成年者口座等について適用するとともに、所要の経過措置を講ずることとなりました。

NISA制度（少額投資非課税制度）の概要

- 家計の安定的な資産形成を支援する観点から、平成25年度税制改正において、NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）を創設。
- また、平成29年度税制改正において、少額からの積立・分散投資を促進するため「つみたてNISA」を創設。

	一般NISA <small>いずれかを選択</small>	つみたてNISA
年間の投資上限額	120万円 <small>(平成26・27年は100万円)</small>	40万円
非課税期間	5年間	20年間
口座開設可能期間	10年間 <small>(平成26年～平成35年(2023年))</small>	20年間 <small>(平成30年～平成49年(2037年))</small>
投資対象商品	上場株式・公募株式投資信託等	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 <small>(商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)</small>
投資方法	制限なし	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
制度イメージ	<p>(単位：万円)</p> <p>10年間</p> <p>ロールオーバー可</p>	<p>(単位：万円)</p> <p>20年間</p> <p>(一定期間ごとに口座開設者に係る確認を実施)</p>

(備考)このほか、平成27年度税制改正において、若年層への投資のすそ野拡大等の観点から、「ジュニアNISA」を創設。(20歳未満の者が非課税口座を開設、年間の投資上限額:80万円、非課税期間:5年間、口座開設可能期間:8年間(平成28年～平成35年(2023年)))

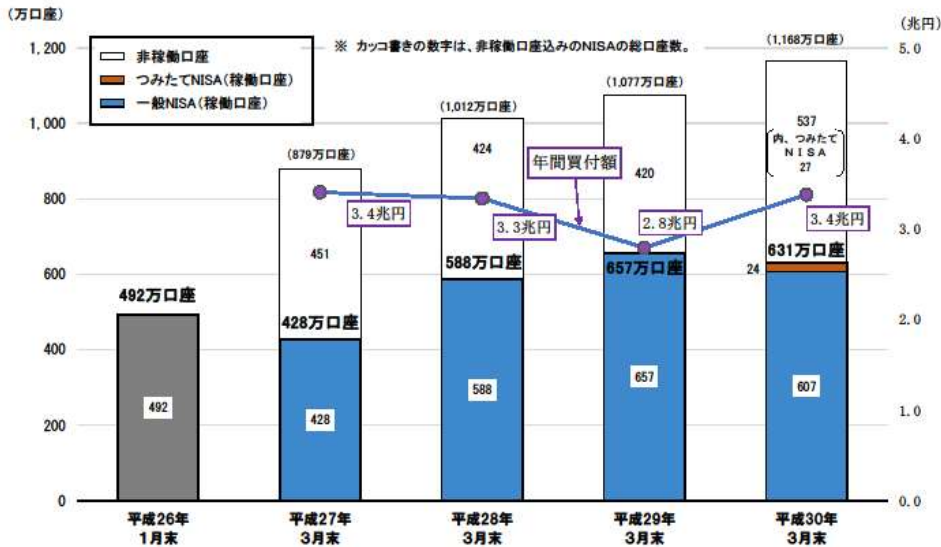
NISAとiDeCo（個人型確定拠出年金）の制度比較

- NISAとiDeCoはともに国民の安定資産の形成を支援する制度。特に「つみたてNISA」とiDeCoは、各個人が運用商品を選択し、長期間にわたり少額の積立を行うものであり、類似の機能を果たしている。
- iDeCoは支給開始年齢（60歳以上）到達前の中途引出しが原則不可であるなど、老後に向けた資産形成という目的を反映した制度設計となっている。NISAはこうした制約がなく、資産としての流動性が高い仕組みである。

		NISA（一般・つみたて）	iDeCo
拠出時の課税関係		税引き後所得から拠出 <限度額> ・一般NISA：年間120万円（非課税期間5年間） ・つみたてNISA：年間40万円（非課税期間20年間）	全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除） <限度額> 企業年金への加入状況等によって異なる （企業型年金、確定給付型の年金のいずれも実施されていない第2号被保険者（民間サラリーマン）の場合、年間27.6万円）
給付の仕組み	加入可能年齢		60歳まで
	支給開始年齢	制限なし ・60歳以上も非課税投資が可能 ・任意のタイミングで引出し可能	60歳以上70歳以下の請求時（加入期間によって異なる）
	支給開始年齢到達前の中途引出し		原則不可（一部、国民年金の保険料免除者等の要件を満たした者のみ可能）
	課税関係	課税なし（運用益非課税）	年金払い：雑所得（公的年金等控除） 一時金払い：退職所得又は一時所得

34

NISA（一般・つみたて）の稼働口座数及び年間買付額の推移



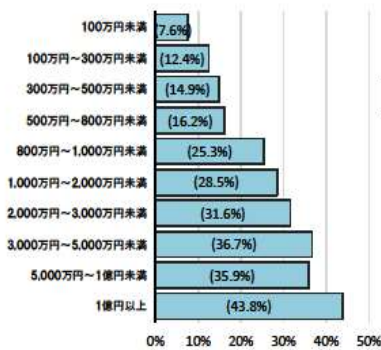
(注1) 総口座数及び年間買付額は「NISA・ジュニアNISA利用状況調査[金融庁]」から作成。「年間買付額」は、それぞれ前年4月～当年3月末までの1年間の買付額。稼働口座と非稼働口座の口座数は、「NISA及びジュニアNISA口座開設・利用状況調査結果(全証券会社) [日本証券業協会]」の稼働率(平成26年以降で一度でも買付けがあった口座の割合)を乗じて計算している。
 (注2) 平成26年1月末については、制度開始直後であるため、稼働口座・非稼働口座の区別をしていない。
 (注3) 平成30年3月末の全体の口座数及び年間買付額は、一般NISAとつみたてNISAの合計値を表示している。

35

NISAの利用状況

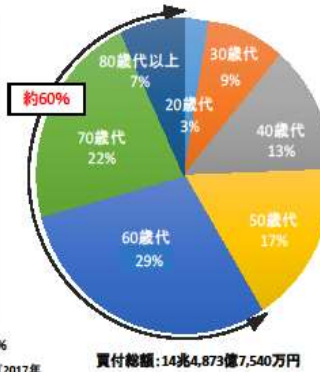
- 金融資産を多く保有する階層ほど、NISA口座の利用率が高い模様。
- 平成30年に運用開始した「つみたてNISA」は現役世代の利用も多い。他方、平成26年から運用されている一般NISAは、60歳以上の利用が約60%を占めている。

世帯の保有金融資産高別のNISA口座利用率



(注1) QUICK資産運用研究所「個人の資産形成に関する意識調査」(2017年12月、n=5,132)をもとに財務省作成。世帯の保有金融資産について「回答したくない」と回答した者(n=2,082)を除いて累計している。サンプル数が限られたアンケート調査であることに留意。
 (注2) 「つみたてNISA」は平成30年(2018年)から開始。

一般NISAにおける年代別買付額割合



つみたてNISAにおける年代別買付額割合



(出所) 金融庁「NISA口座の利用状況(平成30年6月末時点)」

(出典) 税制調査会 <https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen19kai3.pdf>

(3) (納税者有利) 中小企業等経営強化法の改正を前提に、特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等(ストックオプション税制)について、次の措置を講ずることとされました(大綱P30～)。

① 適用対象者の範囲に、中小企業等経営強化法に規定する認定新規中小企業者等(仮称)が同法の認定を受けた同法に規定する新事業分野開拓計画(仮称)に従って活用する取締役及び使用人等以外の者(当該新事業分野開拓計画(仮称)の実施期間の開始の日から新株予約権の行使までの間、居住者であること等の要件を満たす者に限る。以下「特定事業者」という。)を加えられることとなりました。

② 特定事業者が本特例の適用を受けて取得をした株式を相続等により取得をした個人は、承継特例適用者に該当しないこととされました。

③ 特定事業者が、本特例の適用を受けて取得をした株式の譲渡等をするまでに国外転出をする場合には、当該国外転出の時に、当該株式に係る新株予約権の行使の日における当該株式の価額に相当する金額により当該株式の譲渡があったものとみなして、所得税を課することとされました。

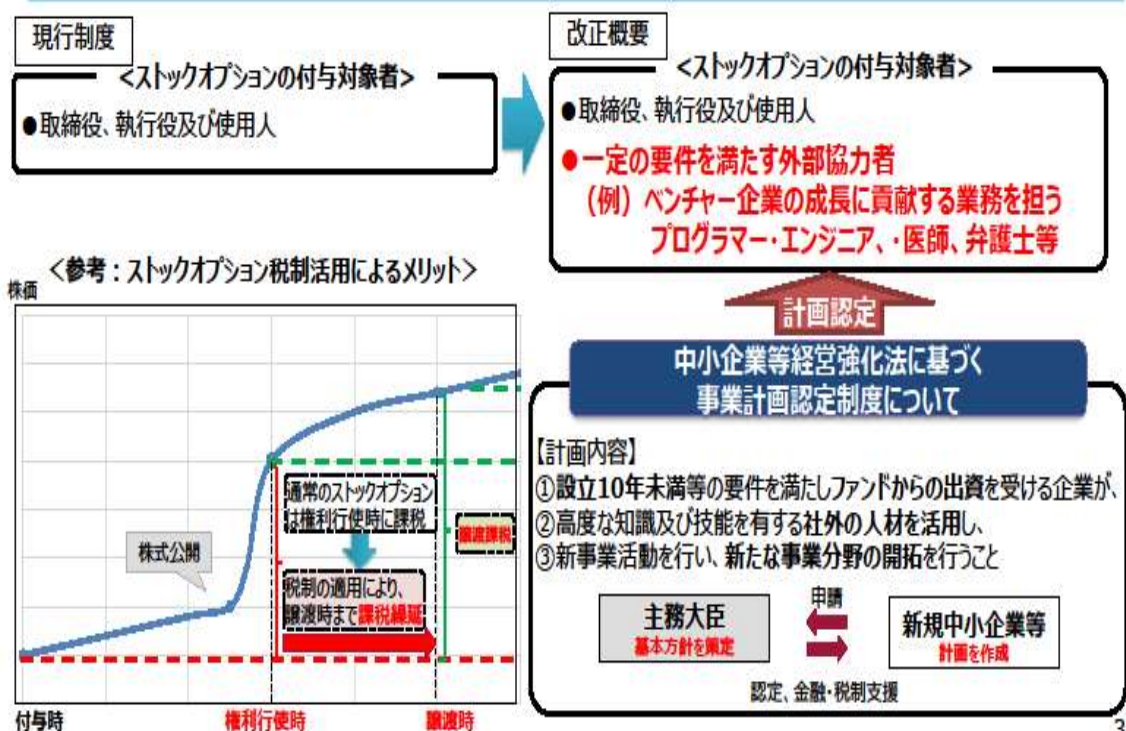
(注) 特定事業者の相続人は、本特例の適用はできないこととされました。

(3-2) ストックオプション税制の適用対象者の拡大

拡充

(特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の拡充)
(所得税・住民税)

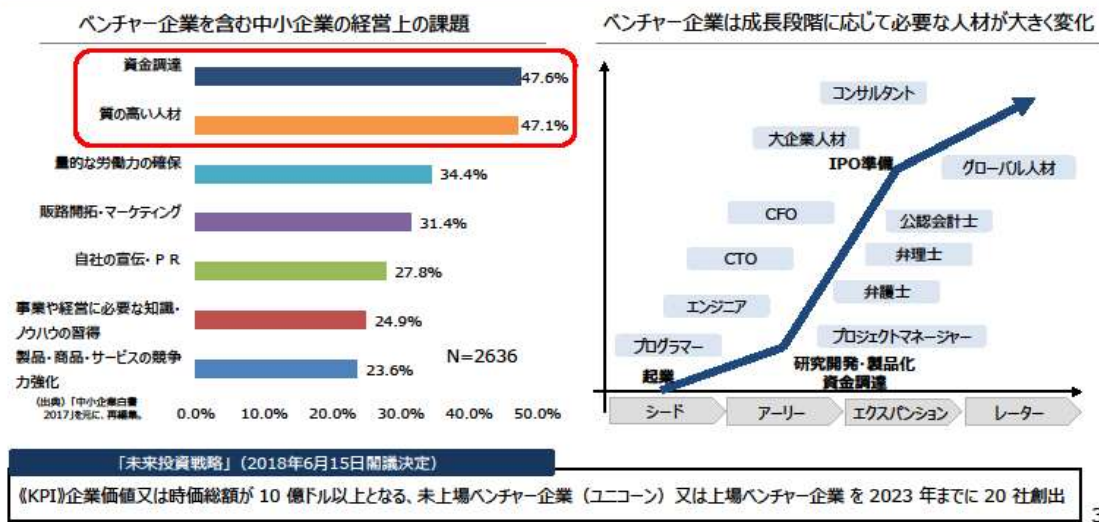
- ベンチャー企業が、兼業・副業等の多様な働き方で活躍する国内外の高度・専門人材を円滑に獲得できるよう、本制度の付与対象者を現行の取締役・従業員から、社外からでも企業に貢献する高度人材（外部協力者）にまで拡大し、ストックオプションを利用した柔軟なインセンティブ付与を実現する。
- 事業者は、外部協力者を活用して行う事業計画を作成し、主務大臣が認定。認定計画に従って事業に従事する外部協力者へのストックオプションの付与に関して、税制優遇措置を適用する。



35

(参考) ベンチャー企業における外部協力者の必要性

- ベンチャー企業が飛躍的な成長を実現するには、国内外から質の高い人材を獲得することが重要。また、ベンチャー企業では成長段階に応じ必要な人材が大きく変化することから、**高度かつ専門的な人材を社外からも機動的に確保することが必要。**
- 本拡充により、**手許資金が貴重なベンチャー企業でも、ストックオプションを活用することで高度人材を円滑に獲得することが可能となる。**



36

（出典）経済産業省

http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf

(参考・コメント)

- 特定事業者とは上表にあるように「一定の要件を満たす外部協力者」です。このため当該経済的利益がどのような取扱いとなるかは、大綱の時点では不明のため、法律及び政省令を注視しておく必要があります。
- 平成31年度改正大綱時点では、年間の権利行使価格の限度額1,200万円要件が適用されるか否かは不明です。

（4）（中小・個人向け）特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受入れることができる上場株式等の範囲に、居住者等が発行人等に対して役務の提供をした場合におけるその役務の提供の対価としてその居住者等に生ずる債権の給付と引換えにその居住者等が取得することとされている上場株式等を加えることとされました（大綱P30～）。

(5) (中小・個人向け)

☞（改正）平成28年1月1日前に次に掲げる告知又は告知書の提出（以下「告知等」という。）を行った者で同日以後に配当等の支払を受けるものが、平成31年1月1日以後最初

に配当等の支払を受ける日等までにその告知等を受けた者に行うこととされている個人番号又は法人番号の告知について、その告知期限を3年延長することとされました（大綱 P30～）。

- ① 利子、配当等の受領者の告知
- ② 無記名公社債の利子等に係る告知書の提出
- ③ 株式等の譲渡の対価の受領者の告知
- ④ 交付金銭等の受領者の告知
- ⑤ 償還金等の受領者の告知
- ⑥ 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知
- ⑦ 先物取引の差金等決済をする者の告知
- ⑧ 金地金等の譲渡の対価の受領者の告知
- ⑨ 特定株式投資信託の受益者に係る情報の受託者への告知
- ⑩ 特定口座開設届出書の提出をする者の告知
- ⑪ 非課税口座開設届出書の提出をする者の告知
- ⑫ 国外送金等をする者の告知書の提出
- ⑬ 国外証券移管等をする者の告知書の提出

（参考・コメント）

○既存口座の告知義務に係る経過措置について、告知が進んでいない状況を踏まえ、期限の延長を行うこととされたものです（現行：平成30年末→改正：平成33年末）

☞行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正を前提に、次の措置を講ずることとされました。

- ① 個人番号の告知を受けるべき金融機関等が、その金融機関等に個人番号の告知をすべき者でその告知をしていないもの（以下「番号未告知者」という。）の個人番号を振替機関から提供を受けて確認したときは、その番号未告知者がその金融機関等に個人番号の告知をしたものとみなして、改めてその番号未告知者がその金融機関等に個人番号の告知を行うことを要しないこととされました。
- ② 金融機関等が番号未告知者の個人番号の確認をしたときは、その金融機関等が提出すべきその確認後にその番号未告知者に支払をする配当等に係る支払調書等には、その確認をした個人番号を記載することとされました。

(参考・コメント)

○マイナンバー法等の改正による影響です。ほふりが加入者情報とマイナンバーで検索可能な状態で管理すること等を位置付け、本人確認情報を活用して支払調書に記載するマイナンバーを取得することとされました。

3 (中小・個人向け・増税) 森林環境税 (仮称) 及び森林環境譲与税 (仮称) の創設

(1) 森林環境税 (仮称) の創設

① 基本的な仕組み

イ 納税義務者等

森林環境税 (仮称) は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とします。

ロ 税率

森林環境税 (仮称) の税率は、**年額 1,000 円**とします。

ハ 賦課徴収

森林環境税 (仮称) の賦課徴収は、市町村において、個人住民税と併せて行うこととします。

② 施行期日

森林環境税 (仮称) は、**平成 36 年度から課税**されます。

③ その他

個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関する所要の措置を講ずることとされます。

4 租税特別措置等

(国 税)

(1) (中小・個人向け・減税) 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例について、適用対象となる内国法人の範囲に、当該内国法人について平成 28 年 4 月 1 日以後に初めて一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき債務処理計画が策定されたこと等の要件を満たすものを加えた上、その適用期限を 3 年延長することとされました (大綱 P 3 4～、地方税の取扱いについても同様です、大綱 P 3 5～)。

(参考)

◆経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長

【現状及び問題点】

○ 中小事業者の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」^(注1)に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、平成28年3月末までの間、譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。

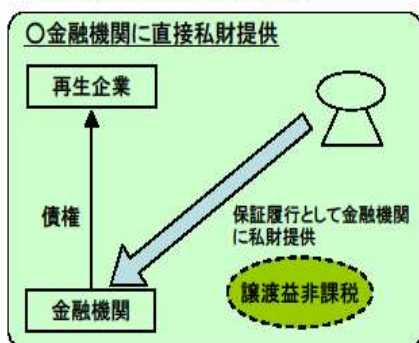
(注1)一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会等の)準則に則り作成された計画を言う。

【大綱の概要】

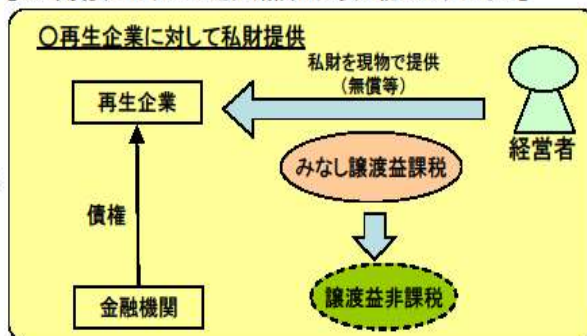
平成28年3月末とされている適用期限を、平成31年3月末まで3年延長する^(注2)。

(注2)本特例の適用対象となる中小事業者の範囲を、中小企業金融円滑化法の施行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間に、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済について、条件変更を受けた中小事業者とする。

【これまで認められていたもの】



【28年度要望において適用期限の延長が認められたもの】



7

(出典) 金融庁 <https://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20151224-1/01.pdf>

5 その他

(国 税)

(1) (中小・個人向け) 居住者が納付する森林環境税(仮称)及び森林環境税(仮称)に係る延滞金は、必要経費に算入しないこととされました(大綱P36～)。

(2) (中小・個人向け) 個人が保有する資金決済に関する法律に規定する仮想通貨につき、その者の所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる期末において有する仮想通貨の価額は、

移動平均法又は総平均法により算出した取得価額をもって評価した金額

とするほか、所要の措置を講ずることとされました(大綱P36～)。

仮想通貨の所得が簡単に計算できるようになりました。
 ※仮想通貨の計算書（Excel）は、国税庁HPに掲載しています。

年間取引報告書							
氏名 国税 太郎 様						発行者 A 交換所	
（現物取引）							
通貨名	①年始数量	②年中購入数量	③年中購入金額	④年中売却数量	⑤年中売却金額	⑥移入数量	⑦移出数量
ビットコイン		5.0	3,000,000	1.0	1,000,000		3.0
（証拠金取引）							
通貨名	⑧繰上合計	通貨名	支払手数料				
ビットコイン	500,000	ビットコイン	10,000				

【仮想通貨の計算書の作成方法】

- STEP 1 年間取引報告書の記載項目を入力【青・ピンク・赤・緑の枠囲み】
- STEP 2 仮想通貨での決済があれば必要事項を入力【茶色の枠囲み】
- STEP 3 前年末の残高があれば年始残高に入力【黒の枠囲み】
- STEP 4 売却価額・売却原価・所得金額が自動計算【青字・赤字】

平成 30 年分 仮想通貨の計算書（総平均法用）							
						氏名	国税 太郎
1 仮想通貨の名称		ビットコイン					
2 年間取引報告書に関する事項							
取引所の名称		購入		売却			
		数量	金額	数量	金額		
A 交換所		5.0	3,000,000	1.0	1,000,000		
合計		5.0	3,000,000	1.0	1,000,000		
3 上記2以外の取引に関する事項							
月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
10	1	●●電気	決済			1.0	1,000,000
合計				0	0	1.0	1,000,000
4 仮想通貨の売却原価の計算							
	年始残高(※)	購入等		総平均単価	売却原価(※)	年末残高・翌年繰越	
数量	(A) 0	(C) 5.0		—	(F) 2.0	(H) 3.0	
金額	(B) 0	(D) 3,000,000	(E) 600,000		(G) 1,200,000	(I) 1,800,000	
				※前年の(B) (I)を記載		※売却した仮想通貨の取得価額	
5 仮想通貨の所得金額の計算							
収入金額			必要経費			所得金額	
売却価額	証拠金（差益）	売却原価(※)	手数料等	証拠金（差損）			
2,000,000	500,000	1,200,000	10,000		1,290,000		
				※売却した仮想通貨の取得価額		【参考】	
						収入金額計 2,500,000	
						必要経費計 1,210,000	

※色のついたセルに入力します。白色のセルは自動計算されます。

(出典) 国税庁

<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/faq/pdf/02.pdf>

(参考・コメント)

○個人が保有する仮想通貨については、本改正前は法令上の具体的な取扱いはありませんでした。

しかし、国税庁が平成30年12月1日に公表していた「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」においては移動平均法で算出することが相当であるとされていました。

○具体的な適用時期が大綱には明記されておりません。

○「残高証明書」「年間取引報告書」について相続税申告作成用の交付も予定されているようです。

○平成30年分申告から、仮想通貨交換業者から顧客に年間報告書の提供が行われます。

(3) (中小・個人向け・増税) 源泉徴収及び確定申告における配偶者に係る控除の適用について、次の見直しを行うこととされました（大綱P36～）。

① 給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用については、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととされました。

② 居住者の配偶者が、公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受け、かつ、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用を受ける場合等には、その居住者は、確定申告において配偶者特別控除の適用を受けることができないこととする等の所要の措置を講ずることとされました。

(注) 上記の改正は、平成32年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成32年分以後の所得税について適用されます。

(参考・コメント)

○現行制度では夫婦双方が源泉控除対象者に該当する場合など、夫婦がお互いに配偶者に係る控除の適用が受けられるケースがありました。

※夫婦双方が給与所得者や事業所得者である場合には、確定申告や年末調整で配偶者に係る控除は夫婦のいずれか一方にしか適用できません。

○今回の見直しで

☞夫婦双方が源泉控除対象配偶者に該当する場合であっても、夫婦のいずれか一方しか源泉控除対象配偶者に該当しないこととされました。

☞夫婦の一方の者が年金の源泉徴収段階において他方の者を源泉控除対象配偶者として配偶者に係る控除を適用し、申告不要の適用を受ける場合には、その他方の者は確定申告、年末調整段階で配偶者に係る控除の適用ができないこととされました。

○要するに下記の場合をイメージしてください。

(期中、源泉徴収段階)

夫：給与所得者 ← 源泉控除対象配偶者

妻：年金受給者 ← 源泉控除対象配偶者

(年末調整、確定申告期)

夫：確定申告で配偶者特別控除を適用 ← 妻が申告不要制度をとっているので調整不可

妻：公的年金等の申告不要制度を適用

当該状態を回避すべく、源泉徴収段階から片方しか受けられないとしたものです。

(4) (中小・個人向け・事務負担減) 次に掲げる書類については、確定申告書等に添付し、又は確定申告書等の提出の際提示することを要しないこととするほか、これに伴う所要の措置を講ずることとされました(大綱P36～)。

- ① 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ② オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ③ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ④ 上場株式配当等の支払通知書
- ⑤ 特定口座年間取引報告書
- ⑥ 未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書
- ⑦ 特定割引債の償還金の支払通知書
- ⑧ 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例を適用する際の相続税額等を記載した書類

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に提出する確定申告書等について適用することとされました。

(5) (中小・個人向け・事務負担減) その年において支払を受けるべき給与等で年末調整の適用を受けたものを有する居住者が提出する確定申告書の記載事項のうち、その年末調整で適用を受けた所得控除の額と確定申告で適用を受ける所得控除の額とが同額である場合におけるこれらの所得控除に関する事項については、その年末調整で適用を受けた所得控除の額の合計額の記載によることとすることになりました(大綱P37～)。

(注1) 確定申告で適用を受ける所得控除の額のうち年末調整で適用を受けた所得控除の額と同額である所得控除については、その内訳の記載を要しないこととし、その額の記載によることとすることとされました。

(注2) 上記の改正は、平成31年分以後の確定申告書を平成31年4月1日以後に提出

する場合について適用されます。

(参考・コメント)

○上記改正に伴い、確定申告書様式が変更するといわれています。

(6) (中小・個人向け) 公的年金等(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(以下「扶養親族等申告書」という。)の提出をすることができないものを除く。以下同じ。)の源泉徴収について、次の見直しを行うこととされました(大綱 P 37~)。

① 扶養親族等申告書の提出をしなかった場合の源泉徴収税額は、その提出の際に經由すべき公的年金等の支払者が支払う公的年金等の金額から公的年金等控除及び基礎控除に対応する控除の月割額(その月割額が最低保障額に満たない場合には、最低保障額)にその公的年金等の支給月数を乗じて計算した金額を控除した残額に、5%の税率を乗じて計算することとなりました。

(注) 上記の最低保障額は、9万円(その公的年金等の支払を受ける居住者が65歳以上である場合には、13万5千円)とされます。

② 扶養親族等申告書にその者の氏名を自署した場合には、その者の押印を要しないこととされます。

③ 扶養親族等申告書の記載事項から、同一生計配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合の人数を除外することとされました。

(注) 上記の改正は、平成32年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等について適用されます。

1. 大綱の概要

- 公的年金等の源泉徴収について、次の見直しを行う
 - ① 扶養親族等申告書の提出をしなかった場合の源泉徴収税額は、その提出の際に經由すべき公的年金等の支払者が支払う公的年金等の金額から公的年金等控除及び基礎控除に対応する控除の月割額(その月割額が最低保障額に満たない場合には、最低保障額)にその公的年金等の支給月数を乗じて計算した金額を控除した残額に、5%の税率を乗じて計算する。
 - ※上記の最低保障額は、9万円(65歳以上の場合は13.5万円)とする
 - ② その他所要の措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 毎年、日本年金機構等の年金支払者から所得税課税対象となる年金受給者へ扶養親族等申告書を送付し、多くの年金受給者に扶養親族等に係る申告を行っていただいている。
- 現行の所得税法では、扶養親族等申告書を提出しなかった場合、①提出した場合と比して税率が2倍(10%)となり、②本人分の公的年金等控除・基礎控除までも適用されなくなることから、源泉徴収税額が提出した場合に比して10倍以上になるケースもある等、年金受給者の生活に大きな影響を与えている。
- また、高齢の年金受給者において、独居の方、認知能力の低下している方、体が不自由な方が増えており、扶養親族等申告書に関する適切な対応が難しい方が今後とも増えていくことが見込まれる。
- こうしたことから、年金受給者については扶養親族等申告書を提出しなかった場合も①源泉徴収税額計算を行う際の税率を5%(現行：10%)とし、②本人分の公的年金等控除・基礎控除が適用されること等の措置を講ずる。
 - ※平成31年分の扶養親族等申告書(平成30年秋送付)が未提出の場合、現行の所得税法の規定が適用される。

19

(出典) 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000462285.pdf>

(7) (中小・個人向け・納税者不利) 個人住民税における都道府県又は市区町村(以下「都道府県等」といいます。)に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、次の見直しを行うこととされました(大綱P40~)。

① 総務大臣は、次の基準に適合する都道府県等をふるさと納税(特例控除)の対象として指定することとされました。

イ 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等

ロ イの都道府県等で返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす都道府県等

(イ) 返礼品の返礼割合を3割以下とすること

(ロ) 返礼品を地場産品とすること

② ①の基準は総務大臣が定めることとする。

③ 指定は、都道府県等の申出により行うこととする。

④ 総務大臣は、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなったと認める場合等には、指定を取り消すことができることとする。

⑤ 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、直ちにその旨を告示しなければならないこととする。

⑥ 基準の制定や改廃、指定や指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならないこととする。

(注) 上記の改正は、平成 31 年 6 月 1 日以後に支出された寄附金について適用されます。

ふるさと納税制度について

制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。)

	控除額 所得税の控除額 (ふるさと納税額-2,000円) × 所得税率	住民税の控除額 (基本分) (ふるさと納税額-2,000円) × 住民税率(10%)	住民税の控除額 (特例分) 所得割額の2割を限度
--	--	--	---

- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。
(平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用)
- 自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

手続(原則)

導入以降の実績

	人数	寄附金額	税額控除額
平成21年度 (ふるさと納税導入)	3万人	73億円	19億円
平成22年度	3万人	66億円	18億円
平成23年度	3万人	67億円	20億円
平成24年度	74万人	649億円	210億円
平成25年度	11万人	130億円	45億円
平成26年度	13万人	142億円	61億円
合計	108万人	1,126億円	373億円

※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)

ふるさと納税に係る控除額の計算について

ふるさと納税に係る控除の概要

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、次のとおり、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。

- ① 所得税・・・(ふるさと納税額-2,000円)を所得控除 (所得控除額×所得税率^(0~45% ※1))が軽減)
 - ② 個人住民税(基本分)・・・(ふるさと納税額-2,000円)×10%を税額控除
 - ③ 個人住民税(特例分)・・・(ふるさと納税額-2,000円)×(100%-10%(基本分)-所得税率^(0~45% ※1))
- ①、②により控除できなかった額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)

(※) 平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

【控除イメージ^(※1)】



- ※1 年収700万円の給与と所得税(夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。
 ※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。
 ※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

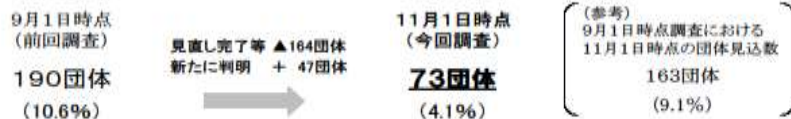
ふるさと納税に係る返礼品の送付状況調査結果 (平成30年11月1日現在)

- 地方団体に対して、11月1日時点における返礼割合実質3割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品の送付状況について照会。
- 都道府県からの回答内容を基にとりまとめた調査結果は以下のとおり。(今後、新たに追加して判明する可能性がある。)

「返礼割合実質3割超」の返礼品を送付している団体数



「地場産品以外」の返礼品を送付している団体数



※上記98団体(延べ数)のうち**7団体**が返礼割合実質3割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品の双方を送付(いずれかの返礼品を送付する団体は**91団体**(5.1%))

※()内は全団体(1,788団体)に占める割合

(参考・コメント)

○今後、上記①(③)より「指定」は許認可制になりますから、当該ふるさと納税が「指定」に該当するかどうかをチェックしなければなりません。

○「指定」に該当しないものは当然、寄付金税額控除の適用がないこととされます。

(8) **(中小・個人向け・減税)** 子供の貧困に対応するため、次の措置を講ずることとなりました(大綱P40～)。

① 児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、

現に婚姻をしていない者

又は

配偶者の生死の明らかでない者(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除きます。)

を**個人住民税の非課税措置の対象に加えることとされました。**

(注1) 上記の「児童」は、父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるものとされます。

(注2) 上記の「婚姻」及び「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとされます。

② 個人住民税の申告書、給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書等について、上記①の者に該当する旨の記載をし、申告することとする等の所要の措置を講ずることとされました。

(注) 上記の改正は、**平成33年度分以後の個人住民税について適用**されます。

(参考・コメント)

○「経済財政の運営と改革の基本方針」では、3歳から5歳まで(0歳から2歳については住民税非課税世帯が対象)の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化することとされています。

このため、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子供の保護者に支給される子供のための教育・保育給付は全て非課税です。当該法改正に合わせて税制上の整備をしようとしたのが今回の措置です。

○特に厚生労働省が、未婚のひとり親に対する税制上の優遇措置を求めていました。婚姻歴のない未婚のひとり親世帯には適用されず、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親

に対する税制上の対応が検討事項に挙げられており、「寡婦（夫）」にひとり親を加えた措置となります。

○合計所得金額が 135 万円とありますが、従来 125 万円でした。基礎控除額の見直しと連動された箇所です。

○（注 2）は実務上どのように判定するか判断に苦しむところとなりそうです。

○最後まで公明党と調整がなされた箇所であり、抜本的な改正は 32 年以降になりそうです。

【通し番号21】

未婚のひとり親に対する税制上の支援措置

(所得税・個人住民税)

1. 現状

1. 税制上の「寡婦（寡夫）控除」の制度

	寡婦控除			寡夫控除
	一般	特別	特別	一般
死別・離別の区分	夫と死別・離別した後、未婚の者 又は夫が生死不明の者	夫と死別した後、未婚の者 又は夫が生死不明の者	夫と死別・離別した後、未婚の者 又は夫が生死不明の者	妻と死別・離別した後、未婚の者 又は妻が生死不明の者
扶養親族等の有無	扶養親族 又は生計同一の子(他者に扶養されている者を除き、総所得金額等が38万円以下の者)がいる者 	扶養親族等の有無を問わない 	扶養親族である子 	生計同一の子(他者に扶養されている者を除き、総所得金額等が38万円以下の者)がいる者 
所得制限	なし	前年の合計所得金額500万円以下		前年の合計所得金額500万円以下
控除額	所得税：27万円 住民税：26万円	所得税：27万円 住民税：26万円	所得税：35万円 住民税：30万円	所得税：27万円 住民税：26万円

※合計所得金額が125万円以下の寡婦（寡夫）は、住民税（所得割・均等割）非課税。

2. 要望内容

税制上の寡婦（寡夫）控除及び住民税（所得割・均等割）非課税が適用されるよう、所得税法及び地方税法上の「寡婦（寡夫）」に未婚のひとり親を加える。

2

(9) (中小・個人向け) 個人住民税の非課税措置における未成年の要件について、改正後の民法の未成年と同様とすることとされました。

(参考) 〈国民健康保険税〉

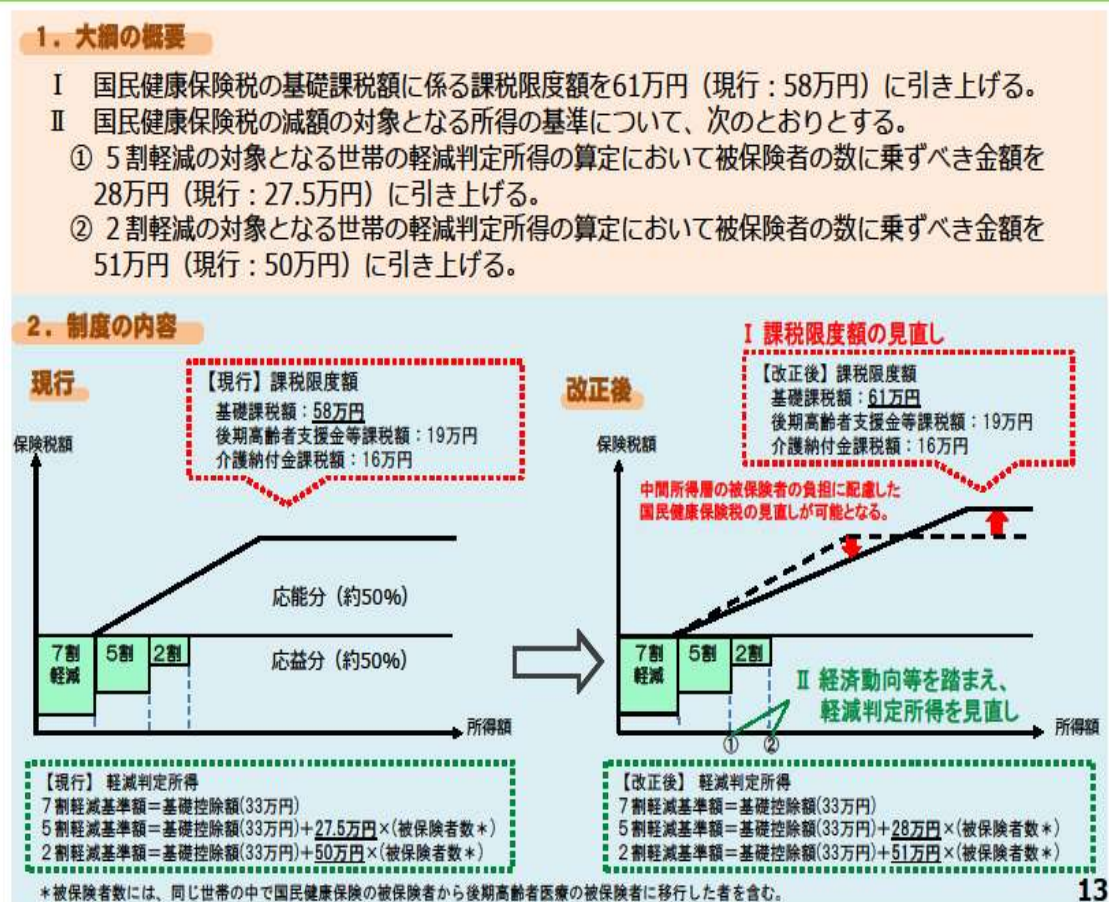
(1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 61 万円 (現行: 58 万円) に引き上げることとなりました。

(2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次の通りとされました。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 28 万円 (現行: 27.5 万円) に引き上げることとなりました。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 51 万円 (現行: 50 万円) に引き上げることとなりました。

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)



(出典) 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000462285.pdf>

二 資産課税

1 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設等

(1) (中小・個人向け・減税) 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設

① 概要

認定相続人が、平成 31 年 1 月 1 日から平成 40 年 12 月 31 日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予することとされました（大綱 P 4 1～）。

(注 1) 上記の「認定相続人」とは、承継計画に記載された後継者であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた者をいいます。

(注 2) 上記の「特定事業用資産」とは、被相続人の事業（不動産貸付事業等を除かれます。以下同。）の用に供されていた

- ・土地（面積 400 m²までの部分に限ります。）
- ・建物（床面積 800 m²までの部分に限ります。）
- ・建物以外の減価償却資産（固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限ります。）

で

・青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものをいいます。

(注 3) 上記の「承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間に都道府県に提出されたものをいいます。

② 猶予税額の計算

猶予税額の計算方法は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例と同様とされます。

③ 猶予税額の免除

イ 全額免除

次の場合には、猶予税額的全額が免除されます。

(イ) 認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合

(ロ) 認定相続人が一定の身体障害等に該当した場合

- (ハ) 認定相続人について破産手続開始の決定があった場合
- (ニ) 相続税の申告期限から5年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度（後述）の適用を受ける場合

ロ 一部免除

次の場合には、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じて、猶予税額の一部が免除されます。

- (イ) 同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合
- (ロ) 民事再生計画の認可決定等があった場合
- (ハ) 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特定事業用資産の一括譲渡又は特定事業用資産に係る事業の廃止をするとき

（注4）上記の「経営環境の変化を示す一定の要件」は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じた要件とします。

なお、上記イ（ハ）又はロの場合には、過去5年間に認定相続人の青色事業専従者に支払われた給与等で必要経費として認められない額は免除しないこととされました。

④ 猶予税額の納付

イ 認定相続人が、特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付することとされました。

ロ 認定相続人が、特定事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付することとされました。

⑤ 利子税の納付

上記④により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税（年3.6%）（利子税の特例（貸出約定平均利率の年平均が0.6%の場合）を適用した場合には、年0.7%）を併せて納付することとされました。

⑥ その他

イ 被相続人は相続開始前において、認定相続人は相続開始後において、それぞれ青色申告の承認を受けていなければならないこととします。

ロ 認定相続人は、相続税の申告期限から3年ごとに継続届出書を税務署長に提出しなければならないこととします。

ハ 認定相続人が、相続税の申告期限から5年経過後に特定事業用資産を現物出資し、会社を設立した場合には、当該認定相続人が当該会社の株式等を保有していることその他一定の要件を満たすときは、納税猶予を継続することとします。

ニ 被相続人に債務がある場合には特定事業用資産の価額から当該債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除きます。）を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度における資産管理会社要件を踏まえた要件を設定する等の租税回避行為を防止する措置を講ずることとします。

ホ この納税猶予の適用を受ける場合には、特定事業用宅地等について小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができないこととします。

(2) (中小・個人向け・減税) 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設

① 認定受贈者（18歳（平成34年3月31日までの贈与については、20歳）以上である者に限ります。以下同。）が、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税を猶予することとされました（大綱 P44～）。

② 認定受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年1月1日において60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができることとなりました。

③ 猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予制度と同様とします。

④ 贈与者の死亡時には、特定事業用資産（既に納付した猶予税額に対応する部分を除く。）をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算することとされました。その際、都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができるようになりました。

(注) 上記(1)及び(2)の改正は、平成31年1月1日以後に相続等又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されることとなりました。

個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設等

新設

(相続税・贈与税・登録免許税・不動産取得税)

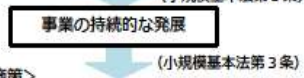
- 個人事業者は需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献する重要な存在であり、個人事業者の「事業の持続的な発展」のため、事業承継の円滑化が必要。
- 個人事業者は一般的に資金力が低く、事業承継時の税負担のために事業継続に必要な事業用資産を売却しなければならない事態を防ぐための措置を講ずる必要がある。

現行制度

<個人事業者の意義>

- ①顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓
- ②創業等を通じた個人の能力の発揮
- ③自立的で個性豊かな地域社会の形成

<政策目的>

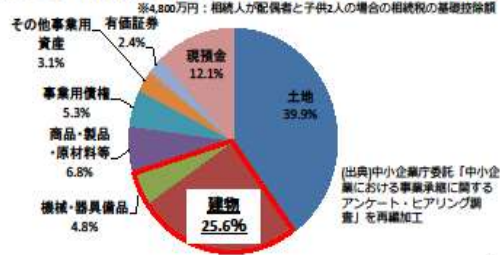


<目的実現のための施策>



<施策の必要性>

純資産4,800万円※超の個人事業者が所有する事業用資産の構成



【平成30年度税制改正大綱 平成29年12月14日 自由民主党 公明党】
 ○個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、すでに相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継承が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援し代替わりを促進するための枠組みが必要であること等に留意し、既存の特例措置の在り方を含め、引き続き総合的に検討する。

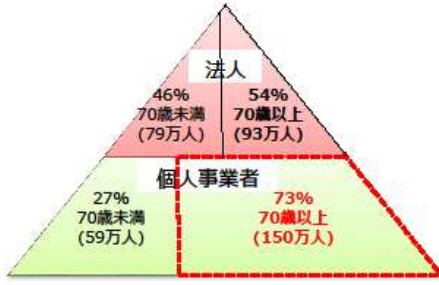
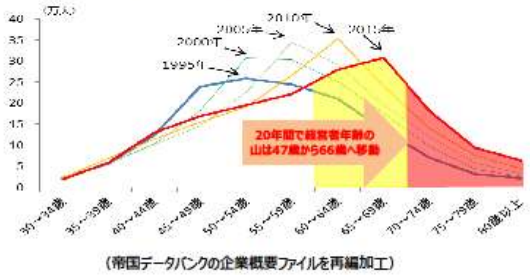
要望内容

- 【個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設】
- 個人事業者について、先代経営者から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講ずる。
- 【小規模企業等に係る税制のあり方の検討】
- 個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

(参考) 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の拡充

◆ 今後10年の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万人（日本企業全体の1/3）が後継者未定。

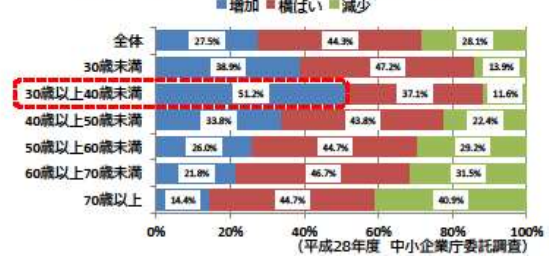
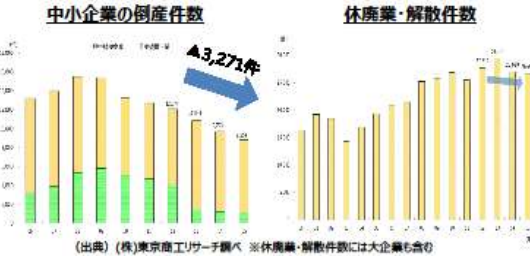
◆ 2025年に70歳以上となる個人事業者は、約150万人と推計される。



平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度（株）帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

◆ 倒産件数は減少傾向にあるも、休廃業件数は横ばい。

◆ 経営者年齢別の売上高（直近3年間）をみると、若い経営者層では、売上高が増加する傾向。



(出典) 経済産業省 http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/pdf/1_02.pdf

(2-1) 個人版事業承継税制の創設 (相続税・贈与税)

新設

- 今年度、事業承継税制が抜本的に拡充されたことにより、法人向けの事業承継税制の認定申請件数は飛躍的に増加(※)。
- 個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、**個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設する。**

改正概要

※拡充前の事業承継税制の平成29年度における認定件数は年間400件程度であったが、拡充後の事業承継税制の足元における申請件数は年間4000件に迫る勢い。

① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

○ **土地・建物** (土地は400㎡、建物は800㎡まで)

○ **機械・器具備品**

(例) 工作機械・パワーショベル・診療機器 等

○ **車両・運搬具**

○ **生物** (乳牛等、果樹等)

○ **無形償却資産** (特許権等)

等

【工作機械】



【診療機器】



② 相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

③ 納税額の全額(100%)が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

④ 10年間の時限措置

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象

注1：制度を活用するためには、①経営承継円滑化法に基づく認定が必要
②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制

13

(出典) 経済産業省

http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf

(参考・コメント) ～相続税・贈与税を一括して～

○個人事業承継税制と法人事業承継税制との比較表です。

	個人事業承継税制	法人事業承継税制
適用期間	2019年1月1日 ～2029年12月31日	2018年1月1日 ～2028年12月31日
承継計画 提出期間	2019年4月1日 ～2024年3月31日	2018年4月1日 ～2023年3月31日
認定申請	詳細は検討中	相続開始の日から 8か月以内(相続)
対象資産	事業用土地(借地権含む)(400㎡) 建物(800㎡)(※1) 減価償却資産	株式
対象業種	個人事業主 ※医師、士業、農家等も可(※2)	一定の中小企業者
納税猶予 割合	100%(事業用の債務を控除した額が納税猶予の計算の基礎)	100%
全額免除 規定	<ul style="list-style-type: none"> ・認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合 ・認定相続人が一定の身体障害等に該当した場合 ・認定相続人について破産手続開始の決定があった場合 ・相続税の申告期限から5年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度(後述)の適用を受ける場合 	経営承継相続人等が死亡した場合等
一部免除 規定	<ul style="list-style-type: none"> ・同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合 ・民事再生計画の認可決定等があった場合 ・経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特定事業用資産の一括譲渡又は特定事業用資産に係る事業の廃止をするとき 	一定の場合
猶予税額 の納付	<ul style="list-style-type: none"> ・認定相続人が、特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等 ・猶予税額の全額を納付 ・認定相続人が、特定事業用資産の譲渡等をした場合 ・その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付 	一定の場合

利子税	年 3.6%が原則 ※当初 5 年間は利子税がかからないとの考え方がない。	年 3.6% ※当初 5 年間は利子税がかからない。
税務署等への報告	相続税の申告期限から 3 年ごとに 1 回 ※経営承継期間という考え方がない ※都道府県への届出は検討中	経営承継期間内は毎年 1 回 以降 3 年に 1 回

(※1) 家事按分の考え方が現時点では不明です。

(※2) 農地等の納税猶予との併用が可能です。

○ (相続税) ③ロ (ハ) 「経営環境の変化を示す一定の要件がある場合において」ですが、法人事業承継税制と同様の要件になると思われます。しかし、例えば法人事業承継税制の場合、経営環境の悪化と株価の下落はある程度連動する理解ができますが、個人事業用資産の連動は実務上の想定が難しい可能性があります。このあたりをどのように計算していくかが不明です。

○ (相続税) ⑥ハ個人医業者の取扱いが不明です。現行では、個人医業者が法人成すると持分なし医療法人になります。そうすると株式等の継続保有要件に該当しないこととなります。個人医業者の法人成りについては今後の制度改正も含めて注視が必要です。

○ (相続税) 債務控除できる事業用債務の額からは明らかに事業用でないもの (住宅ローン、教育ローン等) が除かれます。

○ (相続税) ⑥ホ公益社団法人日本医師会は今回の改正大綱について個人事業承継税制を歓迎すると表明しています。個人医業者に対してのアカウントビリティーは必須と考えます (個人歯科医についても同様と思慮します)。

(参考) <https://www.med.or.jp/nichiionline/article/008311.html>

○ (相続税) 遊休不動産を第三者に賃貸すること等による節税策を防止するために、法人の事業承継税制における資産管理会社要件を踏まえた要件設定等、所要の措置を講ずる模様です。

不動産貸付業等は除かれますが、現行の特定事業用宅地等と同様の範囲 (判定) になるか不明です。

○ (相続税) 法人の事業承継税制と比較すると

☞利子税の 5 年経過後の軽減措置がない? (大綱では記載されておりませんが、整合性が要求される点だと思われます)。

☞継続届出書が法人の場合、「当初 5 年間は年 1 回」というのがあるが、相続開始から 3 年に 1 回となっている

等々に特徴的な点があります。

○ (相続税) 小規模宅地等のうち特定事業用宅地等と併用不可ですが、特定居住用との併用関係は不明です。また貸付事業用との併用の可否、その場合の計算方式も不明です。また、選択同意書に後継者もサインを要するののかも不明です。

- （贈与税）「④ 贈与者の死亡時には、特定事業用資産（既に納付した猶予税額に対応する部分を除く。）をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、**贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算することとされました。**」とあるように贈与時からの時価下落リスクに留意しなければなりません。当然、生前贈与の場合には不動産取得税、登録免許税が課税されますし、減価償却資産に至っては、相続時まで当然減価していきます。そういった点を制度的に担保しないと、事実上「使えない制度」になる可能性はあります。
- （贈与税）推定相続人以外にも相続時精算課税の適用が可能ですが、現行法人事業承継税制と同様の問題点が生じる可能性があります。
- （贈与税）2028年に贈与税の納税猶予を受けた認定相続人は、相続税の納税猶予の適用を受けることができるか不明です。
- （贈与税）法人の事業承継税制では目玉であった複数贈与・複数受贈の考え方が個人版でも採用されるか不明です。

（3）（中小・個人向け・納税者不利）特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等（当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除きます。）を除外することとされました（大綱P44～）。

（注）上記の改正は、平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については、適用しないこととなりました。

（参考・コメント）

- 貸付事業用の小規模宅地特例（平成30年度改正項目）みたく節税を目的とした駆け込み的な適用など、本来の趣旨を逸脱した運用を防止するために設けられた措置です。
- 現行の小規模宅地等の問題点である
 - ・事業継続要件がない
 - ⇒相続後の宅地を短期間で売却することも可能（平成29年11月会計検査院報告）
 - ・債務控除の濫用が可能
 - ⇒個人事業者の債務には事業用・非事業用の区別がないため、事業用宅地等の購入のために行った借入に係る債務を、非事業用資産と相殺（債務控除）することが可能。そのため、事業と無関係な資産にまで節税効果が及びます。
- （例）事業用宅地等 1億円を全額借入金（1億円）で取得、他に非事業用資産 1億円が

あるとする。

課税価格は 2,000 万円

事業用宅地等 1 億円×20%=2,000 万円

非事業用資産 1 億円

債務控除 △1 億円

※当該問題点についてはタワーマンション節税でも同様です。

・事業を承継しない相続人への税額への波及

については同様の問題がある貸付事業用宅地等とあわせて今後の課題とされています。

(大綱 P6～)

・・・、現行の事業用の小規模宅地特例について、貸付事業用の小規模宅地特例の例にならない、節税を目的とした駆け込み的な適用など、本来の趣旨を逸脱した適用を防止するための最小限の措置を講ずる。その上で、本特例については、相続後短期間での資産売却が可能であること、債務控除の併用等による節税の余地があること、事業を承継する者以外の相続人の税額に効果が及ぶことなどの課題があることを踏まえ、事業承継の支援という制度趣旨を徹底し、制度の濫用を防止する観点から、同様の課題を有する貸付事業用の小規模宅地特例とあわせて、引き続き検討を行っていく。

このため現時点においても「相続開始後 10 か月経過したら売却してよい」とのアドバイスは今後可能な限り控えるべきです。

○特定事業用宅地等に該当しない恐れがあるかどうかの早めの判定を講ずる必要があります。

仮に該当しない恐れがある場合、資産を再編し、特定同族会社事業用宅地等の適用を検討するか、新設の個人版事業承継税制の適用を検討するかのいずれかが有利になります。

2 (中小・個人向け・増税) 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を 2 年延長することとされました (大綱 P45～)。

(1) 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととされました。

(注) 上記の改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

(2) 教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が 23 歳に達した日

の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を除外することとされました。

ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しないこととされました。

(注) 上記の改正は、平成 31 年 7 月 1 日以後に支払われる教育資金について適用されます。

(3) 信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において次のいずれかに該当する場合を除く。）において、受贈者が当該贈与者からその**死亡前 3 年以内**に信託等により取得した信託受益権等について本措置の適用を受けたことがあるときは、その**死亡の日における管理残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす**こととされました。

① 当該受贈者が 23 歳未満である場合

② 当該受贈者が学校等に在学している場合

③ 当該受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注 1) 上記の「管理残額」とは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前 3 年以内に信託等により取得した信託受益権等の価額に対応する金額をいいます。

(注 2) 上記の改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に贈与者が死亡した場合について適用されます。

ただし、同日前に信託等により取得した信託受益権等の価額は、上記（注 1）の信託受益権等の価額に含まれないものとする事とされました。

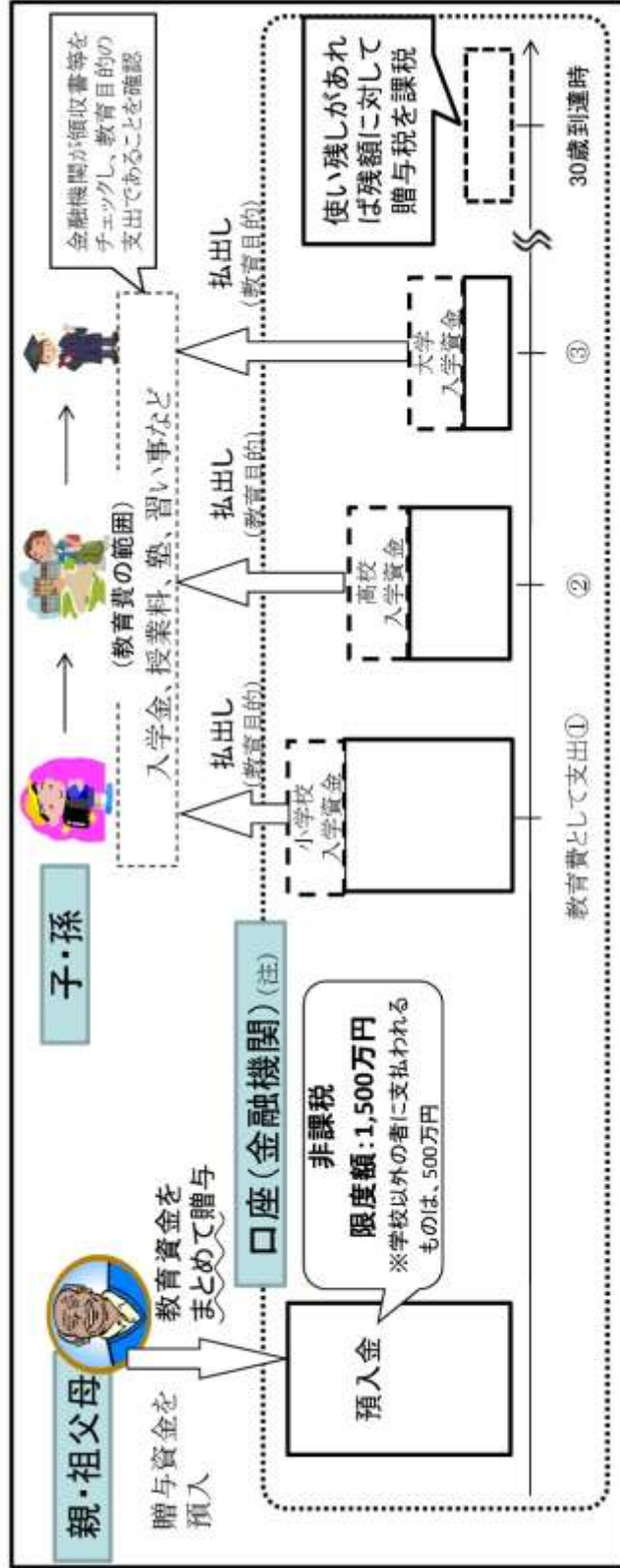
(4) 教育資金管理契約の終了事由について、受贈者が 30 歳に達した場合においても、その達した日において上記（3）②又は③のいずれかに該当するときは教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以後については、その年において上記（3）②若しくは③のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年 12 月 31 日又は当該受贈者が 40 歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとする事とされました。

(注) 上記の改正は、平成 31 年 7 月 1 日以後に受贈者が 30 歳に達する場合について適用されます。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(平成25年からの措置)

制度の概要

- 親・祖父母(贈与者)は、金融機関(注)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。
- この資金について、子・孫ごとに1,500万円を非課税とする。
- 受贈者:子・孫(0歳~30歳、所得要件なし)
- 贈与者死亡の場合でも、その時点の残高を相続財産に加算しない。
- 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの措置。



(注) 金融機関とは、信託銀行、銀行等及び証券会社をいう。
(参考)平成30年3月末時点の実績 契約件数:19万4,396件、償付総額:約1,357億円

「教育資金」の範囲について

1. 「学校等」に直接支払われる入学金、授業料 その他の金銭 (1,500万円枠)

・「学校等」とは、以下のとおり。
学校教育法に規定する幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校。その他これらに類する施設。(注)

(注) これらに類する施設として、認定こども園、保育所等がある。

・上記の者に対して支払われる、教育に係る役務の提供への対価又は教育を受けるに当たり通常必要とされる物品の購入費。

(注) 例えば、施設整備費、教育充実費、修学旅行・遠足費が含まれる。学校等に直接支払われない下宿代は含まれない。

2. 「学校等以外の者」に教育に関する役務の 提供等の対価として直接支払われる金銭 (500万円枠)

・対象となる金銭は以下のとおり。
学習活動、スポーツ、文化芸術に関する活動、その他教養の向上のための活動にかかる教育指導として社会通念上認められるものへの対価。

(注) ・学習塾、予備校など
・文化芸術活動(楽器、舞踏、絵画など)
・スポーツ活動(水泳、野球、サッカー、テニス、武道、体操など)
・その他教養(留学、そろばん、外国語会館など)

(注) 通学定額代、入学に伴う転居に至る費用、留学先への渡航費が含まれる。

(注) 上記1及び2の合計で1,500万円までが非課税。

教育資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ194,336件、1.37兆円。
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で15,353件、0.14兆円(H30.3時点)。



(出典) 税制調査会 <https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen18kai.html>

(参考・コメント)

○改正前後を比較します。

	改正前	改正後
適用期限	平成 31 年 3 月 31 日まで	平成 33 年 3 月 31 日まで
受贈者所得要件	なし	贈与時の受贈者の合計所得金額が 1,000 万円を超えるときは適用不可
教育資金範囲	年齢を問わず、一律に用途の範囲が限定	23 歳以上の者の教育資金の範囲で ①学校等に支払われる費用 ②学校等に関連する費用 (留学渡航費等) ③学校等以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるものに限定 (上記図表 500 万円部分)
残高に対する贈与税課税	30 歳到達時に、その時点の残高に対して贈与税課税	30 歳到達時点において、現に ①学校等に在学し、又は②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、その時点で残高があっても贈与税を課税しない。 その後、①又は②の事由がなくなった年の年末に、その時点の残高に対して贈与税を課税する (ただし、それ以前に 40 歳に達したときには、その時点の残高に対して贈与税課税)
贈与者死亡時の残高	贈与者死亡の場合でも祖の時点の残高を相続財産に加算しない	贈与者の相続開始前 3 年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれに該当する場合を除き、相続開始時におけるその残高を相続財産に加算

		(※2 割加算の取扱いは?) ① 23歳未満である場合 ② 学校等に在学している場合 ③ 教育訓練給付金の支給対象となっている教育訓練を受講している場合
--	--	---

○ (1) ~ (3) までの納税者不利の改正です。

特に (3) において相続直前の駆け込み的な信託を防止することとされました。現行、贈与者死亡の場合でも、その時点の残高を相続財産に加算しないこととされているため、相続直前の駆け込み信託贈与が流行しているところでした。これを防止するという措置です。

○ 信託受益等の贈与が 3 年またぎになっている場合、その間教育資金の払い出しが行われている場合の具体的な計算方法が不明です。

○ 2 割加算するのか不明です。

○ 孫に対する贈与なら実務上、関係ないところでしょう。

3 (中小・個人向け・増税) 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を 2 年延長することとされました (大綱 P 46 ~)。

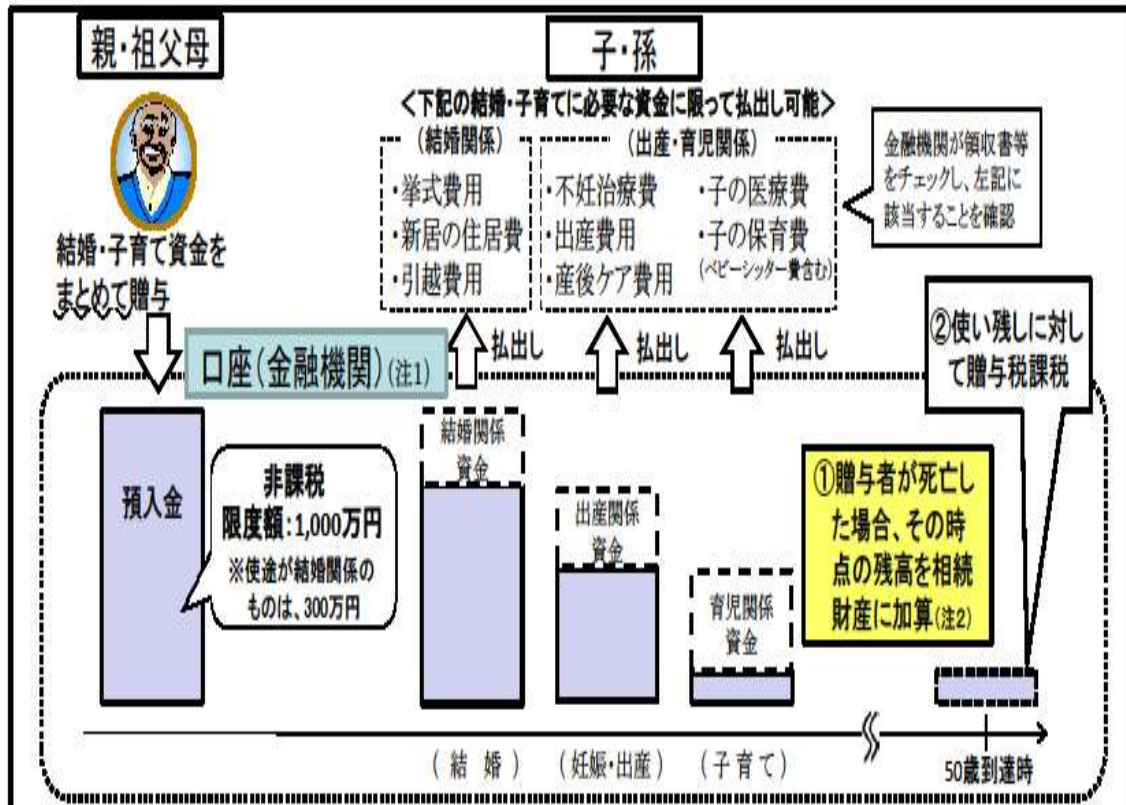
(1) 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととされました。

(注) 上記の改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(平成27年からの措置)

制度の概要

- 親・祖父母(贈与者)は金融機関(注1)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円を非課税とする。
- 受贈者:子・孫(20歳~50歳、所得要件なし)
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する。
- 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの措置。



(注1) 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいう。(注2) 相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象としない。
 (参考) 平成30年3月末時点の実績 契約件数:5,343件、信託財産設定額:約151億円

「結婚・子育て資金」の範囲について

1. 結婚に際して支払う金銭

(300万円枠)

- ・ 対象となる金銭は次のような金銭をいう。
 - 学式費用、衣装代等の婚礼(結婚披露)費用(婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの)
 - 家賃、敷金等の新居費用、転居費用(一定の期間内に支払われるもの)

2. 妊娠、出産及び育児に要する金銭

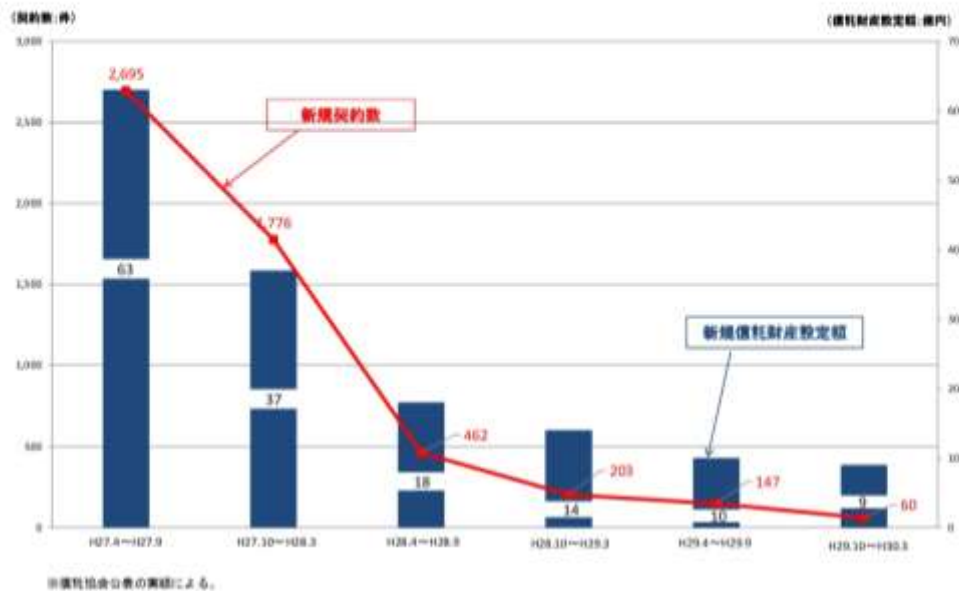
(1,000万円枠)

- ・ 対象となる金銭は次のような金銭をいう。
 - 不妊治療・妊婦健診に要する費用
 - 分べん費等・産後ケアに要する費用
 - 子の医療費、幼稚園・保育所等の保育(ベビーシッター代を含む)など

(注)上記1及び2の合計で1,000万円までが非課税。

結婚・子育て資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ5,343件、152億円。
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で207件、19億円(H30.3時点)。



(出典) 税制調査会 <https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen18kai.html>

(参考・コメント)

○納税者不利の改正です。

○現行制度においても「相続税回避行為を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する」とされています。したがって、教育資金のような改正は入っておりません。

○孫に対する贈与なら実務上、関係ないところでしょう。

4 租税特別措置等

(1) (中小・個人向け・納税者有利) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、次の措置を講ずることとされました(特例制度についても同様とします。)(大綱P47～)。

① 贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件を18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げることにされました。

② 一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとするにされました。

③ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類を不要とする等、手続の簡素化を行うこととされました。

(注) 上記①の改正は、平成34年4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用することとされました。

(参考・コメント)

○現行の法人事業承継税制では、「直前の事業年度開始の日から納税猶予の期限確定までのいずれの日における特定資産保有割合が70%以上になった会社(その間、1日でも満たすと該当することになります)」のカッコ書きが要件緩和になった部分です。

○現行制度では「1日でも満たすと該当する」要件から、多額の設備投資等について委縮されていた現状を踏まえての納税者有利の改正です。

設備投資目的で借入をした場合、一時的に現金が増加した場合等が考えられます。

一方で特定資産を売却し、資産運用型会社の判定に該当してしまうことを回避するための措置でもあると考えられます(当該売却代金が特定資産からの収入に該当するため)。

○資産保有型会社、資産運用型会社が使いやすくなったわけですが、個人版事業承継税制も整合性をとるのか不明です。

○「一定のやむを得ない事情」は今後通達等で明らかにされると思われます。

○認定申請時に資産保有型会社等に該当している場合は法人事業承継税制の適用はできません。本改正はあくまで事業承継税制適用後の救済措置です。

○資産保有型会社は「日」で判定しますが、資産運用型会社は「事業年度」で判定します。ですから資産運用型会社については、大綱本文中の「その該当した日」という一時点を指す文言の詳細の意味が不明です。

〈登録免許税〉

(1) (中小・個人向け・減税) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長することとされました(大綱P48～)。



(出典) 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/common/001265140.pdf>
(地方税)

〔新設〕

(1) (減税) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利増進事業を実施する者が当該事業の用に供する一定の土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の5年間価格の3分の2とする特例措置を平成33年3月31日まで講ずることとされました(P49～)。

(2) (減税) 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長することとされました(P53～)。

(3) (減税) 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置の適用期限を2年延長することとされました(P55～)。

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

(固定資産税・不動産取得税) (国交省と共同要望)

1. 大綱の概要

【不動産取得税】

新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置の適用期限を2年延長する。

【固定資産税】

新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

固定資産税

適用期限
平成33年3月31日まで

一戸当たり120㎡相当部分につき、5年間、税額について2/3を参照して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合を軽減
(一般新築特例は1/2軽減)

※平成27年4月1日から「地域決定型地方税制特例措置」(通称:わかまち特例)を導入

- 要件
- ① 床面積: 30㎡以上/戸(共用部分含む。一般新築特例は40㎡以上/戸)
 - ② 戸数: 10戸以上
 - ③ 補助: 国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
 - ④ 構造: 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること等

不動産取得税

適用期限
平成33年3月31日まで

家屋 課税標準から1200万円控除/戸(一般新築特例と同じ)
土地 次のいずれか大きい方の金額を税額から控除(一般新築特例と同じ)

ア: 4万5,000円(150万円×3%)

イ: 土地の評価額/㎡×1/2(特例負担調整措置)×家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)×3%

- 要件
- ① 床面積: 30㎡以上/戸(共用部分含む。一般新築特例は40㎡以上/戸)
 - ② 戸数: 10戸以上
 - ③ 補助: 国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
 - ④ 構造: 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること等

14

(出典) 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000462285.pdf>

5 その他(大綱 P56～)

(1) (中小・個人向け) 相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢を18歳未満(現

行：20歳未満）に引き下げることとされました。

(2) (中小・個人向け) 次に掲げる制度における受贈者の年齢要件を18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げることとされました。

- ① 相続時精算課税制度
- ② 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例
- ③ 相続時精算課税適用者の特例
- ④ 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度（特例制度についても同様とします。）（再掲）

(注) 上記(1)及び(2)の改正は、平成34年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

(3) (中小・個人向け) 民法（相続関係）の改正に伴い、次の措置を講ずることとされました。

① 相続税における配偶者居住権等の評価額を次の通りとすることとされました。

イ 配偶者居住権

建物の時価－建物の時価×(残存耐用年数－存続年数)／残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

ロ 配偶者居住権が設定された建物（以下「居住建物」という。）の所有権

建物の時価－配偶者居住権の価額

ハ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

土地等の時価－土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

ニ 居住建物の敷地の所有権等

土地等の時価－敷地の利用に関する権利の価額

(注1) 上記の「建物の時価」及び「土地等の時価」は、それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の建物の時価又は土地等の時価とすることとされました。

(注2) 上記の「残存耐用年数」とは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数（住宅用）に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいいます。

(注3) 上記の「存続年数」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいいます。

(イ) 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合

・・・配偶者の平均余命年数

(ロ) (イ) 以外の場合

・・・遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数
(配偶者の平均余命年数を上限とします。)

(注4) 残存耐用年数又は残存耐用年数から存続年数を控除した年数が零以下となる場合には、上記イの「(残存耐用年数－存続年数) / 残存耐用年数」は、零とします。

② 物納劣後財産の範囲に居住建物及びその敷地を加えることとされました。

③ 配偶者居住権の設定の登記について、**居住建物の価額(固定資産税評価額)に対し1,000分の2の税率により登録免許税を課税**することとされました。

④ 特別寄与料に係る課税について、次の通りとするとされました。

イ 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税を課税することとされました。

ロ 上記イの事由が生じたため新たに相続税の申告義務が生じた者は、当該事由が生じたことを知った日から10ヶ月に相続税の申告書を提出しなければならないこととされました。

ハ 相続人が支払うべき特別寄与料の額は、当該相続人に係る相続税の課税価格から控除することとされました。

ニ 相続税における更正の請求の特則等の対象に上記イの事由を加えることとされました。

⑤ 遺留分制度の見直しに伴う所要の措置を講ずることとされました(所得税についても同様です。)

民法(相続法)改正に伴う税制上の対応

- 平成30年7月に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が公布され、昭和55年の改正以来約40年ぶりに、民法の相続に関する規律が見直された。
※ 原則として、公布後1年以内に施行。配偶者居住権に関する規定は、2年以内に施行。
- 相続税等について、新たに創設された配偶者居住権の財産評価、相続人以外の者に支払われる特別寄与料に対する課税など、民法改正に伴う所要の手当を行う。

【税制上の対応が必要と考えられる主な民法の改正事項】

○ 配偶者居住権の創設

配偶者が居住していた被相続人所有の建物について、遺産分割等により、終身又は一定期間、配偶者にその建物に居住することができる法定の権利を創設。

○ 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の被相続人の親族(子の配偶者等)が被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭(特別寄与料)の支払請求をすることができるようにする。

47

(出典) 税制調査会 <https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen18kai.html>



検討経緯

平成25年9月 嫡出でない子の相続分についての最高裁違憲決定
 平成25年12月 上記決定を踏まえた民法改正
 国会審議等において、民法改正が及ぼす社会的影響に対する悪念や配偶者の保護の観点からの相続法制の見直し
 必要性等について問題提起
 平成26年11月～平成27年1月 相続法制検討WJTにおける検討（法務省）
 審議経過
 平成27年2月 法務大臣による諮問
 平成27年4月 部会における調査審議開始
 平成28年6月 中間試案（決定）
 平成28年7月～9月 末日 パブリックコメント（中間試案）
 平成29年7月 追加試案（決定）
 平成29年8月～9月 22日 パブリックコメント（追加試案）
 平成30年1月16日 部会（第26回委員）における要綱案決定
 平成30年2月16日 総会における要綱決定・法務大臣への答申
 平成30年7月6日 参議院本会議において該案の可決・成立
 （7月13日 公布）

改正法の骨子

第1 配偶者の居住権を保護するための方策
 1 配偶者短期居住権の新設 **新民法1037条-1041条関係**
 配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその居住建物を使用できるようにする。
 2 配偶者居住権の新設 **新民法1028条-1036条関係**
 配偶者の居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認める法定の権利を創設し、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする。

第2 遺産分割等に関する見直し

1 配偶者保護のための方策(特異免除の重認表示継ぎ継ぎ) **新民法903条、4関係**
 婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産の遺贈又は贈与がされたときは、特異の免除の意思表示があったものと推定し、被相続人の意思を尊重した遺産分割ができるようにする。
 2 遺産分割前の特異免除の創設等 **新民法909条の2関係**
 相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要に対処できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設する。
 3 遺産の分割前遺産に属する財産を処分した場合の遺産の算入 **新民法906条の2関係**
 相続開始後に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合に、計算上生ずる不公平を是正する方策を設ける。

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律
法務省民事局 平成30年11月

第3 遺言制度に関する見直し
 1 自筆証書遺言の方式緩和 **新民法968条関係**
 自筆でない財産目録を添付して自筆証書遺言を作成できるようにする。
 2 遺言執行者の権限の明確化 **新民法1007条、1012条-1016条関係**
 3 公的機関（法務局）における自筆証書遺言の保管制度の創設 **(遺言書保管法)**

第4 遺言分制度に関する見直し
 遺言分減殺請求権の行使によって当然に物権的効果が生ずるとされている現行の規律を見直し、遺言分権の行使によって遺言分侵害額に相当する金銭債権が生ずるものとしつつ、受遺者等の請求により、金銭債務の全部又は一部の支払につき裁判所が期限を許与することができるようにする。 **新民法1042条-1049条関係**

第5 相続の効力等に関する見直し
 相続させる旨の遺言等により承継された財産については、登記等の対抗要件なくして第三者に対抗することができるように現行法の規律を見直し、法定相続分を足る権利の承継については、対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないようにする。 **新民法899条の2関係**

第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策
 相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができるよう制度（特別の寄与）を創設する。 **新民法1050条関係**
 特別の寄与の制度創設に伴い、家庭裁判所における手続規定（管轄等）を設ける。 **新家事事件手続法216条の2-216条の5関係**

○ 施行期日
 2019年(平成31年)7月1日(原則)
 ただし、第3の1 2019年(平成31年)1月13日
 第1 2020年(平成32年)4月1日
 第3の3 2020年(平成32年)7月10日

昭和55年以來約40年ぶりの大幅見直し

(出典) 法務省 <http://www.moj.go.jp/content/001275267.pdf>

(参考・コメント)

○上記の図表の第1「配偶者の居住権を保護するための方策」第6「相続人以外の者の貢献を考慮するための方策」について大綱で整備されたものです。

○配偶者居住権のポイントは下記の通りです。

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用または収益を認めることを内容とする法定の権利を新設し、遺産分割における選択肢の1つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができること、また、被相続人が遺贈によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにするといったものです。

配偶者の居住権を長期的に保護するための方策(配偶者居住権)

1. 見直しのポイント

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利(配偶者居住権)を新設する。



- ① 遺産分割における選択肢の一つとして
- ② 被相続人の遺言等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする。

2. 現行制度

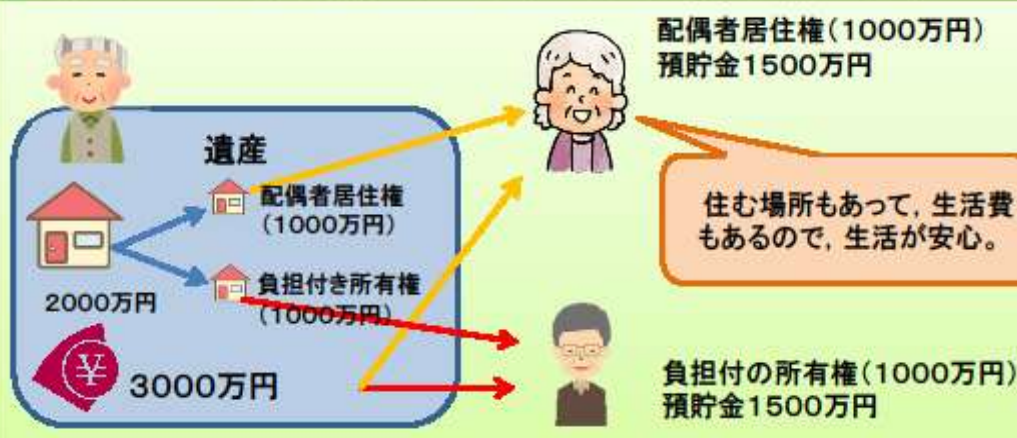
配偶者が居住建物を取得する場合には、他の財産を受け取れなくなってしまう。

例：相続人が妻及び子、遺産が自宅(2000万円)及び預貯金(3000万円)だった場合
妻と子の相続分 = 1:1 (妻2500万円 子2500万円)



3. 制度導入のメリット

配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる。



(参考・コメント)

○上記の図表のケースの場合、

(現行制度)

(配偶者)

自宅 小規模宅地等適用後 $2,000 \text{ 万円} \times 20\% = 400 \text{ 万円}$

預貯金 500 万円

計 900 万円

(相続人)

預貯金 2,500 万円

(合計) 3,400 万円となります。

(制度導入)

(配偶者)

配偶者居住権 小規模宅地等適用後 $1,000 \text{ 万円} \times 20\% = 200 \text{ 万円}$

預貯金 1,500 万円

計 1,700 万円

(相続人)

負担付所有権 $1,000 \text{ 万円} + \text{預貯金 } 1,500 \text{ 万円} = 2,500 \text{ 万円}$

(合計) 4,200 万円

となります。

上記のように小規模宅地等特例の影響が及んでくることから今まで以上に遺産分割のアドバイスは重要になっていきます。

配偶者居住権の価値評価について(簡易な評価方法)

簡易な評価方法の考え方

法制審議会民法(相続関係)部会において事務当局が示した考え方(注1)
※平成29年3月28日第19回部会会議資料より



(注1)相続人間で、簡易な評価方法を用いて遺産分割を行うことに合意がある場合に使うことを想定したものであるが、不動産鑑定士協会からも一定の合理性があるとの評価を得ている。

(注2)負担付所有権の価値は、建物の耐用年数、築年数、法定利率等を考慮し配偶者居住権の負担が消滅した時点の建物敷地の価値を算定した上、これを現在価値に引き直して求めることができる(負担消滅時までは所有者は利用できないので、その分の収益可能性を割り引く必要がある。)

評価の具体例

(事例)

同年齢の夫婦が35歳で自宅(木造)を新築。
妻が75歳の時に夫が死亡。
その時点での土地建物の価値4200万円(注)。

(注)東京近郊(私鉄で中心部まで約15分、駅徒歩数分)の実例(敷地面積90平米、木造2階建て、4DK+S、築40年)を参考に作成



平均余命 平成28年簡易生命表より抜粋
(単位:年)

	男	女
50歳	32.54	38.21
55歳	28.02	33.53
60歳	23.67	28.91
65歳	19.55	24.38
70歳	15.72	19.98
75歳	12.14	15.76
80歳	8.92	11.82
85歳	6.27	8.39

終身の間(平均余命を前提に計算)の配偶者居住権を設定したもとして計算(注)
この場合、配偶者居住権の価値は1500万円となり、約35パーセントにその価値を圧縮することができる。

(注)この事例では、配偶者居住権消滅時の建物の価値が0円となるため、土地の価格(4200万円)を法定利率年3%で15年分割り戻したものの。

相続人以外の者の貢献を考慮するための方策(特別の寄与)

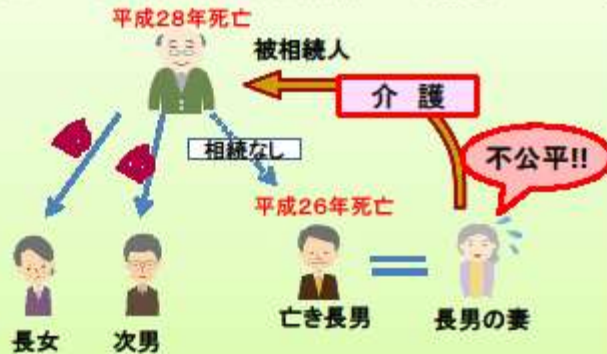
1. 見直しのポイント

相続人以外の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の支払を請求することができることとする。

2. 現行制度

相続人以外の者は、被相続人の介護に尽くしても、相続財産を取得することができない。

例：亡き長男の妻が、被相続人の介護をしていた場合

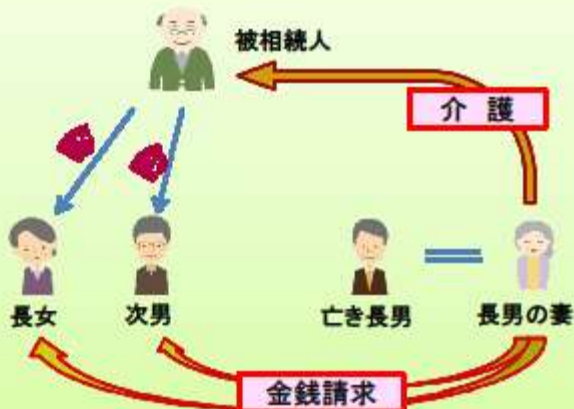


・ 被相続人が死亡した場合、相続人(長女・次男)は、被相続人の介護を全く行っていなかったとしても、相続財産を取得することができる。

・ 他方、長男の妻は、どんなに被相続人の介護に尽くしても、相続人ではないため、被相続人の死亡に際し、相続財産の分配にあずかれない。

3. 制度導入のメリット

相続開始後、長男の妻は、相続人(長女・次男)に対して、金銭の請求をすることができる。
→ 介護等の貢献に報いることができ、実質的公平が図られる。



※ 遺産分割の手続が過度に複雑にならないように、遺産分割は、現行法と同様、相続人(長女・次男)だけで行うこととしつつ、相続人に対する金銭請求を認めることとしたもの。

(参考・コメント)

○相続人以外の被相続人の親族が、無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対し金銭請求をすることができるようになったものです。

(参考) その他の民法改正事項 (相続関係)

○相続法の改正 (平成 30 年 7 月 6 日成立・7 月 13 日公布)

平成 30 年 7 月 6 日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 72 号) が成立しました (平成 30 年 7 月 13 日公布されました)。

民法のうち相続法の分野は、昭和 55 年以来、大きな見直しはなされてきませんでした。その間に、社会の高齢化がさらに進展し、相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高まっているため、その保護の必要性は指摘されてきました。

今回の相続法の見直しは、このような社会的情勢の変化に対応するものです。残された配偶者の生活に配慮する等の観点から、配偶者の居住の権利を保護するための方策等が盛り込まれました。

改正日の施行期日ですが

- ・自筆証書遺言の方式緩和・・・平成 31 年 1 月 13 日～
- ・配偶者居住権等の創設・・・平成 32 年 4 月 1 日～
- ・それ以外・・・平成 31 年 7 月 1 日～

です。

※上記に加えて、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」は、平成 32 年 7 月 10 日に施行されます。

さらに、預貯金債権の仮払い制度で、一金融機関ごとの上限額について、パブコメどおり、150 万円とする省令も同日に公布されます。

(参考) 配偶者短期居住権

○遺産分割が終了するまでの間といった比較的短期間に限定して保護する方策です。

○下記に大別されます。

1) 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合の規律

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、遺産分割よりその建物の帰属が確定するまでの間又は相続開始の時から 6 か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、引き続き無償でその建物の使用可能。

2) 遺贈などにより、配偶者以外の第三者が居住建物の所有権を取得した場合や、配偶者が相続放棄をした場合など上記 1) 以外の場合

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、居住建物の所有権を取得した者は、いつでも配偶者に対し配偶者短期居住権の消滅の申し入れをすることができますが、配偶者はその申し入れを受けた日から 6 か月を経過するまでの間に、引き続き無償でその建物を使用することが可能です。

配偶者の居住権を短期的に保護するための方策 (配偶者短期居住権)

1. 見直しのポイント

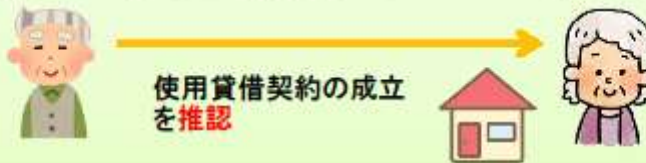
配偶者は、相続開始時に被相続人の建物(居住建物)に無償で住んでいた場合には、以下の期間、**居住建物を無償で使用する権利(配偶者短期居住権)**を取得する。

- ① 配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、**居住建物の帰属が確定する日までの間(ただし、最低6か月間は保障)**
- ② 居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には居住建物の所有者から**消滅請求を受けてから6か月**

2. 現行制度

最判平成8年12月17日の判例法理

配偶者が、相続開始時に被相続人の建物に居住していた場合には、原則として、被相続人と相続人との間で使用貸借契約が成立していたと推認する。



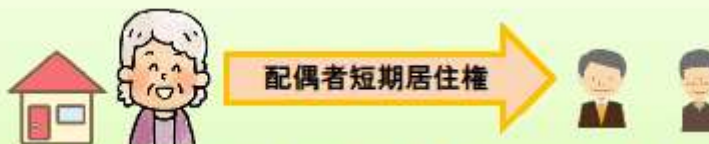
判例法理では、**配偶者の保護に欠ける場合がある。**



- ・ 第三者に居住建物が遺贈されてしまった場合
- ・ 被相続人が反対の意思表示した場合
→ 使用貸借が推認されず、居住が保護されない。

3. 制度導入のメリット

被相続人の建物に居住していた場合には被相続人の意思にかかわらず保護



被相続人が居住建物を遺贈した場合や、反対の意思表示した場合であっても、配偶者の居住を保護することができる。

他に、常に最低6か月間は配偶者の居住が保護されるというメリットもある。

長期間婚姻している夫婦間で行った居住用不動産の贈与等を保護するための施策

1. 見直しのポイント

婚姻期間が20年以上である配偶者の一方が他方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地(居住用不動産)を遺贈又は贈与した場合については、原則として、計算上遺産の先渡し(特別受益)を受けたものとして取り扱わなくてよいこととする。

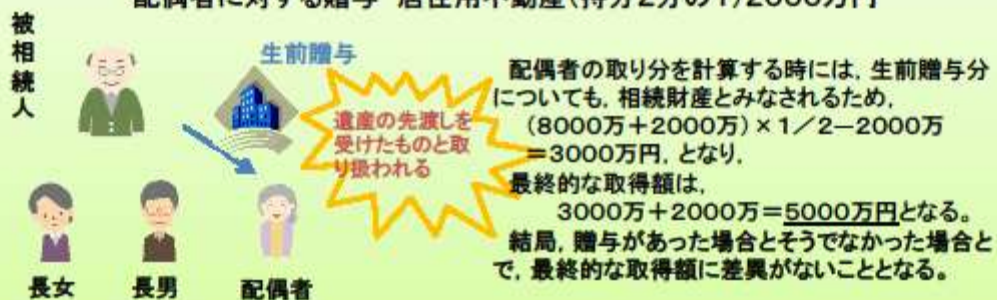
- ➡ このような場合における遺贈や贈与は、配偶者の長年にわたる貢献に報いるとともに、老後の生活保障の趣旨で行われることが多い。
- ➡ 遺贈や贈与の趣旨を尊重した遺産の分割が可能となる
(法律婚の尊重、高齢の配偶者の生活保障に資する)。

2. 現行制度

贈与等を行ったとしても、原則として遺産の先渡しを受けたものとして取り扱うため、配偶者が最終的に取得する財産額は、結果的に贈与等がなかった場合と同じになる。

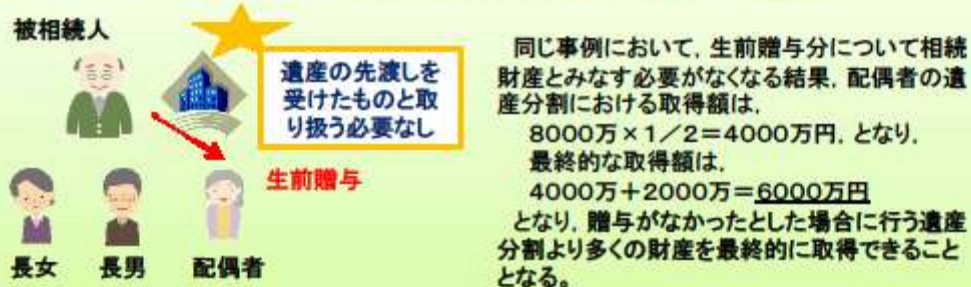
➡ 被相続人が贈与等を行った趣旨が遺産分割の結果に反映されない。

(事例) 相続人 配偶者と子2名(長男と長女)
 遺産 居住用不動産(持分2分の1) 2000万円(評価額)
 その他の財産 6000万円
 配偶者に対する贈与 居住用不動産(持分2分の1) 2000万円



3. 制度導入のメリット

このような規定(被相続人の意思の推定規定)を設けることにより、原則として遺産の先渡しを受けたものと取り扱う必要がなくなり、配偶者は、より多くの財産を取得することができる。 ➡ 贈与等の趣旨に沿った遺産の分割が可能となる。



相続された預貯金債権の仮払い制度について

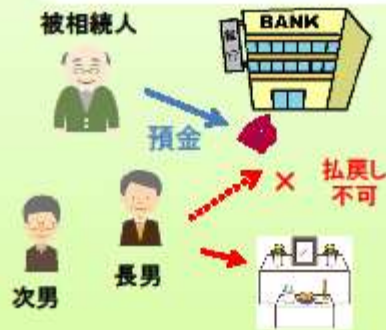
1. 見直しのポイント

相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設する。

2. 現行制度

遺産分割が終了するまでの間は、相続人単独では預貯金債権の払戻しができない。

- 平成28年12月19日最高裁大法廷決定により、
- ① 相続された預貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれることとなり、
 - ② 共同相続人による単独での払戻しができない、
こととされた。



生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要がある場合にも、遺産分割が終了するまでの間は、被相続人の預金の払戻しができない。

3. 制度導入のメリット

遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるよう、2つの仮払い制度を設けることとする。

- (1) 預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件を緩和する。
- (2) 預貯金債権の一定割合(金額による上限あり)については、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口における支払を受けられるようにする。



(1) 保全処分の要件緩和

仮払いの必要性があると認められる場合には、他の共同相続人の利益を害しない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようにする(家事事件手続法の改正)

(2) 家庭裁判所の判断を経ずに払戻しが得られる制度の創設

遺産に属する預貯金債権のうち、一定額については、単独での払戻しを認めるようにする。

(相続開始時の預貯金債権の額(口座基準)) × 1/3 × (当該払戻しを行う共同相続人の法定相続分) = 単独で払戻しをすることができる額

(例) 預金600万円 → 長男 100万円払戻し可

相続開始後の共同相続人による財産処分について

1. 見直しのポイント

相続開始後に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合に、計算上生ずる不公平を是正する方策を設けるものとする。

2. 現行制度

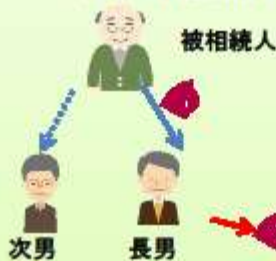
特別受益のある相続人が、遺産分割前に遺産を処分した場合に、不公平な結果が生じる

(事例) 相続人 長男, 次男(法定相続分1/2)

遺産 預金2000万円

特別受益 長男に対する生前贈与2000万円

長男が相続開始後に密かに預金1000万円を引き出した場合



遺産ではなくなる

(長男の出金があった場合)

長男 $(2000万円 + 2000万円) \times 1/2 - 2000万円 = 0$

次男 $(2000万円 + 2000万円) \times 1/2 = 2000万円$

→ 長男 0 + 2000万円 = 2000万円, 次男 2000万円

(出金があった場合の処理)

遺産分割時の遺産は1000万円のみ

長男 $1000万円 \times (0/2000万円) = 0円$

次男 $1000万円 \times (2000万円/2000万円) = 1000万円$

→ 長男 2000万円 + 1000万円 + 0円 = 3000万円

次男 1000万円

(民事訴訟における救済の可能性)

民事訴訟においては具体的相続分を前提とした不法行為・不当利得による請求は困難。仮に成立するとしても、法定相続分の範囲内(上記ケースだと500万円分)にとどまる。

→ 長男 3000万円 - 500万円 = 2500万円

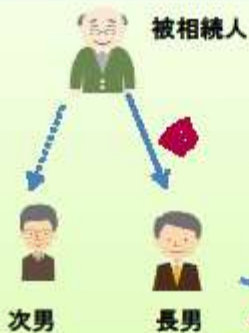
次男 1000万円 + 500万円 = 1500万円

依然として不当な私匿しをした長男の利得額が大きくなる。

民事訴訟でも十分に救済されない?

不公平

3. 制度導入のメリット



遺産に含めて計算をし、処分がなかった場合と同じ結果を実現

法律上規定を設け、処分された財産(預金)につき遺産に組み戻すことについて処分者以外の相続人(次男)の同意があれば、処分者(長男)の同意を得ることなく、処分された預貯金を遺産分割の対象に含めることを可能とし、

不当な出金があった場合と同じ結果を実現できるようにする。

(長男の取得分)

0円(本来の取り分) = 1000万円(出金額) - 1000万円(代償金)

(次男の取得分)

2000万円(本来の取り分) = 1000万円(残預金) + 1000万円(代償金)

(遺産分割裁判の例)

「長男に払い戻した預金1000万円を取得させる。

次男に残預金1000万円を取得させる。

長男は、次男に代償金1000万円を支払え。」

→ 長男及び次男は、最終的な取得額が各2000万円となり、

公平な遺産分割を実現することができる。

自筆証書遺言に関する見直し

1. 見直しのポイント

自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書に、パソコン等で作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付したりして遺言を作成することができるようにする。

2. 現行制度

自筆証書遺言を作成する場合には全文自書する必要がある。

現行法の規律

遺言書の全文を自書する必要がある。



全部の手書きは負担が重い...



財産目録も全文自書しなければならない。

- × パソコンで目録を作成
- × 通帳のコピーを添付

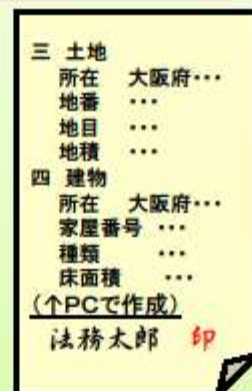
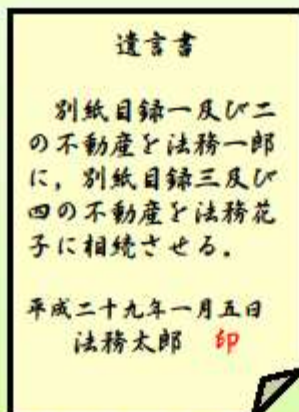
【問題点】

- ・全文の自書は相当な負担。
(特に、財産が多数ある場合)

3. 制度導入のメリット

自書によらない財産目録を添付することができる。

- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピーを添付



財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。

遺留分制度の見直し

1. 見直しのポイント

- ① 遺留分減殺請求権から生ずる権利を**金銭債権化**する
- ② 金銭を直ちには準備できない受遺者又は受贈者の利益を図るため、受遺者等の請求により、裁判所が、**金銭債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与**することができるようにする。

2. 現行制度

- ① 遺留分減殺請求権の行使によって**共有状態が生ずる**。
← 事業承継の支障となっているという指摘
- ② 遺留分減殺請求権の行使によって生じる共有割合は、目的財産の評価額等を基準に決まるため、通常は、分母・分子とも極めて大きな数字となる。
← 持分権の処分に支障が出るおそれ

例:

被相続人

預金
1234万5678円

評価額
1億1123万円

長女

長男

経営者であった被相続人が、事業を手伝っていた長男に会社の土地建物(評価額1億1123万円)を、長女に預金1234万5678円を相続させる旨の遺言をし、死亡した(配偶者は既に死亡)。遺言の内容に不満な長女が長男に対し、遺留分減殺請求

長女の遺留分侵害額
 $1854万8242円 = [(1億1123万円 + 1234万5678円) \times 1/2 \times 1/2 - 1234万5678円]$

(現行法)
 会社の土地建物が長男と長女の**複雑な共有状態**に
 持分割合
 長男 9268万1738/1億1123万
 長女 1834万8242/1億1123万

共有

3. 制度導入のメリット

- ① 遺留分減殺請求権の行使により**共有関係が当然に生ずることを回避**することができる。
- ② 遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという**遺言者の意思を尊重**することができる。

(改正後)
 遺留分減殺請求によって生ずる権利は**金銭債権**となる。
 同じ事例では、長女は長男に対し、
 1854万8242円 請求できる。



相続の効力等に関する見直しについて

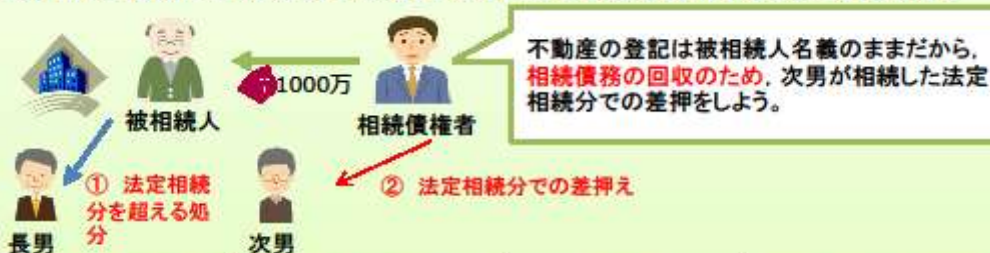
1. 見直しのポイント

相続させる旨の遺言等により承継された財産については、登記なくして第三者に対抗することができる」とされていた現行法の規律を見直し、法定相続分を超える部分の承継については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないこととする。

2. 現行制度

遺言の内容を知り得ない相続債権者等の利益を害する

(例) 相続・遺贈により、長男が被相続人所有の不動産を取得することとされた場合



①の処分の類型	遺産分割	遺贈	相続させる旨の遺言 (注)
①と②の優劣	登記の先後	登記の先後	常に①が優先

上記の結論は、
 ・遺言の有無及び内容を知り得ない相続債権者・債務者等の利益を害する
 ・登記制度や強制執行制度の信頼を害するおそれがある。

(注) 相続させる旨の遺言による権利の承継は、登記なくして第三者に対抗することができる (判例)

3. 制度導入のメリット

改正後の規律

相続させる旨の遺言についても、法定相続分を超える部分については、登記等の対抗要件を具備しなければ、債務者・第三者に対抗することができない。

改正後の①と②の優劣

①の処分の類型	遺産分割	遺贈	相続させる旨の遺言
①と②の優劣	登記の先後	登記の先後	登記の先後

遺言の有無及び内容を知り得ない相続債権者・債務者等の利益や第三者の取引の安全を確保 ※登記制度や強制執行制度の信頼を確保することにもつながる

(出典) 法務省 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html

(参考・コメント)

○配偶者居住権等の評価方法は下記の通りです。

①配偶者居住権(建物)

建物の相続税評価額-下記②

②建物所有権

建物の相続税評価額 × $\frac{\text{法定耐用年数(非事業用)} - \text{築年数} - \text{居住権の存続年数}(\ast 1)}{\text{法定耐用年数(非事業用)} - \text{築年数}}$ × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

(※1)存続年数は、配偶者の平均余命年数を上限とします。

③配偶者居住権(敷地に対する権利)・・・小規模宅地等の特例対象

土地の相続税評価額-下記④

④土地所有権

土地の相続税評価額 × $\frac{\text{存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率}}{\text{法定利率による複利現価率}}$

(出典) 民法(相続関係)の改正に伴う税制上の措置(案)

(注1) ②の法定耐用年数(非事業用)は通常の耐用年数の1.5倍とされます。

(注2) ②の分数式について分子が0になる場合には、0とします。

(注3) 配偶者の平均余命が長いほど(配偶者が若いほど、又は建物が古いほど)②建物所有権④土地所有権は低く算出されます。

したがって、①配偶者居住権(建物)③配偶者居住権(敷地に関する権利)はそれに応じて高く算出されます(実務上は②⇒①及び④⇒③で算定されることになります)。

(注4) 民法の法定利率は2020年4月1日から年3%(現行年5%)となり、その後3年おきに見直されます。

(注5) 平均余命年数は所得税法施行令「別表 余命年数表(第八十二条の三、第八十五条関係)」によります。

○上記の適用時期は大綱に明記されておりません。

○配偶者居住権について

- ・二次相続の場合の計算方法(配偶者が亡くなった時の課税関係)
- ・売却した場合の課税関係

が明らかにされておりません。

○実務上は抵当権設定との絡みでも問題が生じる可能性があります(現行の改正案でいくと登記の前後で決定します)。

○特別寄与料の取扱いは下記の通りです。

- ☞財産1億円 配偶者、子A、子B、特別寄与者(子Aの配偶者など)が相続人
- ☞法定相続分通り分割
- ☞特別寄与料は300万円だとする。

配偶者 (1億円-300万円) (※これをみなし相続財産といいます) $\times 1/2$

子 A (1億円-300万円) $\times 1/2 \times 1/2$

子 B (1億円-300万円) $\times 1/2 \times 1/2$

特別寄与者 (子 A の配偶者) 300万円

○特別寄与料の税務上適正な評価額については公表されませんでした。従来実務における「療養介護等の日当分 \times 日数」で認められるか、現時点では不明です。

(4) (中小・個人向け・事務負担減) 次に掲げる書類について、住民票の写しの添付を要しないこととされました (大綱 P 5 8 ~)。

① 相続時精算課税選択届出書

② 障害者非課税信託申告書

(注) 上記①の改正は、平成 32 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

三 法人課税

1 (減税) イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、次の見直しを行うこととされました（次の（1）の控除税額の上限の見直しを除き、所得税についても同様とします。）（大綱 P 6 0～）（なお、地方税についても同様です。（大綱 P 6 2～）

【総額型】（1）**(減税)** 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率を次の通り見直した上、**研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限を当期の法人税額の40%（現行：25%）に引き上げることとされました。**

① 増減試験研究費割合が8%超

$$\dots 9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$$

② 増減試験研究費割合が8%以下

$$\dots 9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$$

（注1）上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの（大法人の子会社等を除く。）をいいます。

（注2）上記①については、10%を上限とします（現行と同じです。）。

（注3）上記②については、6%を下限とします（現行と同じです。）。

【高水準型廃止】⇒【総額型へ一本化】（2）**(減税)** 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除税額の上限の上乗せ特例について、次の通り改組した上、その適用期限を2年延長することとされました。

① 試験研究費の総額に係る税額控除制度における控除税額の上限（当期の法人税額の25%又は40%）に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合（10%を上限とする。）を乗じて計算した金額を上乗せすることとされました（現行と同じです。）。

② 試験研究費の総額に係る税額控除制度における税額控除率を、上記（1）①及び②並びに（注3）により算出した率に、その算出した率に控除割増率を乗じて計算した率を加算した率とすることとされました（小数点以下3位未満の端数は切捨て）。

（注）上記の「控除割増率」とは、試験研究費割合から10%を控除した割合に0.5を乗じた割合（10%を上限とする。）をいいます。

【総額型】(3) (減税) 試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率(上記(1)及び(2)②)の上限を14%(原則:10%)とする特例の適用期限を2年延長することとされました。

【中小企業向け】(4) (中小・個人向け・減税) 中小企業技術基盤強化税制について、増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例に見直した上、その適用期限を2年延長することとされました。

また、上記(2)②と同様に、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合に税額控除率を割り増す措置を講ずることとされました。

【OI(オープンイノベーション)型】(5) (減税) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行うこととされました。

① 対象となる特別試験研究費の額に、次の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額を加え、その税額控除率を下記③を除き20%とすることとされました。

イ 受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること。

ロ 委託に係る委任契約等(契約又は協定で、委任又は準委任の契約その他これに準ずるものに該当するものをいう。)において、その委託して行う試験研究の目的とする成果をその委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。

ハ 次のいずれかを満たすこと。

(イ) 委託して行う試験研究が委託法人の基礎研究又は応用研究であること。

(ロ) 委託して行う試験研究が受託者の知的財産権等を利用するものであること。

(注) 上記の「知的財産権等」とは、知的財産権、これに準ずるノウハウ(第三者との契約により受託者が権利を有することが明らかなものに限る。)その他これらを活用した機械その他の減価償却資産をいう。

ニ 委託に係る委任契約等において、その委託に係る試験研究が委託法人の工業化研究に該当するものでない旨又は受託者の知的財産権等を利用するものである旨その他一定の事項が定められていること。

② 研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への上記①の委託研究に係る税額控除率を25%とすることとされました。

(注) 上記の「研究開発型ベンチャー企業」とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者で

その発行する株式の全部又は一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるものその他これに準ずるものをいいます。

③ 控除税額の上限を当期の法人税額の10%（現行：5%）に引き上げることとされました。

④ 特別試験研究費のうち大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用を明確化することとされました。

【高水準型の廃止】(6) (減税) 上記(2)の改組に伴い、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度を廃止することとされました。

研究開発税制 (所得税・法人税・法人住民税)

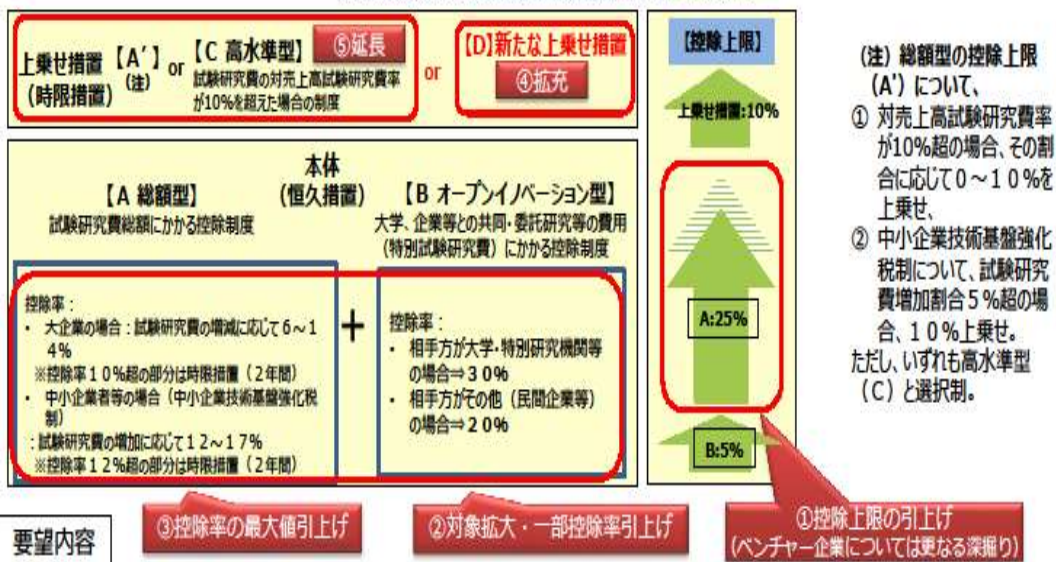
拡充・延長

- 第4次産業革命を社会実装し、「Society 5.0」を実現するためには、企業の研究開発投資の「量」と「質」の向上により、イノベーションが自律的に生まれるエコシステムを構築することが喫緊の課題。
- このため、研究開発投資の「量」を更に増加させていくため、研究開発投資の増加インセンティブをより強く働くよう見直しを行うとともに、研究開発投資の「質」の向上に向け、研究開発型ベンチャー等との共同研究や研究開発型ベンチャーの成長を促す措置を講じる。

現行制度

(赤囲みは要望内容)

【適用期限：現行制度の期限措置については平成30年度末まで】



- ① 総額型の控除上限引上げ（ベンチャー企業については更なる深掘り）
- ② オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ（ベンチャー・中小企業との共同研究等）
- ③ 総額型の控除率最大値の引上げ
- ④ 新たな上乗せ措置（減益かつ試験研究費を増額の場合）
- ⑤ 上乗せ措置の延長

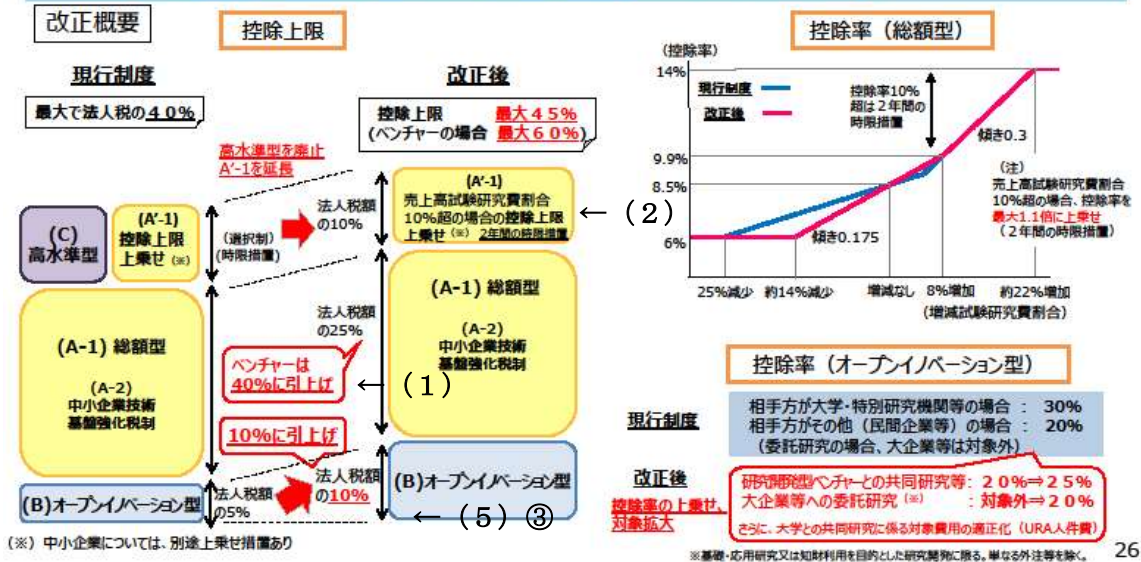
26

(出典) 経済産業省 http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/pdf/1_02.pdf

(3-1) 研究開発税制の拡充 (所得税・法人税・法人住民税)

拡充・延長

- 第4次産業革命を社会実装し、「Society 5.0」を実現するためには、企業の研究開発投資の「量」と「質」の向上により、イノベーションが自律的に生まれるエコシステムを構築することが喫緊の課題。
- このため、研究開発投資の「量」を更に増加させていくため、控除上限を最大で法人税額の45%に引き上げるなど、研究開発投資の増加インセンティブをより強く働くよう見直しを行うとともに、研究開発投資の「質」の向上に向け、オープンイノベーションや研究開発型ベンチャーの成長を促す措置を講じる。



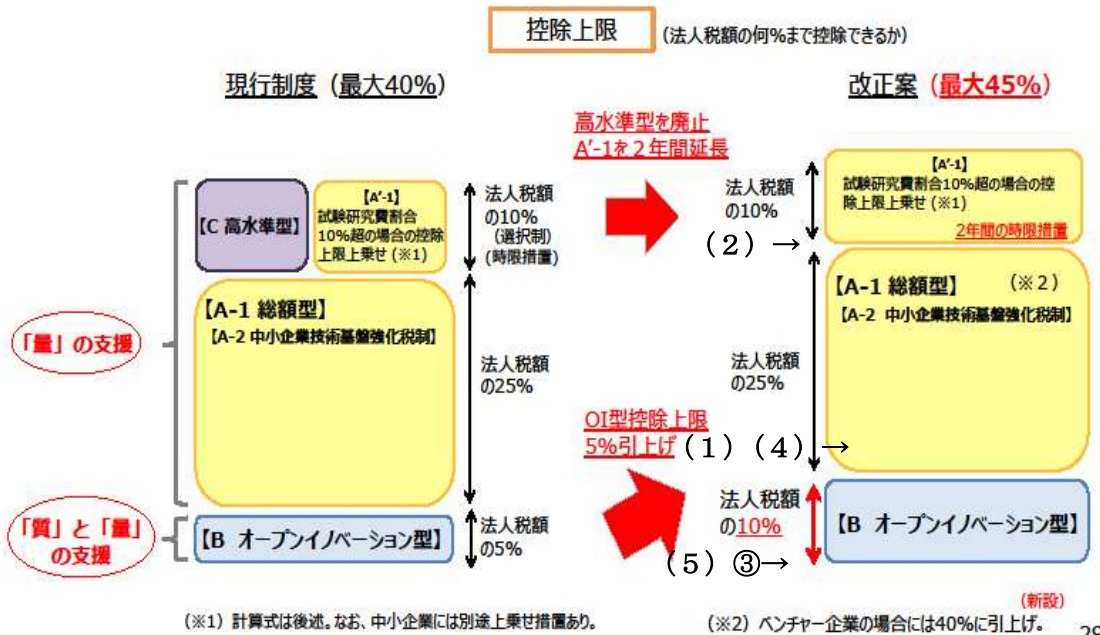
(※) 中小企業については、別途上乗せ措置あり

※基礎・応用研究又は知財利用を目的とした研究開発に限る。単なる外注等を除く。

26

(参考3) 控除上限の引上げ ← (3)

- 研究開発投資の「質」と「量」を支援するため、控除上限(最大値)を、法人税額の40%から45%に引き上げ。(オープンイノベーション型の控除上限の引上げ(5%→10%)・上乗せ措置の延長・統合等)



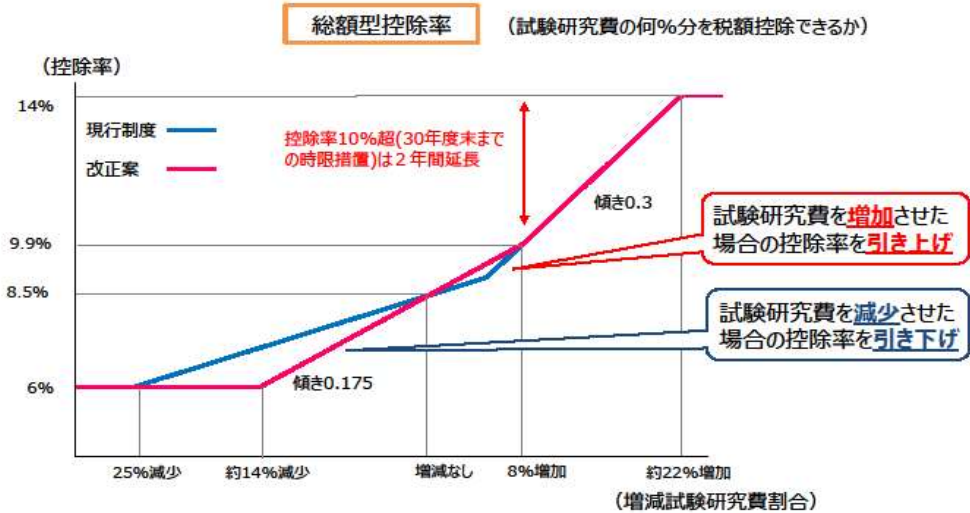
(※1) 計算式は後述。なお、中小企業には別途上乗せ措置あり。

(※2) ベンチャー企業の場合には40%に引上げ。(新設)

29

(参考4) 総額型の控除率のインセンティブの強化・時限措置の延長 ← (3)

- 控除率10%～14%部分（平成30年度末までの時限措置）を2年間延長。
- 試験研究費を増加させた場合の控除率を引き上げ、減少させた場合の控除率は引き下げること、増加インセンティブを強化。



(注) 売上高試験研究費割合10%超の場合、控除率を別途上乘せ (新設)

30

(参考5) オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ ← (5)

- 研究開発型ベンチャーと共同研究・委託研究を行う場合のO型の控除率を引き上げ。
- 民間企業等への委託研究についてもO型の対象として追加。

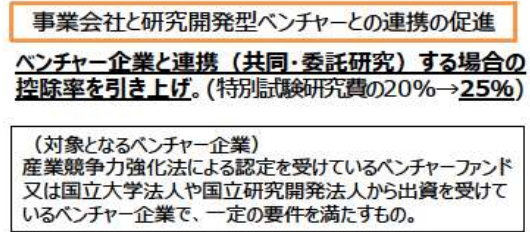
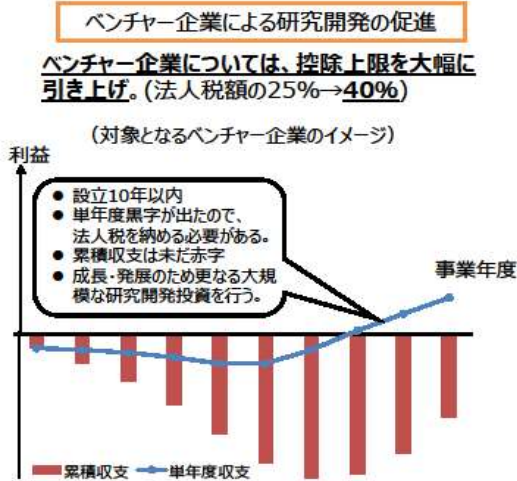
	現行制度	改正案
共同試験研究	対象となる相手先 <控除率>	対象となる相手先 <控除率>
	特別研究機関等	特別研究機関等
	大学等	大学等
	30%	30%
委託試験研究	その他の者 (民間企業、民間研究所、公設試験研究所等)	研究開発型ベンチャー
	20%	25%
	技術研究組合	その他の者 (民間企業等)
知的財産権の使用料	特別研究機関等	特別研究機関等
	大学等	大学等
	30%	30%
	中小企業者	研究開発型ベンチャー*
委託試験研究	公益法人・地公体の機関・地方独法等	20%
	20%	中小企業者、公益法人・地公体の機関・地方独法等
	20%	その他の者 (民間企業等) *
知的財産権の使用料	中小企業者	中小企業者
	20%	20%

*基礎・応用研究又は知財利用を目的とした研究開発に限る。単なる外注等を除く。さらに、大学との共同研究に係る対象費用の適正化を行う (URA人件費)

31

(参考6) ベンチャー企業の研究開発の促進、事業会社とベンチャー企業との連携促進 ← (5)

- 初期投資の回収を待たずに、更なる成長のために積極的に研究開発投資を行うベンチャー企業を後押しするため、設立10年目までに限り、翌事業年度に繰越される欠損金があること等を要件に控除上限を引き上げる。
- オープンイノベーション促進のため、ベンチャー企業と連携（共同・委託研究）する場合の控除率を引き上げる。



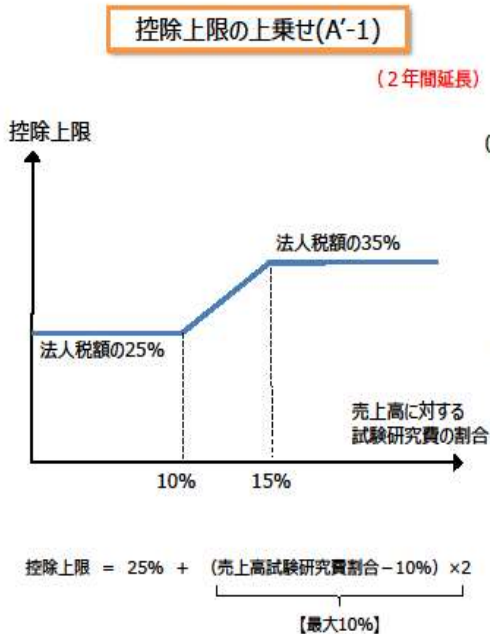
【参考】産業競争力強化法に基づくファンドの認定スキーム



32

(参考7) 売上高試験研究費割合に応じた控除率・控除上限の上乗せ ← (2)

- 売上高試験研究費割合が10%を超える場合、控除率・控除上限を上乗せ。



33

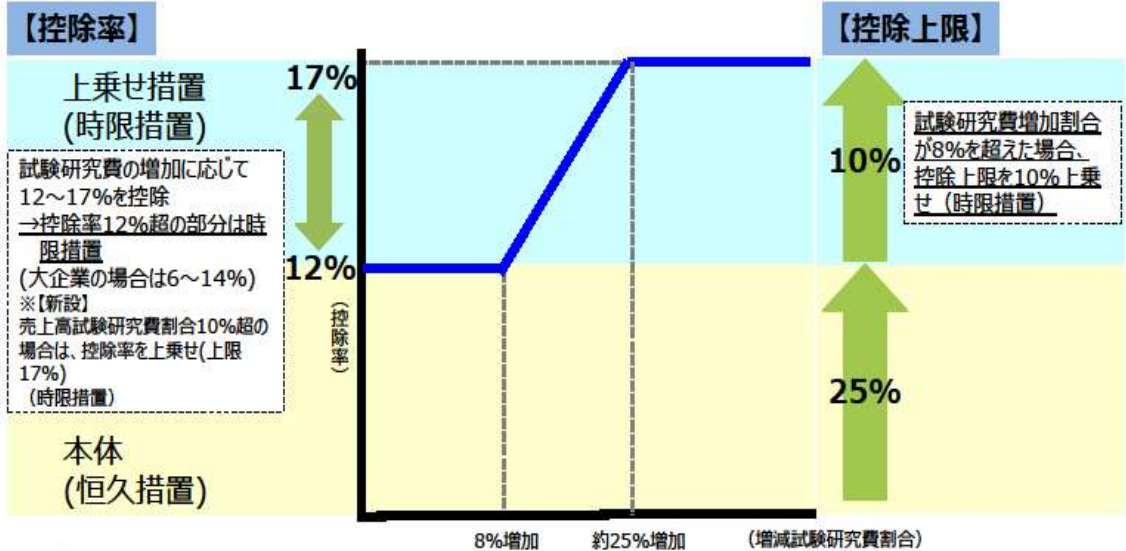
(3-1) 研究開発税制の拡充 (中小企業技術基盤強化税制の上乗せ措置の延長) ← (4) (所得税・法人税・法人住民税)

延長

● 中小企業技術基盤強化税制は、試験研究費の12%に相当する額を法人税額から控除する制度 (法人税額の25%が上限)。試験研究費を一定割合増加させた場合には、最大で試験研究費の17%、法人税額の35%まで控除可能となっており、この上乗せ措置を2年間延長する。

改正概要

【適用期限：時限措置については平成32年度末まで】



※控除率 = 通常の控除率 + {(売上高試験研究費割合-10%)×0.5} × 通常の控除率

34

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 (研究開発税制) の延長・拡充

(所得税、法人税、法人住民税)

1. 大綱の概要

研究開発税制について、次の見直しを行う。

2. 見直しの内容

- 法人税額から試験研究費の一部を控除できる制度
- 法人税額の最大40%→最大45% (スタートアップベンチャーは最大60%)

【控除率】

【控除上限】

【A'】 ① 総額型の控除上限の上乗せ措置を2年間延長
上乗せ措置 (時限措置) ② 高水準型を総額型に統合 (Aの②を参照)

【A 総額型】 控除額 = 試験研究費の総額 × 6~14%

① 控除率について、試験研究費の増加インセンティブを強化
② 試験研究費割合が10%を超える企業について、控除率を上乗せする仕組みの新設
③ スタートアップベンチャー企業 (※) について、控除上限を40% (現行25%) に引上げ
(※) 設立後10年以内の法人のうち、当期において翌期繰越欠損金額を有するもの

【B オープンイノベーション型】 控除額 = 特別試験研究費の額 × 20~30%

① 大企業に対する委託研究 (※) を対象に追加 (控除率20%)
② 研究開発型ベンチャー企業との共同・委託研究について、控除率を25% (現行20%) に引上げ
③ 控除上限を10% (現行5%) に引上げ
④ 薬機法改正を前提に、特准用医薬品等に関する試験研究を対象に追加
⑤ 大学等との共同研究について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用を明確化

(※) 大企業への委託研究の要件
イ. 委託に基づき行う業務が、委託費において試験研究に該当すること
ロ. 委任契約等において、成果を委託法人が取得することとしていること
ハ. 委託する試験研究が基礎研究又は応用研究に該当するが、委託者の知的財産等を利用するものであること
ニ. 委任契約等において、試験研究の種類等一定の事項が定められていること

総額型の控除上限の上乗せ措置
上乗せできる割合 = (試験研究費割合-10) × 2

試験研究費割合	11%	12%	13%	14%	15%
上乗せ率	2%	4%	6%	8%	10%

A': 10% (上乗せ)
A: 25% (40%)
B: 5% → 10%

11

(出典) 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000462285.pdf>

(参考・コメント)

○大綱本文と各省庁資料との対応は上記で「←(1)」等々で示しております。

○中小企業技術基盤強化税制について見直しについて「税額控除率」「控除上限額」をまとめます。

	改正前	改正後
税額控除率	<p>12%</p> <p>(平成31年3月末まで)</p> <p>増減試験研究費割合が5%超の場合 ……試験研究費の額×(12%+(増減試験研究費割合-5%)×0.3) ※控除率の上限は17%となります。</p>	<p>12%</p> <p>(平成33年3月末まで)</p> <p>増減試験研究費割合が8%超の場合 ……試験研究費の額×(12%+(増減試験研究費割合-8%)×0.3) ※控除率の上限は17%となります。</p>
控除限度額	<p>25%</p> <p>(平成31年3月末まで)</p> <p>・増減試験研究費割合が5%超の場合 ……法人税額×35% ※高水準型との選択適用です。</p> <p>・増減試験研究費割合が5%以下の場合 ……法人税額×25% + 法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 (法人税額×10%が上限) ※高水準型との選択適用です。</p>	<p>25%</p> <p>(平成33年3月末まで)</p> <p>・増減試験研究費割合が8%超の場合 ……法人税額×35% ※上乗せ措置である高水準型は廃止されました。</p> <p>・増減試験研究費割合が8%以下の場合 ……法人税額×25% + 法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 (法人税額×10%が上限) ※上乗せ措置である高水準型は廃止されました。</p>

○大企業型、中小企業技術基盤強化税制、オープンイノベーション型全てにおいて試験研究費の額が増加すれば控除額も拡大することがわかります。

2 中堅・中小・小規模事業者の支援

(1) (中小・個人向け・減税) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されます(大綱P64～)。

(2-5) 中小企業者等の法人税率の特例の延長 (法人税・法人住民税)

延長

- **中小企業者等の法人税率**について、**年間800万円以下の所得金額**に対する税率は、**19%から15%に軽減**されている。
- 海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等を背景とした先行き不透明感が指摘される中、**中小企業・小規模事業者の経営基盤を引き続き強化するため、本税制措置の適用期限を2年間延長**。

改正概要

【本則：期限の定めなし】

【租税特別措置法：適用期限 平成32年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている(本則)。
- 当該税率を、平成33年3月31日までの時限的な措置として、更に15%に軽減(租税特別措置)。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	-
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	-
	年800万円以下の所得金額	<u>19%</u>	<u>15%</u>

22

(2) (中小・個人向け・減税) 中小企業投資促進税制の適用期限が2年延長されます(所得税についても同様とします。)(大綱P64～)。

(3) (中小・個人向け・減税) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業経営強化税制)について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上、その適用期限を2年延長することとされました(所得税についても同様とします。)(大綱P64～)。

(参考・コメント)

○「特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上」とありますが、今後明確化されていくものと考えられます。

(4) (中小・個人向け・減税) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることを適用要件に加えた上、その適用期限を2年延長することとされました(所得税についても同様とします。)(大綱P64～)。

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に取得等をする経営改善設備について適用さ

れます。

なお、同日前に交付を受けた経営改善指導助言書類に係る経営改善設備のうち同年9月30日までに取得等をしたものについては、上記の確認を受けることを不要とする経過措置を講ずることとされました。

(参考・コメント)

○上記(4)「経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込み」というふうに収益力向上要件が加わることに留意してください。

(2-4) 中小企業・小規模事業者の設備投資を支援する税制措置の延長

延長・強化

(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 中小企業・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするための税制として、**中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制**を措置しているところ、**中小企業の積極的な設備投資を後押しし、「生産性革命」の実現を図る観点から、これらの措置の適用期限を2年間延長。**
- 加えて、中小企業経営強化税制については、**働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点から、対象設備を明確化**するといった強化を行う。

改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) ⇒延長・強化</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <p>生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p> </div> <div style="margin-left: 10px;">← (3)</div> </div> </div>			
	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ← (2) ⇒延長</p> </div>		<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ⇒延長 ← (4)</p> </div>	

※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

(参考) 中小企業投資促進税制 (法人税・所得税・法人住民税・事業税) ← (2)

延長

- **中小企業投資促進税制**は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**特別償却 (30%)** 又は **税額控除 (7%)** (※) の適用を認める措置。
- 引き続き、中小企業の設備投資を促すため、**本税制措置の適用期限を2年間延長**。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。

改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等 (資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等) ・従業員数1000人以下の個人事業主 	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業 (物品貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・機械及び装置【1台160万以上】	
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】	
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するものの原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く	
	・貨物自動車 (車両総重量3.5トン以上)	
	・内航船舶 (取得価格の75%が対象)	
措置内容	個人事業主	
	資本金3,000万円以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却

19

- 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、**建物附属設備** (1台60万円以上) 又は**器具・備品** (1台30万円以上) を取得した場合に、**特別償却 (30%)** 又は**税額控除 (7%)** (※) を認める措置。
- 消費税率の引上げを見据えつつ、**商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資と経営改善を引き続き促進すべく**、本税制措置の効果がより高まるよう適用要件に所要の見直しを行った上で、**本税制措置の適用期限を2年間延長**。

改正概要

【適用期限：平成32年度末まで】

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。



8

- **中小企業経営強化税制**は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組みを支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資について、**即時償却及び税額控除 (10%)** (※) のいずれかの適用を認める措置。
- **中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた設備投資を後押し**するため、**本税制措置の適用期限を2年間延長**。
- また、**働き方改革に資する設備** (休憩室に設置される冷暖房設備や作業場に設置されるテレワーク用PC等) も**本税制措置の適用対象であることをQ&A集等を通じて明確化**。

※資本金3,000万円超1億円以下の中小企業者等の税額控除率は7%。

改正概要

【適用期限：平成32年度末まで】

類型	生産性向上設備 (A類型)	収益力強化設備 (B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が前年度比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置 (160万円以上) ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上) ◆器具・備品 (30万円以上) (試験・測定機器、冷凍機など) ◆建物附属設備 (60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など) ◆ソフトウェア (70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置 (160万円以上) ◆工具 (30万円以上) ◆器具備品 (30万円以上) ◆建物附属設備 (60万円以上) ◆ソフトウェア (70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除 (資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備 (生産等設備) が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等は対象外。

働き方改革に資する設備の例

<建物附属設備>

- ・工場等の休憩室等に設置される冷暖房設備等。

<器具備品>

- ・作業場等に設置されるテレワーク用PC等。

※生産等活動の用に直接供される工場、店舗、作業場等に設置されるものに限る。

9

(出典) 経済産業省 http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/index.html

(5) (中小・個人向け・減税) 中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)のうち同法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画(仮称)の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、その認定に係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等の取得等をして、その事業の用に供した場合には、その取得価額の20%の特別償却ができることとすることとされました(所得税についても同様とします。)(大綱P64~)。

(注1) 上記の「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法の中小企業者であって租税特別措置法第42条の4第8項第6号の中小企業者その他これに準ずる法人に該当するものをいいます。

(注2) 上記の「特定事業継続力強化設備等」とは、中小企業等経営強化法の事業継続力強化設備等(仮称)として認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画(仮称)に記載された機械装置、器具備品及び建物附属設備のうち、一定の規模以上のものをいいます。

(注3) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものをいいます。

- ① 機械装置 1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの
- ② 器具備品 1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
- ③ 建物附属設備 一の取得価額が60万円以上のもの

(2-3) 中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制措置の創設

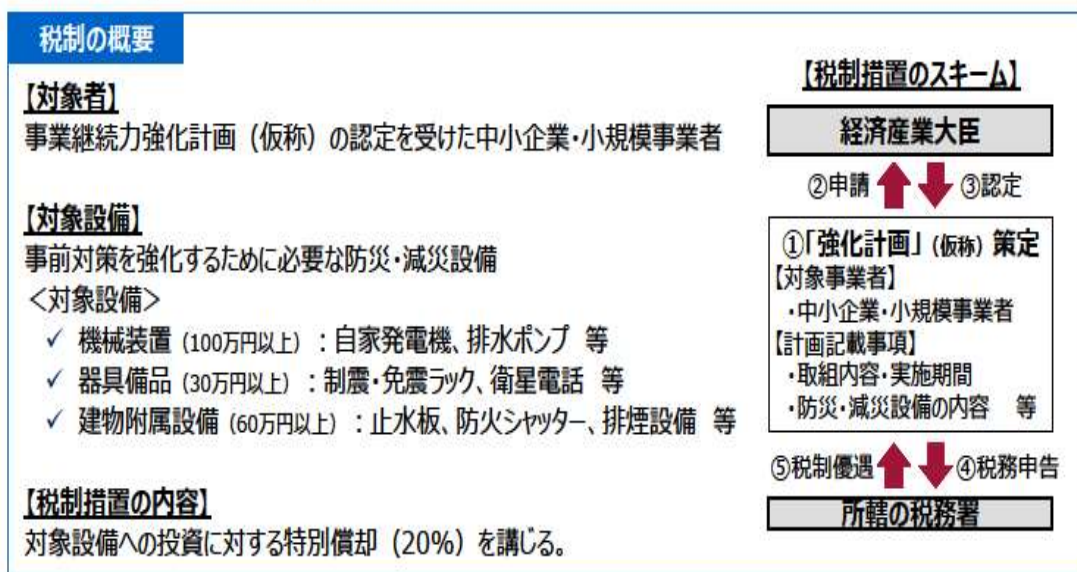
新設

(法人税・所得税・事業税)

- 自然災害が頻発する中、**災害による影響を軽減するための事前対策の強化**は喫緊の課題。
- 中小企業が**災害への事前対策を強化するための設備投資**を後押しするため、**自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備**に対して、**特別償却(20%)**を講じる。
- 事業者が作成した**事前対策のための計画**を、**経済産業大臣が認定**。認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置を適用。

改正概要

【適用期限：平成32年度末まで】



16

(出典) 経済産業省 http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/index.html

(6) (減税) 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置等におけるみなし大企業の範囲について、次の見直しを行うこととされました（大綱 P65～）。

① 中小企業投資促進税制、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度、中小企業経営強化税制、被災代替資産等の特別償却制度及び上記(5)の制度について、次の通り、**事業承継ファンドを通じて株式を保有されている場合の措置**を講ずることとされました。

中小企業等経営強化法の事業再編投資計画の認定に係る投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した中小企業者について、中小企業投資促進税制、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度、中小企業経営強化税制、被災代替資産等の特別償却制度及び上記(5)の制度の**みなし大企業の判定**における大規模法人の有する株式又は出資から、その投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をした独立行政法人中小企業基盤整備機構の有する株式を除外することとされ

ました。

② みなし大企業の判定において、大規模法人に次の法人を加えるとともに、その判定対象となる法人の発行済株式又は出資からその有する自己の株式又は出資を除外することとされました。

イ 大法人の100%子法人

ロ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人

(注) 上記の「大法人」とは、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上である法人、相互会社若しくは外国相互会社（常時使用従業員数が1,000人超のものに限る。）又は受託法人をいいます。

(2-2) 中小機構出資の事業承継ファンドから出資を受けた中小企業に対する特例

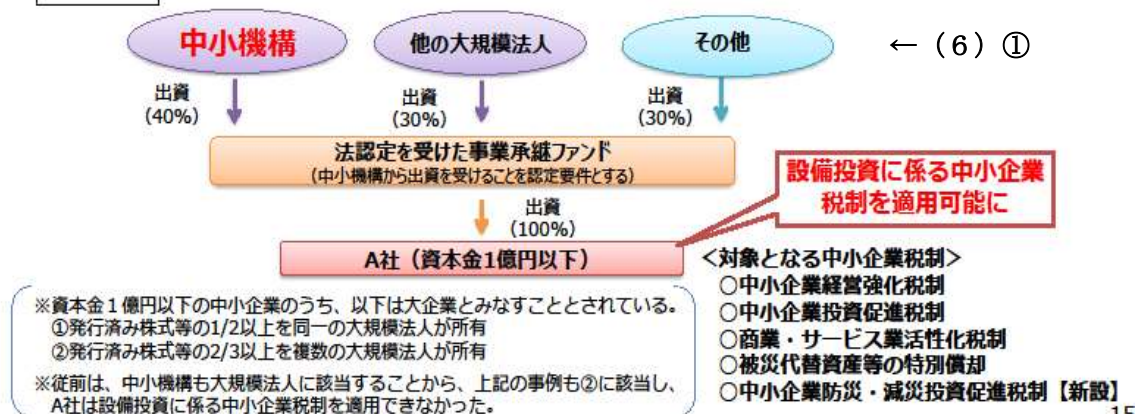
新設

(法人税・法人住民税・事業税)

- 将来的なM&Aに向けた磨き上げ支援等を行う事業承継ファンドは、中小企業の事業承継を促進するに当たり有効であり、**近年その数は増加傾向**。
- 他方、事業承継ファンドを通じた**中小機構による出資割合が一定以上となる場合**、出資を受けた中小企業は「大企業」とみなされ、**設備投資に係る中小企業税制が適用されないという制約**があり、事業承継に向けた設備投資が滞るおそれがある。
- このため、事業承継ファンドを通じた事業承継を一層促進すべく、中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた**事業承継ファンドを通じて中小機構から出資を受けた場合には、中小機構出資分を大企業保有分と評価しない**こととする措置を講ずる。

改正概要

【適用期限：各租特の適用期限に準ずる】



15

(出典) 経済産業省 http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/index.html

(参考・コメント)

○租税特別措置法のみなし大企業の範囲と法人税法上のみなし大企業の範囲は異なります。
(現行)

措置法のみなし大企業	法人税法上のみなし大企業
<p>○同一の大規模法人に発行済株式（自己株式は除かれます）の1/2以上を直接に保有されている資本金1億円以下の法人</p> <p>○複数の大規模法人に発行済株式（自己株式は除かれます）の2/3以上を直接に保有されている資本金1億円以下の法人</p> <p>※大規模法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円超の法人 ・非出資で従業員数1,000人超の法人 	<p>○大法人に発行済株式の全部を直接・間接に保有されている資本金1億円以下の法人</p> <p>○100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を直接・間接に保有されている資本金1億円以下の法人</p> <p>※大法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金5億円以上の法人 ・相互会社、外国相互会社 ・受託法人 <p>(注1) いわゆる) 大法人(資本金1億円超の法人とは異なります。</p> <p>(注2) 100%グループ企業の一体性に着目したもの</p>

今回の改正で上記表、措置法のみなし大企業において大規模法人の範囲に

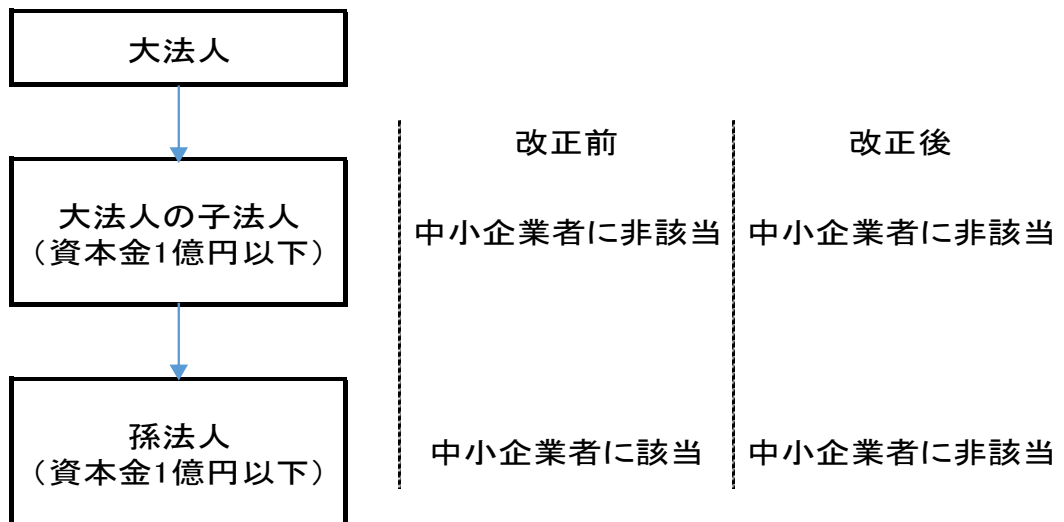
・100%グループ内の大法人(資本金5億円以上の法人、相互会社、外国相互会社(常時使用人数が1,000人超のもの)又は受託法人)に発行済株式の全部を直接・間接に保有されている法人

が含まれることとなりました。

○中小向け優遇措置の適用対象者である「中小企業者」の範囲が縮小されることとなります。この改正により影響を受ける中小企業向け優遇税制は下記の通りです。

- ・中小企業投資促進税制
- ・中小企業経営強化税制
- ・商業・サービス業・農林水産業活性化税制
- ・研究開発税制
- ・所得拡大促進税制
- ・被災代替資産等の特別償却
- ・中小企業防災・減災投資促進税制(31年度新設、上記(5))
- ・中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例

○改正のイメージ



3 地方創生の推進

(1) **(減税)** 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（**地域未来投資促進税制**）について、関係法令の改正を前提に、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長することとされました（所得税についても同様とします。）（大綱 P 6 7～）。

① 承認地域経済牽引事業について主務大臣の確認を受ける事業年度の前事業年度の付加価値額がその確認を受ける事業年度の前々事業年度の付加価値額より8%以上増加していることとの要件を満たす場合には、その承認地域経済牽引事業の用に供した機械装置及び器具備品について、特別償却率を50%（現行：40%）に、税額控除率を5%（現行：4%）に、それぞれ引き上げます。

② 承認地域経済牽引事業の実施場所が平成29年7月31日以前に発生した特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区である場合において、その計画承認日が特定非常災害発生日から5年（現行：3年）を経過していないときは、その承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件のうち先進性に係る要件を満たすものとする事とされました。

③ 適用投資額の上限を80億円（現行：100億円）に引き下げることとされました。

(2-6) 地域未来投資促進税制の延長・強化 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- 地域の成長発展の基盤強化のためには、地域の企業が取り組む地域経済を牽引する事業に対し、集中的な支援を行い、地域経済の更なる活性化を図ることが重要。
- このため、地域の特性を生かしつつ、**特に高い付加価値を創出しており、地域経済を牽引する企業の前向きな設備投資について、税額控除・特別償却の割合を引き上げ**、地域未来投資促進税制を延長・強化。

制度概要【適用期限：平成32年度末まで】

地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）	現行制度			課税の特例の内容・対象		
都道府県及び関係市町村が作成する基本計画に適合 ＜地域経済牽引事業の要件＞ ①地域の特性の活用 ②高い付加価値の創出 ③地域の事業者に対する経済的効果	対象設備	特別償却	税額控除	対象設備	特別償却	税額控除
	機械装置・器具備品	40%	4%	機械装置・器具備品	40%	4%
	建物・附属設備・構築物	20%	2%	建物・附属設備・構築物	20%	2%
	↓					
	改正内容			改正内容		
	対象設備	特別償却	税額控除	対象設備	特別償却	税額控除
	機械装置・器具備品	40%	4%	機械装置・器具備品	40%	4%
		上乗せ要件を満たす場合	50%	5%	50%	5%
	建物・附属設備・構築物	20%	2%	建物・附属設備・構築物	20%	2%

(※)特定非常災害発生日から3年以内に承認を受けた事業が対象
(法施行前に発生した災害の場合は5年)

※対象資産の取得価額の合計額は合計80億円を限度
※税額控除は法人税額又は所得税額の20%までが上限

23

(出典) 経済産業省 http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/index.html

(参考・コメント)

機械装置、器具備品についてはシミュレーションが必要です。

4 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築（大綱 P70～）

(1) (中小・個人向け) 法人事業税 (所得割及び収入割に限る。) の税率の改正

法人事業税の標準税率を次の通りとし、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用することとされました。

① 資本金の額又は出資金の額 (以下「資本金」という。) 1億円超の普通法人の所得割の標準税率

	現行	改正案
年 400 万円以下の所得	1.9%	0.4%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	2.7%	0.7%
年 800 万円超の所得	3.6%	1%

② 資本金 1 億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

	現 行	改正案
年 400 万円以下の所得	5%	3.5%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	7.3%	5.3%
年 800 万円超の所得	9.6%	7%

③ 特別法人の所得割の標準税率

	現 行	改正案
年 400 万円以下の所得	5%	3.5%
年 400 万円超の所得	6.6%	4.9%
(特定の協同組合等の年 10 億円超の所得	7.9%	5.7%)

④ 収入金額課税法人の収入割の標準税率

	現 行	改正案
電気供給業、ガス供給業及び保険業 を行う法人の収入金額に対する税率	1.3%	1%

(注 1) 資本金 1 億円超の普通法人の所得割の制限税率について、標準税率の 1.7 倍 (現行: 1.2 倍) に引き上げる措置を講ずることとされました。

(注 2) 3 以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金 1,000 万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。

(注 3) 上記の「現行」とは、平成 31 年 10 月以降に適用することとされている税率に関する規定です。

(2) 特別法人事業税 (仮称) の創設 (中小・個人向け)

① 特別法人事業税 (仮称) の基本的な仕組み

イ 納税義務者等

特別法人事業税 (仮称) は、法人事業税 (所得割又は収入割) の納税義務者に対して課する国税とすることとされました。

ロ 課税標準

法人事業税額 (標準税率により計算した所得割額又は収入割額とします。)

ハ 税率

(イ) 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	260%
(ロ) 所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等の所得割額に対する税率	37%

(ハ) 所得割額によって法人事業税を課税される特別法人の所得割額に対する税率 34.5%

(ニ) 収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率 30%

ニ 申告納付

特別法人事業税（仮称）の申告納付は、都道府県に対して、**法人事業税と併せて行うもの**とすることとされました。

ホ 賦課徴収

特別法人事業税（仮称）の賦課徴収は、都道府県において、**法人事業税と併せて行うもの**とすることとされました。

② 適用期日

特別法人事業税（仮称）は、**平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用**されます。

6 円滑・適正な納税のための環境整備（大綱P74～）

(1) **(改正)** 課税所得の範囲の変更に伴う調整措置について、次の見直しを行うこととされました（大綱P74～）。

① 公益法人等である一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算について、対象となる法人を公益法人等全般とした上、公益法人等が協同組合等に移行する場合についても対象とすることとされました。

② 普通法人又は協同組合等である一般社団法人若しくは一般財団法人、医療法人又は生産森林組合が公益法人等に移行する場合に解散及び設立があったものとする措置について、対象となる法人を普通法人又は協同組合等全般とすることとされました。

(2) **(中小・個人向け)** 法人税における仮想通貨の評価方法等について、次の通り**時価法を導入する等**の措置を講ずることとされました（大綱P74～）。

① 法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち、**活発な市場が存在する仮想通貨**については、**時価評価により評価損益**を計上します。

② 法人が**仮想通貨の譲渡**をした場合の**譲渡損益**については、その譲渡に係る契約をした日の属する**事業年度**に計上します。

③ 仮想通貨の譲渡に係る原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算

出方法を移動平均法又は総平均法による原価法とし、法定算出方法を移動平均法による原価法とします。

④ 法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上します。

(注) 上記の改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

なお、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、会計上仮想通貨につき時価評価していない場合には、上記①及び④を適用しないことができる経過措置を講ずることとされました。

仮想通貨取引に係る税務申告を取り巻く環境の変化（主なもの）

（再掲）

平成 29 年 4 月 改正資金決済法¹の施行

- ・ 「仮想通貨」の定義を法定^(注1) * 資金決済に関する法律
- ・ 仮想通貨交換業者に対する登録制を導入（平成 29 年 9 月、初回 11 社が登録）
- ・ 仮想通貨交換業者に対し、
①口座開設時における顧客の本人確認（犯罪収益移転防止法改正）、②顧客への取引情報の提供^(注2)等を義務付け。

平成 29 年 7 月 改正消費税法施行令の施行

- ・ 仮想通貨の譲渡について消費税を非課税とする措置を導入（平成 29 年度税制改正）。

平成 29 年 12 月 国税庁「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」公表

- ・ 仮想通貨取引による所得の計算方法について Q&A 形式で説明。

平成 30 年 2～3 月 平成 29 年分所得税等の確定申告

- ・ 仮想通貨取引を含む雑収入が 1 億円以上あった申告の件数は 3 3 1 件。

平成 30 年 国税庁「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」開催

- ・ 仮想通貨交換業者が顧客に対して所得の計算上必要となる情報を提供するよう、関連団体を通じて協力を依頼。

(注1) 資金決済法 2 条③ この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。
一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代金の非決済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨換資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
(注2) 仮想通貨交換業者に関する内閣府令 17 条④ 仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業者の利用者との間で仮想通貨交換業に係る取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、取引の記録並びに管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量についての情報を提供しなければならない。

11

改正資金決済法等の概要

○ 平成 29 年 4 月に改正資金決済法等^(※)が施行され、仮想通貨交換業者に対して登録制を導入

(注) みなし仮想通貨交換業者について
法施行前から仮想通貨交換業を行っていた業者であって登録審査中の者。登録審査の間、営業を認めないと、当該業者や利用者に混乱や不利益が生じるおそれがあるため、他の金融関連の制度も参考に、登録可否の判断が行われるまで業務を行うことを認める経過措置を設けたもの。

仮想通貨交換業者に対する規制

- (1) マネロン・テロ資金供与規制（改正犯罪収益移転防止法）
 - 顧客の本人確認（口座開設時、200 万円超の仮想通貨と法定通貨等との交換時、10 万円超の仮想通貨の移転時）
 - 本人確認記録、取引記録の保存
 - 疑わしい取引の当局への届出
 - 体制整備（社内規則の整備、研修の実施、統括責任者の選任、リスク検証・モニタリングの実施、内部監査の実施など）
- (2) 利用者保護の規制（改正資金決済法）
 - 内部管理体制（経営管理、システム管理、サイバーセキュリティ対策など）の整備
 - ・ 社内規則の整備、研修の実施、リスク検証・モニタリングの実施、内部監査の実施など
 - 利用者への情報提供
 - ・ 法定通貨でない旨、価値を保証する者がいない場合にはその旨、価格変動による損失リスク
 - ・ 取引の内容、取り扱う仮想通貨の概要、手数料、分別管理の方法
 - ・ その他リスク（ガイドラインにおいて、レバレッジ取引のリスクやサイバー攻撃による仮想通貨の消失リスクを例示）など
 - 最低資本金・純資産に係るルール（資本金 1,000 万円以上、純資産額が負の値でない）
 - 顧客財産と自己財産の分別管理
 - ・ 金銭：自己資金とは別の預貯金口座で管理、又は、金銭信託で管理
 - ・ 仮想通貨：自己の仮想通貨と明確に区分し、かつ、顧客毎の数量を直ちに判別できる状態で管理
 - 分別管理・財務諸表の外部監査
 - 当局による報告徴求、検査、業務改善命令など

(※) 平成 28 年 6 月に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 62 号）」による改正後の「資金決済に関する法律（改正資金決済法）」及び「犯罪収益移転防止法（改正犯罪収益移転防止法）」等をいう。
(出典) 金融庁「仮想通貨交換業等に関する研究会」（第 2 回）資料を基に作成

12

仮想通貨に関する所得の計算方法等について

○ 国税庁においては、下記のとおりHPにおいて、確定申告の対象となる仮想通貨の損益やその具体的な計算方法等について取りまとめ、仮想通貨を売却した場合の計算方法等の課税上の取扱いについてQ & A形式で公表。

【国税庁HPより】

個人課税課情報 第4号 平成29年12月1日 国税庁個人課税課

ビットコインをはじめとする仮想通貨を売却又は使用することにより生じる利益については、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分され、所得税の確定申告が必要となります。

この情報（FAQ）は、確定申告の対象となる仮想通貨の損益やその具体的な計算方法等について、取りまとめたものです。

（注1）この情報は、平成29年12月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この情報で使用している事例（取引金額や取引相場を含む）は、架空のものですが、事例に応じた適正な価額による一般的な取引を前提に記載しています。

（注2）例えば、年末調整済みの給与所得を有する方で、仮想通貨の売却又は使用による所得が20万円以下の方については、その他に所得がない場合、確定申告は不要です。

確定申告が必要となる場合については、

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tebiki2016/a/01/1_06.htm

をご覧ください。

【Q & Aの例】

1 仮想通貨の売却

問 保有する仮想通貨を売却（日本円に換金）した際の所得の計算方法を教えてください。
 （例）3月9日 2,000,000円（支払手数料を含む。）で4ビットコインを購入した。
 5月20日 0.2ビットコイン（支払手数料を含む。）を110,000円で売却した。

答 保有する仮想通貨を売却（日本円に換金）した場合、その売却価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となります。

上記（例）の場合の所得金額は、次の計算式のとおり、10,000円です。

$$110,000 \text{円} - (2,000,000 \text{円} \div 4\text{BTC}) \times 0.2 \text{BTC} = 10,000 \text{円}$$

【売却価額】 【1ビットコイン当たりの取得価額】 【支払ビットコイン】 【所得金額】

【左記の他下記のQ & Aが掲載】

- ・ 仮想通貨での商品の購入
- ・ 仮想通貨と仮想通貨の交換
- ・ 仮想通貨の取得価額
- ・ 仮想通貨の分割（分岐）
- ・ 仮想通貨に関する所得の所得区分
- ・ 損失の取扱い
- ・ 仮想通貨の証拠金取引
- ・ 仮想通貨のマイニング等

仮想通貨取引による所得の申告状況

（再掲）

※ 平成30年5月 国税庁報道発表資料（抜粋）（注）平成30年11月29日の国税庁報道発表資料により一部訂正

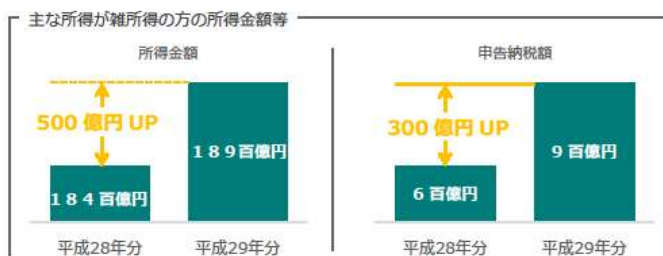
仮想通貨の課税

確定申告をした方で、公的年金等以外の雑所得に係る収入金額が1億円以上ある方のうち、仮想通貨取引による収入があると判別できた方は331人（速報値）でした。

また、申告納税額がある方で、主な所得が雑所得の方の所得金額及び申告納税額は、平成28年分に比して大幅に増加しました。

公的年金等以外の雑所得に係る収入金額が1億円以上の人数

平成28年分	平成29年分	仮想通貨取引による収入があると判別できた方
238人	549人	331人



（注）仮想通貨取引による所得は、原則として「公的年金等以外の雑所得」に区分される。申告書上、「仮想通貨取引による所得か否か」は記載事項とはされていないため悉皆的な把握は不可能。上記「仮想通貨取引による収入があると判別できた方」の人数は、「所得の生ずる場所」欄に仮想通貨交換業者の名称が記載されていた申告の件数。

(参考・コメント)

○法人における仮想通貨の取扱いは税会不一致項目です。

	会計上	法人税法上
活発な市場が存在	時価法	時価法
活発な市場不存在	切放し低価法	原価法

(3) (中小・個人向け・事務負担減) 法人設立届出書及び外国普通法人となった旨の届出書について、定款等の写し以外の書類の添付を要しないこととされました。また、収益事業開始届出書について、収益事業の概要等を記載した書類及び合併により設立した法人に係る書類の添付を要しないこととされました (大綱 P 7 4 ~)。

7 その他の租税特別措置

(1) (増税) 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例は、適用期限の到来をもって廃止することとされました。

なお、平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額の計算については、現行法による割増率 (10%) に対して 1 年ごとに 5 分の 1 ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずることとされました (大綱 P 7 9 ~)。

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の段階的縮減

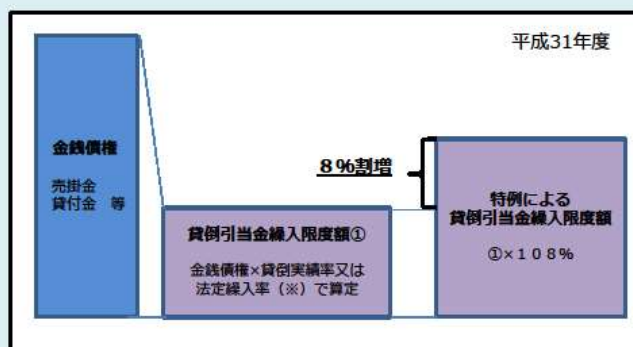
(法人税、法人住民税、事業税)

1. 大綱の概要

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の割増特例は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、平成 35 年 3 月 31 日までの間、現行の割増率 10% に対して 1 年ごとに 5 分の 1 ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる。

2. 制度の内容

出資組合である生活衛生同業組合等の貸倒引当金の特例措置については廃止する。ただし、平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額の計算については、法定繰入率又は貸倒実績率にて算定した貸倒引当金繰入限度額に割増率 (10% に対して 1 年ごとに 5 分の 1 ずつ縮小した率) による割増しを認める経過措置を講ずる。



(※) 法定繰入率

貸倒実績率を用いず、業種ごとに
応じた数値を活用して引当金を
算定する。資本金 1 億円以下の中
小企業及び事業協同組合等が適用
を認められている。

業種	繰入率
卸・小売業	10 / 1000
製造業	8 / 1000
金融・保険業	3 / 1000
割賦販売小売業	13 / 1000
その他	6 / 1000

23

(出典) 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000462285.pdf>

(2) **(増税)** 中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例は、適用期限の到来をもって廃止することとされました(大綱 P 7 9～)。

8 その他

(1) (要件緩和) 組織再編税制について、次の見直しを行うこととされました。

① 株式交換等の後に株式交換等完全親法人を被合併法人とし、株式交換等完全子法人を合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、その株式交換等に係る適格要件のうち完全支配関係継続要件、支配関係継続要件及び親子関係継続要件について、その適格合併の直前の時までの関係により判定することとされました(大綱 P8 1～)。

(4-5) 事業再編を円滑化するための組織再編税制における適格要件等の見直し①

新設

(法人税・所得税・法人住民税・個人住民税・事業税)

- 組織再編税制における適格要件のうち、以下2つの組織再編について新たに適格組織再編の対象とするため、適格要件等の見直しを行う。

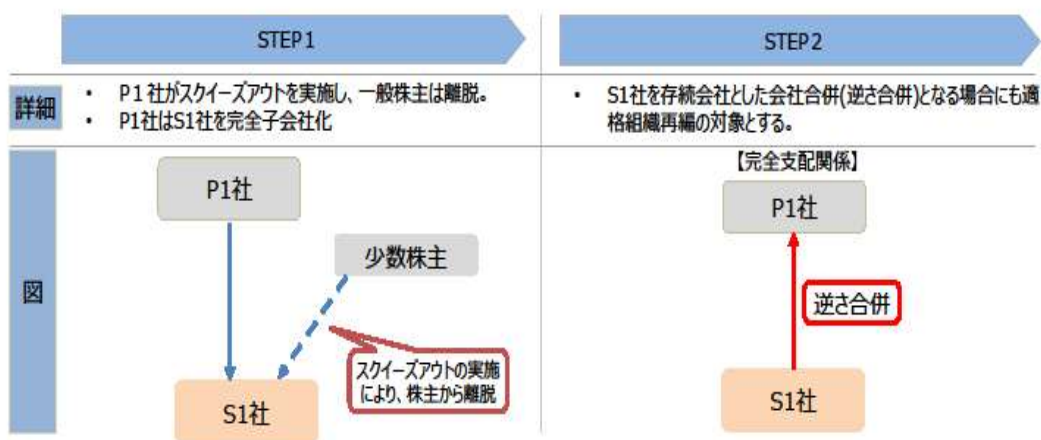
① **親会社の子会社を完全子会社化した後に行う逆さ合併**

② **間接保有の完全親会社の株式を用いた組織再編**

① 親会社の子会社を完全子会社化した後に行う逆さ合併

【改正の概要】

現行では、株式会社が、株式交換等の組織再編により完全子会社化した後、当該完全子会社を存続法人とする逆さ合併を行う場合には、完全子会社化を行うための組織再編は非適格とされていたところ、本税制改正により、逆さ合併を続けて行う場合における完全子会社化のための組織再編についても適格組織再編の対象となる。



45

(出典) 経済産業省 http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/index.html

(参考・コメント)

○株式交換「等」には株式移転は含まれません。

○改正前では株式交換後に逆さ合併をした場合、非適格合併になりました。しかし許認可等の関係から逆さ合併をしたいというニーズは強く、その場合でも適格要件を満たすという改正です。

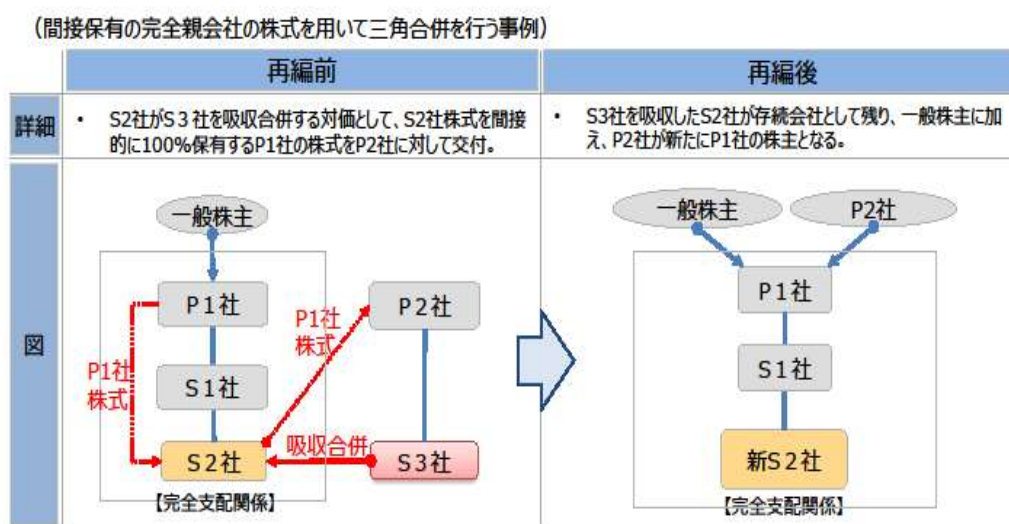
②（要件緩和） 合併、分割及び株式交換に係る適格要件並びに被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の計上を繰り延べる要件のうち、対価に関する要件について、対象となる合併法人等の親法人の株式に合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人の株式を加えることとされました（旧株の譲渡損益の繰延要件は、所得税についても同様とします。）（大綱 P 8 1～）。

（４－５）事業再編を円滑化するための組織再編税制における適格要件等の見直し② 新設
（法人税・所得税・法人住民税・個人住民税・事業税）

② 間接保有の100%親会社の株式を用いた組織再編

【改正の概要】

現状では、株式会社が、合併、株式交換、会社分割等の組織再編を行う場合において、親会社の株式を対価とする場合、適格組織再編要件を満たすためには、直接完全支配関係にある親会社の株式に限定されているところ、本税制改正により、間接保有の完全親会社の株式を組織再編の対価として交付する場合についても適格組織再編の対象となる。



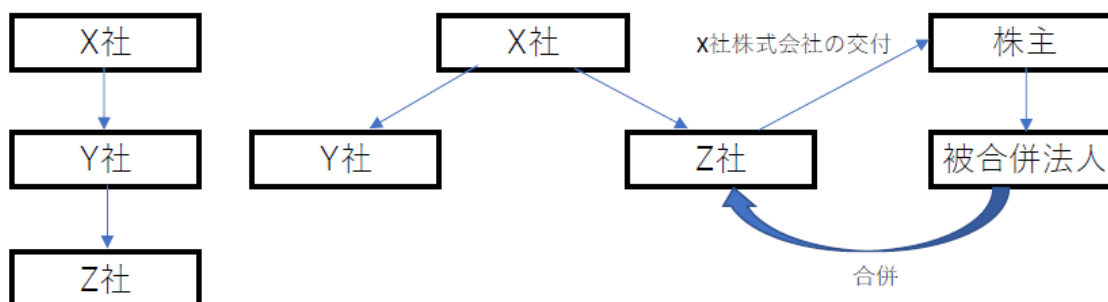
46

（出典）経済産業省 http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/index.html

(参考・コメント)

○現行では以下の通りの手続が必要となりました。

(現行)



(改正)

上記図表で Y 社が合併法人とすると、被合併法人の株主に「X 社株式」を今の資本関係を維持しながら交付できるようになりました。

三角合併の柔軟化です。

(出典) 上記図表は「平成 31 年度税制改正勉強会」(財) 大蔵財務協会 P 5 6 から抜粋、筆者改変

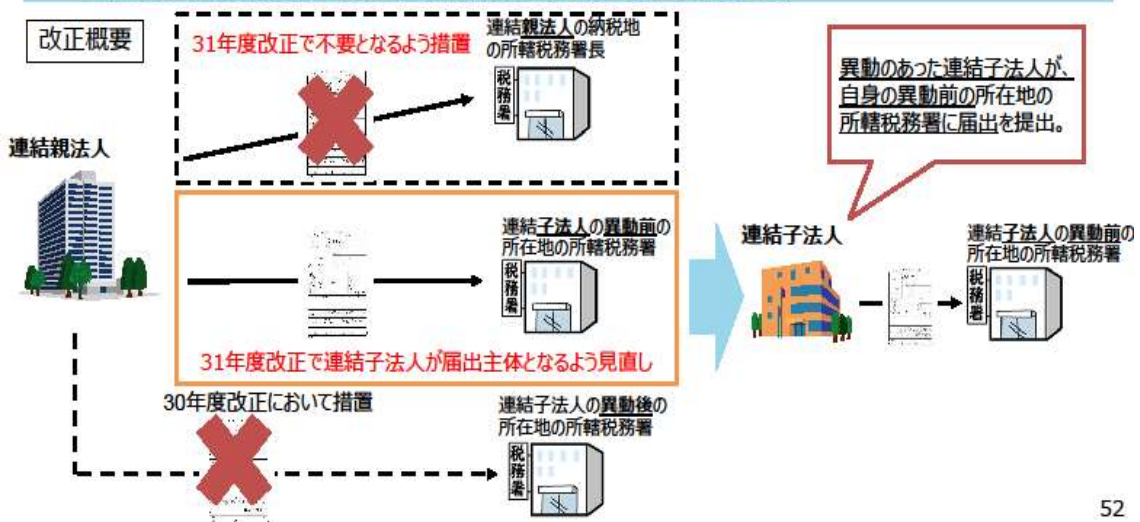
(2) (事務負担減) 法人が連結親法人又は連結親法人となる法人との間に完全支配関係を有することとなり、連結納税への加入時期の特例の適用を受けるための手続について、連結親法人又は連結親法人となる法人に一元化することとされました(大綱 P 8 1～)。

(3) (事務負担減) 連結子法人の本店等所在地に異動があった場合に提出することとされている届出書について、提出すべき法人をその連結子法人(現行: 連結親法人)とした上、連結親法人の納税地の所轄税務署長への提出を要しないこととされました(大綱 P 8 1～)。

(4-8) 連結法人に係る異動届出書の簡素化等 (法人税)

制度整備

- 法人の納税地に移動があった場合については、①連結親法人の納税地の所轄税務署長及び②連結子法人の異動前の本店等所在地の所轄税務署長に同内容の届出書を提出する必要があった。
- この点、企業のコスト削減等を通じて円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、以下のように見直し、更なる行政手続の簡素化を図る。
- また、その他、連結子法人となる法人が、連結納税への加入時期の特例の適用を受けるための手続について、連結親法人又は連結親法人となる法人に一元化する。



52

(出典) 経済産業省 http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/index.html

(参考・コメント)

○連結納税の改正は32年後改正に持ち越される模様です。詳細は政府税制調査会の連結納税制度に関する専門家会合をご覧ください。

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/renketsu/20181107/30renketsu1kai.html>

(4) (要件緩和) 法人の支給する役員給与における業績連動給与の手続に係る要件について、次の見直しを行うこととされました(大綱 P82~)。

① 報酬委員会及び報酬諮問委員会(以下「報酬委員会等」といいます。)における決定等の手続について、次の見直しを行うこととされました。

イ 報酬委員会等を設置する法人の業務執行役員が報酬委員会等の委員でないこととの要件を除外するとともに、業務執行役員が自己の業績連動給与の決定等に係る決議に参加していないこととの要件を加えることとされました。

ロ 報酬委員会等の委員の過半数が独立社外役員であること及び委員である独立社外役員の全てが業績連動給与の決定に賛成していることとの要件を加えることとされました。

② 監査役会設置会社における監査役の過半数が適正書面を提出した場合の取締役会の決定及び監査等委員会設置会社における監査等委員の過半数が賛成している場合の取締役会の決定の手続を除外することとされました。

(注) 上記の改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に支給に係る決議をする給与について適用されます。

なお、同日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に支給に係る決議をする給与については、現行の手続による業績連動給与の損金算入を認める経過措置を講ずることとされました。

(4-6) 役員の業績連動給与に係る損金算入手続きの見直し (法人税・法人住民税・事業税) 制度整備

- 平成30年6月の改訂後のコーポレートガバナンス・コード改訂では、監査役会設置会社や監査等委員会設置会社において報酬決定の手法としてより**客観性・透明性の高い報酬諮問委員会の活用**が原則化された。
- コーポレートガバナンス改革の実質化を進めるため、報酬諮問委員会における審議を充実させ、各社が効果的に報酬諮問委員会の活用を進める観点から、**報酬諮問委員会の構成の要件を独立社外役員を過半数とする**などの見直しを行う。

	現 行		改 正 後
監査役会設置会社 ・ 監査等委員会 設置会社	①株主総会の決議による決定	⇒	① 変更なし
	②報酬諮問委員会の諮問等を経た取締役会決議による決定 ※業務執行役員等が委員である場合は不可	見直し ⇒	② 独立社外役員が委員の過半数 であることや委員の 独立社外役員全員の賛成等 に見直し ※業務執行役員による委員就任可
	③監査役会設置会社における監査役の過半数の適正書面を得た上での取締役会決議による決定・監査等委員会設置会社において監査等委員である取締役の過半数が賛成をしている場合における取締役会の決議による決定	廃止 ⇒	③ -
指名委員会等 設置会社	報酬委員会による決定 ※業務執行役員等が委員である場合は不可	見直し ⇒	独立社外役員が委員の過半数 であることや 委員の独立社外役員全員の賛成等 に見直し ※業務執行役員による委員就任可

※平成 32 年 3 月 31 日までの間に支給に係る決議をする給与については現行の手続きによる損金算入可 47

(出典) 経済産業省 http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/index.html

(参考・コメント)

○平成 30 年度税制改正により利益連動給与から業績連動給与に変更された制度について、要件が厳格すぎるとの指摘がありました。

上記図表の現行③監査役会設置会社～、及び報酬委員会による決定が厳格化の原因としていわれています。そのため業績連動給与の普及はあまり進んでおりませんでした。

今回現行③の廃止、及び報酬委員会の決定が見直しされたことで、今後の普及が見込まれます。

四 消費課税

1 その他

(1) (中小・個人向け) 外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)について、次の見直しを行うこととされました(大綱 P95～)。

① 臨時販売場に係る届出制度の創設

イ 7月以内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする事業者(既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限る。)が、その設置日の前日までにその設置期間等を記載した届出書とその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなすこととされました。

ロ 上記イの適用を受けようとする事業者は、あらかじめその納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならないこととされました。

(注1) 上記の臨時販売場に係る届出制度の創設に伴い、外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度を廃止することとされました。

(注2) 上記の改正は、平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用することとされました。

(注3) 上記の承認等については、平成31年5月1日からその申請等を受け付けることとされました。

② 手続委託型輸出物品販売場許可申請書について、承認免税手続事業者の承認通知書の写しの添付を要しないこととされました。

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に提出する申請書について適用されます。

外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

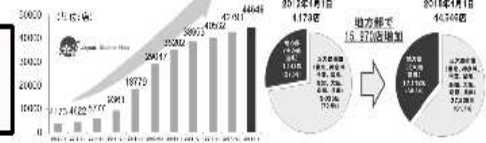
既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、簡素な手続きにより免税販売を可能とする「臨時免税店制度」を新たに創設することにより、地域の特産品等の販売機会を増やし、外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図る。

施策の背景

- 地域のお祭りや商店街のイベント等に出品する場合において、免税販売を行いたいという、既に消費税免税店の許可を受けている事業者からのニーズ
- 多数の外国人旅行者の参加が見込まれる「ラグビーワールドカップ2019」「東京2020オリンピック・パラリンピック」等の開催を控えており、イベント等に出品する場合において免税販売を可能とする環境整備が急務

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日決定)
- 「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)
 - ・訪日外国人旅行消費額を2020年8兆円、2030年15兆円とする
 - ・地方における消費税免税店数を2018年に2万店規模へと増加

免税店数の推移 三大都市圏と地方部の免税店数

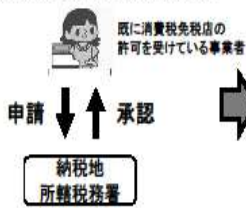


地域の特産品等の販売機会を増やし、外国人旅行消費のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図る

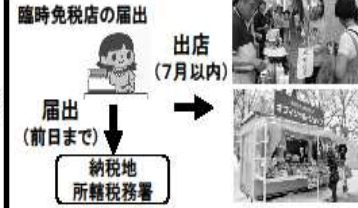
要望の結果

○既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、7月以内の期間を定めて臨時免税店を設置する場合において、あらかじめその承認を受けているときは、届出により免税販売を可能とする「臨時免税店制度」を新たに創設する。

臨時免税店の設置に係る事前承認



出店時



これまでの消費税免税制度の拡充

- 〈第一弾〉(平成26年10月運用開始)
 - ・一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加
- 〈第二弾〉(平成27年4月運用開始)
 - ・免税手続きの第三者への委託を可能とし、一括カウンターの設置等
- 〈第三弾〉(平成28年5月運用開始)
 - ・一般物品の購入下限額引下げ
 - ・購入者誓約書の重層的記録による保存等
- 〈第四弾〉(合算：平成30年7月運用開始、電子化：平成32年4月運用開始予定)
 - ・一般物品と消耗品の合算
 - ・免税販売手続きの電子化

(出典) 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/common/001265140.pdf>

(参考・コメント)

○近々開催予定のオリンピック、ラグビーワールドカップに向けての制度簡易化のための措置といわれています。

(2) (中小・個人向け) 金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除制度の見直し (大綱 P96~)

① 密輸品と知りながら行った課税仕入れについて、仕入税額控除制度の適用を認めないこととすることとされました。

② 金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を仕入税額控除の要件に加えることとされました。

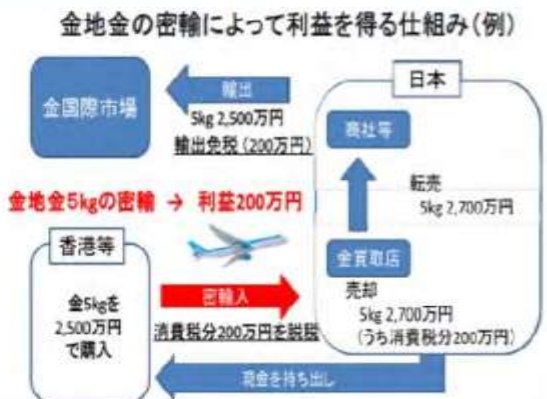
(注) 上記①の改正は平成 31 年 4 月 1 日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて、上記②の改正は同年 10 月 1 日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて、それぞれ適用されます。

金地金密輸事件の増加・巧妙化への対応

○ 近年、消費税の脱税を目的とした金の密輸が増し、装飾品や部品に加工して隠匿するなど、手口も巧妙化している。

「ストップ金密輸」緊急対策

- 背景**
- 増加する旅客、貨物について、迅速で円滑な通関を行う必要。
 - 消費税の脱税目的の金地金密輸入の摘発が急増。
811件、約2.8トン(平成28年) → 976件、約4.5トン(平成29年1-9月)
 - 金地金の密輸入を税関が摘発しているのは氷山の一角であり、相当程度の利益が犯罪組織などに流れているおそれ。



金密輸を阻止するための緊急かつ抜本的な対策が必要

出典:「ストップ金密輸」緊急対策(平成29年11月 財務省関税局)の対策概要図より抜粋(財務省HPより)

金地金密輸事件の増加・巧妙化への対応

- 財務省関税局においては、こういった状況を踏まえ、金地金の密輸に対し税関における水際での法執行を積極的かつ厳格に推進するために「ストップ金密輸」緊急対策（平成29年11月7日）を策定し、検査の強化、処罰の強化、情報収集及び分析の充実等に取り組んでいる。

「ストップ金密輸」緊急対策

基本的な考え方

- 迅速で円滑な通関を行うとともに、これまでにない広範で厳格な密輸取締り
- 関係省庁と連携した総合的な対策
- 緊急かつ抜本的な対策として早急を実施

ストップ金密輸

第一の柱 検査の強化

- 旅客、商業貨物、国際郵便物、航空機内の検査強化
- 門型金属探知機の新規配備やX線検査装置の拡充による効率的な検査
- 監視艇の活用による洋上取引対策

第二の柱 処罰の強化

- 厳正な通告処分の実施
- 告発の増加を目指し、警察、検察、海上保安庁など関係機関との連携強化
- 東京、大阪、門司税関に特別調査チームを編成
- 罰則の強化

第三の柱 情報収集・分析の充実

- 関係者や広く国民の皆様からの情報収集（密輸ダイヤルの活用）
- 国内外の関係機関との情報共有・連携強化
- 情報分析力の強化
- 国内流通経路におけるコンプライアンスの確保

広報の充実・体制の強化

3

出典：「ストップ金密輸」緊急対策（平成29年11月 財務省関税局）の対策概要図より抜粋（財務省HPより）

～適正・公平な課税の推進～

国税庁作成資料



19

(出典) 税制調査会 <https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen20kai4.pdf>

五 国際課税

1 (増税) 過大支払利子税制の見直し

関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（いわゆる「過大支払利子税制」）について、次の見直しを行うこととされました（大綱 P98～）。

(1) 対象となる純支払利子等の額

その事業年度における対象支払利子等の額（支払利子等の額から対象外支払利子等の額を控除した残額をいいます。以下同。）の合計額からこれに対応するものとして計算した受取利子等の額の合計額（以下「控除対象受取利子等合計額」といいます。）を控除した残額（以下「対象純支払利子等の額」といいます。）を本税制の対象とすることとされました。

(2) 対象外支払利子等の額

上記(1)の「対象外支払利子等の額」とは、次に掲げる支払利子等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（注）をいいます。

（注）一定の関連者が他の者を通じて当該法人に資金を供与したと認められる場合その他の場合における当該他の者に対する支払利子等の額を除きます。

① ②に掲げる支払利子等以外の支払利子等

・・・次に掲げる金額

イ 支払利子等を受ける者においてわが国の課税所得に含まれる支払利子等の額

ロ 一定の公共法人に対する支払利子等の額

ハ 借入と貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る支払利子等の額（イ及びロに掲げる金額を除きます。）

② 特定債券利子等（当該法人が発行した債券（その取得をした者が実質的に多数でないものを除きます。）に係る支払利子等で非関連者に対するものをいう。以下同。）

・・・債券ごとに次のいずれかの金額

イ その支払の時に源泉徴収が行われ、又はその特定債券利子等を受ける者においてわが国の課税所得に含まれる特定債券利子等の額及び一定の公共法人に対する特定債券利子等の額

ロ 次に掲げる債券の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

（イ）国内で発行された債券 特定債券利子等の額の95%に相当する金額

（ロ）国外で発行された債券 特定債券利子等の額の25%に相当する金額

(3) 調整所得金額

調整所得金額の計算上、当期の所得金額に加算する金額から受取配当等の益金不算入額

及び外国子会社配当等の益金不算入額を除外し、当期の所得金額から減算する金額から法人税額から控除する所得税額の損金不算入額を除外するほか、匿名組合契約の営業者の調整所得金額の計算について所要の措置を講ずることとされました。

(4) 損金不算入額

その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の20%（現行：50%）を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額は、損金の額に算入しないこととされました。

(5) 適用免除基準

次のいずれかに該当する場合には、本税制を適用しないこととされました。

① その事業年度における対象純支払利子等の額が2,000万円以下（現行：1,000万円以下）であること。

② その事業年度におけるイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が20%以下であること。

イ 内国法人及び当該内国法人との間に発行済株式等の50%超を保有する等の関係のある他の内国法人（その事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する当該内国法人の事業年度開始の日及び終了の日であるものに限る。ロにおいて同じ。）の対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額（控除対象受取利子等合計額から対象支払利子等の額の合計額を控除した残額をいう。）の合計額を控除した残額

ロ 内国法人及び当該内国法人との間に発行済株式等の50%超を保有する等の関係のある他の内国法人の調整所得金額の合計額から調整損失金額（調整所得金額の計算において零を下回る金額が算出される場合のその零を下回る金額をいう。）の合計額を控除した残額

（注）適用免除に係る「その事業年度における関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額の50%以下である」旨の要件は廃止することとされました。

(6) 超過利子額の損金算入

① その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の20%（現行：50%）に満たない場合において、前7年以内に開始した事業年度に本税制の適用により損金不算入とされた金額（以下「超過利子額」といいます。）があるときは、その対象純支払利子等の額と調整所得金額の20%（現行：50%）に相当する金額との差額を限度として、当該

超過利子額に相当する金額を損金の額に算入することとされました。

② 上記①について、修正申告書又は更正請求書にその適用を受ける金額等を記載した書類の添付がある場合にもその適用を受けることができる等の見直しを行うこととされました。

(7) 関連制度の整備

連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例について、上記(5)②を除き、上記と同様の見直しを行うこととされました。

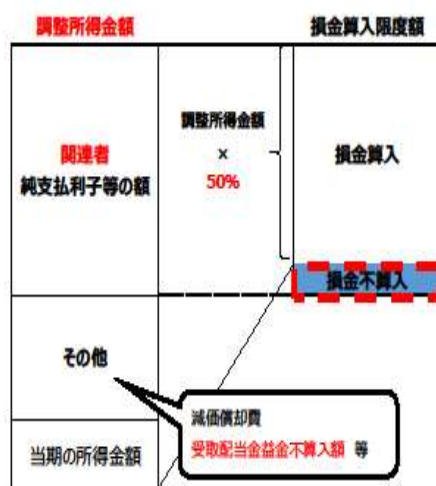
(注1) 上記(6)②を除きます。)の改正は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

(注2) 上記(6)②の改正は、平成32年4月1日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用されます。

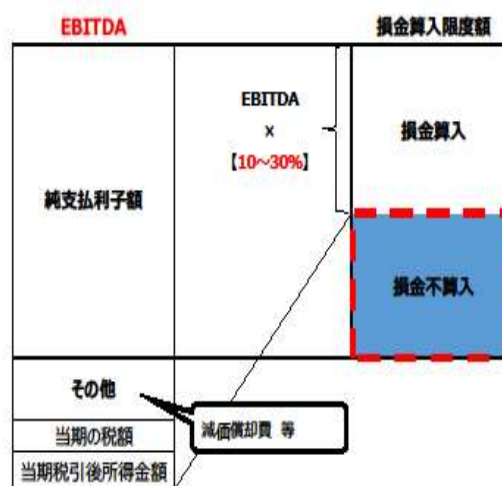
(参考1)【行動4】利子等の損金算入を通じた税源侵食の制限(「過大支払利子税制」の見直し)

- BEPS行動4最終報告書では、「価値が創造されたところで税金を払うべき」との原則を踏まえ、一定の所得を生み出すために通常必要と考えられる規模を超えて過大に利払いを行っている企業については、超過分の利子の損金算入を否認するという結論になった。
- 具体的には、企業の利子損金算入について、一定の純支払利子/EBITDA比率(10~30%の範囲で各国が設定)を超えた部分を控除制限(損金不算入)を勧告。

日本の現行制度(「過大支払利子税制」)



BEPSプロジェクト行動4最終報告書で想定されている制度概要



※1 EBITDA=税引後当期所得+純支払利子+減価償却費+特別償却+当期税額
 ※2 国内外への支払利子(銀行借入や社債の利子も含まれる)が対象となる。

産業界の声

- ✓ 現行制度と比較して、損金算入できる範囲が限定されることで、借入に伴う税負担が増加し、我が国企業の通常の経済活動に影響が生じるおそれ。
- ✓ 特に、借入を活用して国内外に積極的に投資(M&A等)を行っている企業への影響に十分配慮すべき。

(出典) 経済産業省 http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/pdf/1_02.pdf

問題意識

- ✓ 利子は、国際的なタックスプランニングで利用できる利益移転技術のうち、最も簡単なものの一つ。
- ✓ 多国籍企業グループが利子を用いたタックスプランニングを行うことができることにより、競争上歪みが生じ、資本所有中立性にネガティブな影響を与える。また、これにより税収が減少し、税制の完全性に影響が生じる。
- ✓ 利子を用いた税源浸食・利益移転が生ずる場合として、関連者間借入を用いて過大な利子の損金算入を生じさせるケースや、企業グループ内の高課税法人に第三者借入を集めるケース(6頁参照)などが挙げられる。



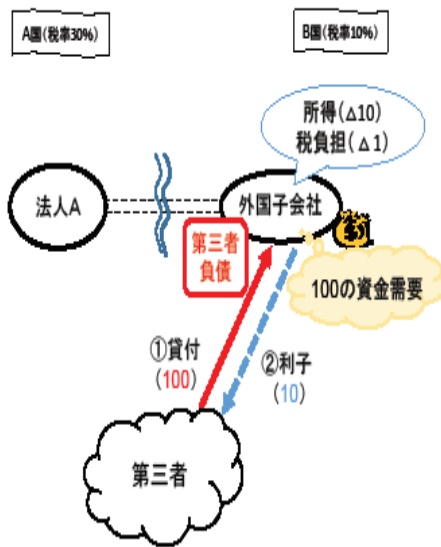
勧告

- ✓ 上記の問題に対抗するため、企業の純支払利子の損金算入を利子・税・償却前所得(EBITDA)^(※)の10%~30%に制限する、利子控除制限制度の導入を勧告。
※ EBITDA : Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization
- ✓ 同制度は、適用が容易であり、企業の課税所得に利子の損金算入を直接リンクさせることで利子を用いたタックスプランニングに対して相当程度堅固となるとしている。

【参考】第三者への利子の支払いにおけるBEPS
 (行動4最終報告書パラ3をもとに作成)

- ・ 国際企業グループにおいて100の資金需要があり、10の資金コスト(利子)を支払う事例。
- ・ 第三者借入であっても、それをいずれの国の法人が行うかの選択により、所得移転を生じさせ、グループ全体の税負担を引き下げることができる。

【事例1】



【事例2】

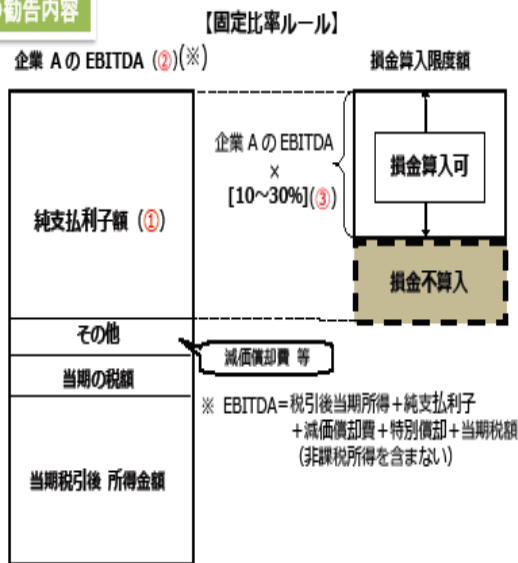


⇒ 事例1と比較し、グループ全体で税負担減(Δ2)

BEPS行動4最終報告書の勧告内容と日本の過大支払利子税制

- BEPS行動4では、純支払利子の損金算入をEBITDAの10%~30%に制限する、利子控除制限制度の導入を勧告。
- 平成24年度税制改正において導入した日本の「過大支払利子税制」は同様の考え方に基づく制度であるが、対象となる利子やEBITDA(調整所得)の定義、基準値についてBEPS勧告と異なっており、検討が必要。
- その際、通常の経済活動に与える影響等にも配慮しつつ、BEPSリスクに的確に対応できるよう検討していく必要。

BEPS行動4最終報告書の勧告内容



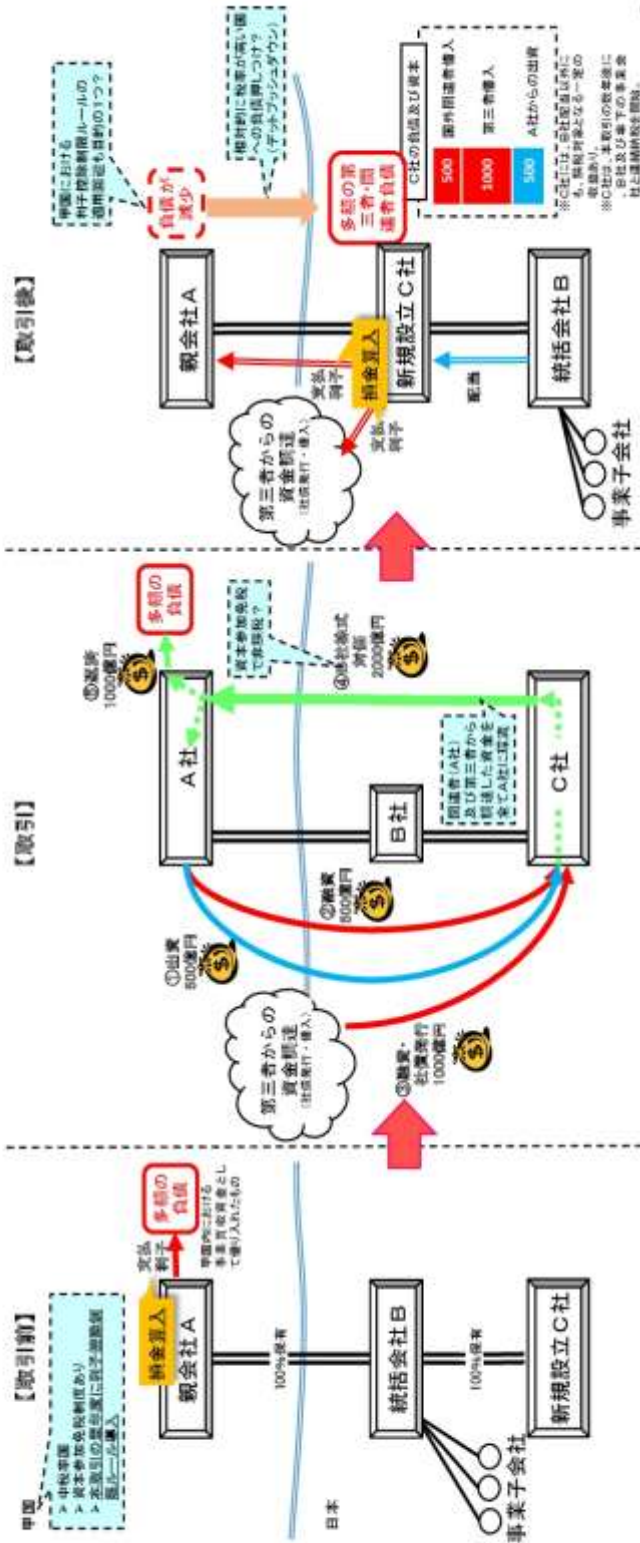
⇒ 日本の過大支払利子税制におけるBEPS行動4最終報告書の勧告内容との主な相違点

- ①対象とする利子: **関連者純支払利子等の額のみ**
- ②調整所得(EBITDA): **国内外の受取配当益金不算入額を含む**
- ③基準値: **50%**

【参考】我が国における利子を用いたBEPS事例①（デットブッシュダウン）

※実際の事例を抽象化したもの

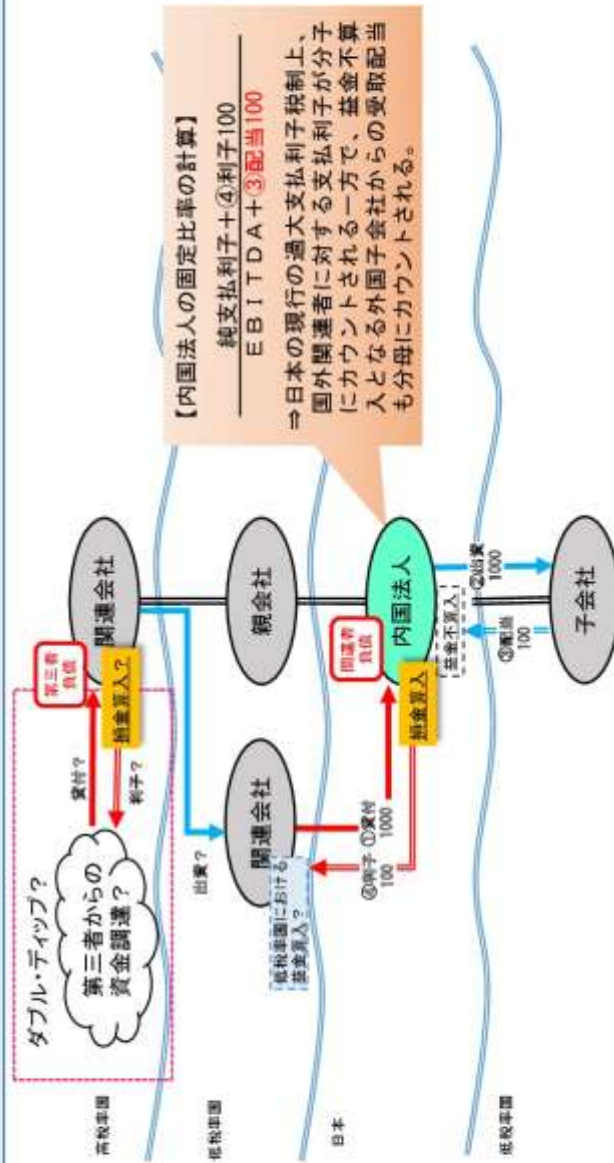
- BEPS行動4は、支払利子を用いたBEPSが生ずる場合として、グループ内の高課税法人に第三者からの負債を集中させることを指摘。
 - 日本における実際の事例としては、例えば、中税率国の親会社が抱える第三者負債を、日本の法人に移転（*）すること等により、日本からの利益移転を行い、グループ全体の税負担を圧縮していると考えられるケースが見受けられる。
- * この場合、日本法人が第三者・関連者から借り入れた資金を関連者株式の譲渡対価の形で、非課税で中税率国の親会社に還流させ、親会社の負債を返済することで、実質的に、日本法人に負債を移転していると考えられる。



【参考】我が国における利子を用いたBEPS事例②（負債による資金調達と非課税所得）

※実際の事例を抽象化したもの

- BEPS行動4は、支払利子を用いたBEPSが生ずる場合として、関連者からの融資を用いて実際の第三者支払利子を超える利子の損金算入を生じさせること、負債による資金調達を行い非課税所得を生じさせることを指摘。
- 日本における実際の事例としては、相対的に税率の高い日本法人を経由して、関連者からの借入と関連者への出資を組み合わせて資金を動かすことにより、日本からの利益移転を行い、グループ全体の税負担の圧縮を図っていると考えられるケースが見受けられた。
- * また、高課税国の関連会社における第三者借入利子の損金算入や、出資先の外国子会社から国外関連者への貸付と組み合わせれば、グループ内で、同一の借入に係る支払利子を複数回損金算入することが可能（ダブル・ディップ）。



◆ 過大支払利子税制の見直しに伴う金融マーケットへの対応

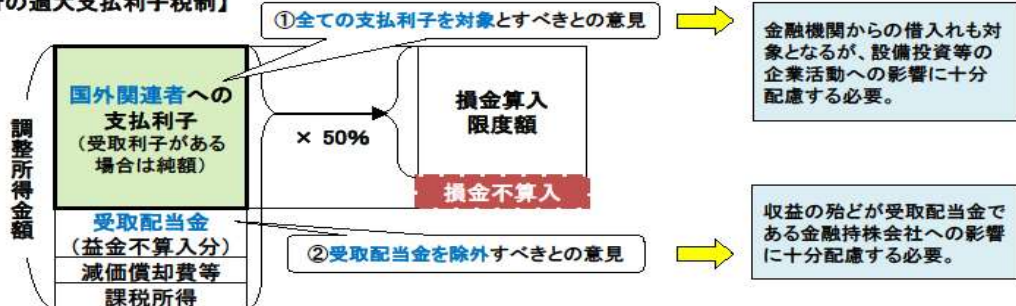
【現状及び問題点】

- 過大支払利子税制は、企業が関連者に対して過大な利子を支払うことにより税負担を圧縮する租税回避を防止する観点から、過大と認められる利子部分を損金不算入（課税）とする制度。
- 2015年、OECDは、BEPS(Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクトに関する最終報告書を公表。過大支払利子税制についてもコモン・アプローチを示しているところ。
- 今後、我が国において、多国籍企業による租税回避の防止という(BEPSの)観点から、過大支払利子税制の見直しを行う場合に、金融マーケットへの影響も十分考慮する必要。

【要望事項】

過大支払利子税制の見直しを行う場合は、金融マーケットへ悪影響を及ぼさないよう対応すること。

【現行の過大支払利子税制】



10

(出典) 金融庁 <https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/180831.pdf>

(4-1) BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) を踏まえた国内の制度整備に係る配慮①

その他

(法人税・所得税・個人住民税、法人住民税・事業税)

- 過大支払利子税制について、BEPSプロジェクト(※)を踏まえた見直しを実施。その際には、借入による通常の事業活動に過度な影響が及ぶことがないよう、BEPSリスクが低い、受領者において課税対象となる支払利子(国内金融機関向けの利子等)を損金算入制限の対象外とする。

※一部の米多国籍企業によるアグレッシブなタックスプランニングによる課税逃れが問題化したことを踏まえ、日本主導の下OECD+G20の枠組みにより、国際的な課税ルールを見直すべく「BEPSプロジェクト」が開始。2015年10月5日にOECD租税委員会から「BEPSプロジェクト最終報告書」が公表、同年11月のG20サミットにて報告された。

改正概要

改正イメージ		改正内容	
調整所得金額	損金算入限度額	改正前	改正後
<p>調整所得金額</p> <p>× 20%</p> <p>純支払利子等の額</p> <p>● 受領者において日本の課税所得に含まれる利子等は除く</p> <p>その他</p> <p>当期の課税所得金額 (税引前所得)</p>	<p>損金算入</p> <p>損金不算入</p> <p>減価償却費等 (国内外の受取配当益金不算入額は含まれない)</p>	<p>①対象とする利子</p> <p>➢ 関連者純支払利子のみ (受領者において日本の課税に含まれる利子等は対象外)</p> <p>②調整所得</p> <p>➢ 国内外の受取配当益金不算入額を加算</p> <p>③基準値</p> <p>➢ 50%</p> <p>④適用除外基準</p> <p>➢ 関連者純支払利子の額が1000万円以下</p> <p>➢ 関連者への支払い当の額が総支払利子の額の50%以下</p>	<p>➢ 第三者を含む純支払利子等ただし、利子等の受領者において日本の課税所得に含まれるもの(国内金融機関向けの利子等)を除く</p> <p>← (1) (2)</p> <p>➢ 国内外の受取配当益金不算入額を加算しない</p> <p>← (3)</p> <p>➢ 20%</p> <p>← (4)</p> <p>➢ 純支払利子等の額が2000万円以下</p> <p>➢ 国内企業グループ(持株割合50%超)の合算純支払利子等の額が合算調整所得の20%以下</p> <p>← (5)</p>

38

(出典) 経済産業省 http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/index.html

(参考・コメント)

○主要な改正点は下記の通りです。

	改正前	改正後
対象とする利子	関連者純支払利子 ※利子受領者において日本の課税に含まれる利子等は対象外です。	第三者を含む純支払利子等 ※利子等の受領者において日本の課税所得に含まれるものは対象外です。 (大綱(1)、(2))
課税所得	利子・税・減価償却前所得 ※国内外の受取配当金益金不算入額を加算します	利子・税・減価償却前所得 ※国内外の受取配当金益金不算入額は加算しません。 (大綱(3))
基準値	50%	20% (大綱(4))
適用除外基準	○関連者純支払利子の額が1,000万円以下 ○関連者への支払等の額が純支払利子の額の50%以下	○純支払利子等の額が2,000万円以下 ○国内企業グループ(持分割合50%超)の合算支払利子等の額が合算調整所得の20%以下 (大綱(5))

○もともと、第三者を絡ませたストラクチャードアレンジメントによる租税回避が問題視されていたので、厳しくする方向の改正が予定されていたところで、国内の金融業界から懸念が上がって、リスクの低い通常の第三者借入に配慮した書きぶりになったと理解しています。

○業界を所管する金融庁からは下記の2点について要望が出ていました。

☞支払利子について、金融機関からの借入等も対象となりますが、設備投資等の企業活動への影響にも十分配慮すべき

☞収益のほとんどが受取配当である金融持株会社につき、それらへの影響に配慮すべき
これらを踏まえた改正です。

2 移転価格税制の見直し

(改正) 国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる「移転価格税制」）について、「B E P Sプロジェクト」の勧告により改訂されたOECD移転価格ガイドライン等を踏まえ、次の見直しを行うこととされました（大綱P100～）。

(1) 移転価格税制の対象となる無形資産の明確化

移転価格税制の対象となる無形資産は、法人が有する資産のうち、有形資産及び金融資産（現金、預貯金、有価証券等）以外の資産で、独立の事業者の間で通常取引の条件に従って譲渡・貸付け等が行われるとした場合に対価の支払が行われるべきものとする事とされました。

(2) 独立企業間価格の算定方法の整備

独立企業間価格の算定方法（以下「価格算定方法」という。）として、OECD移転価格ガイドラインにおいて比較対象取引が特定できない無形資産取引等に対する価格算定方法として有用性が認められているディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）を加えることとされました。

これに伴い、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の提出等がない場合の推定課税における価格算定方法に、国税当局の当該職員が国外関連取引の時に知り得る状態にあった情報を基にしてDCF法により算定した金額を独立企業間価格とする方法を加えることとされました。

(3) 評価困難な無形資産に係る取引（特定無形資産取引）に係る価格調整措置の導入

特定無形資産に係る取引（以下「特定無形資産取引」といいます。）に係る独立企業間価格の算定の基礎となる予測と結果が相違した場合には、税務署長は、当該特定無形資産取引に係る結果及びその相違の原因となった事由の発生の可能性を勘案して、当該特定無形資産取引に係る最適な価格算定方法により算定した金額を独立企業間価格とみなして更正等を行うことができることとする事とされました。ただし、上記により算定した金額と当初取引価格との相違が20%を超えていない場合は、この限りではありません。

① 特定無形資産

上記の「特定無形資産」とは、次に掲げる要件の全てを満たす無形資産をいいます。

- イ 独自性があり重要な価値を有するものであること。
- ロ 予測収益等の額を基礎として独立企業間価格を算定するものであること。
- ハ 独立企業間価格の算定の基礎となる予測が不確実であると認められるものであること。

② 適用免除要件

国税当局の当該職員が次のイ又はロに掲げる書類の提出等を求めた日から一定期間以内に法人からその書類の提出等があった場合には、価格調整措置は適用されないこととされました。

イ 次に掲げる書類

(イ) 特定無形資産取引に係る独立企業間価格の算定の基礎となる予測の詳細を記載した書類

(ロ) 当該予測と結果が相違する原因となった事由が災害その他これに類するものであり取引時においてその発生を予測することが困難であったこと、又は取引時において当該事由の発生の可能性を適切に勘案して独立企業間価格を算定していたことを証する書類

ロ 特定無形資産の使用により生ずる非関連者収入が最初に生じた日を含む事業年度開始の日から5年を経過する日までの間の予測収益等の額と実際収益等の額との相違が20%を超えていないことを証する書類

(注) 法人から上記ロに掲げる書類の提出等があった場合には、価格調整措置はその経過する日後は適用されないこととされました。

(4) 移転価格税制に係る更正期間等の延長

移転価格税制に係る法人税の更正期間及び更正の請求期間等を7年(現行:6年)に延長することとされました。

(5) 差異調整方法の整備

比較対象取引の利益率を参照する価格算定方法に係る差異調整について、定量的に把握することが困難な差異があるために必要な調整を加えることができない場合には、いわゆる四分位法に基づく方法により差異調整を行うことができることとされました。

(注) 上記の改正は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成33年分以後の所得税について適用されます。

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) を踏まえた国内の制度整備に係る配慮

(法人税・所得税・個人住民税、法人住民税・事業税)

その他

- 一部の米国多国籍企業によるアグレッシブなタックスプランニングによる課税逃れが問題化したことを踏まえ、日本主導の下OECD+G20の枠組みにより、国際的な課税ルールを見直すべく「BEPS プロジェクト」が開始。2015年10月5日にOECD租税委員会から「BEPSプロジェクト最終報告書」が公表、同年11月のG20サミットにて報告された。
- BEPSプロジェクトによる15の報告書を踏まえた国内制度の整備の検討に当たっては、日本企業等の競争力を阻害することがないように十分に配慮する。
- 特に、過大支払利子税制（行動4）や移転価格税制（所得相応性基準等）（行動8）等に係る国内制度の整備に当たっては、企業に過度な負担を与えないような制度の構築を検討する。

現状	『BEPSプロジェクト最終報告書』各行動計画に対する日本の対応										今後の対応を検討	対応済み		
制度導入の可否を検討	必要な見直しを検討				29年度税制改正で対応済	BEPS防止措置実施条約で対応 (行動7は平成30年度税制改正で対応)			28年度税制改正で対応済	27年度税制改正で対応済		対応済	既存の枠組みで対応	OECDで対応
行動12	行動4	行動8	行動9	行動10	行動3	行動6	行動7	行動15	行動13	行動1	行動2	行動14	行動5	行動11
タックス・プランニングの報告義務	利子等の換金購入を通じた税源優遇の制限	移転価格税制 (①無形資産)	移転価格税制 (②リスクと資本)	移転価格税制 (③他の租税回避の可能性が高い取引)	効果的なCFCルール (外国子会社合算税制)	租税条約適用の防止	恒久的施設 (出) 認定の人為的回避の防止	多国間協定の開発	再検討 移転価格関連の文書化の再検討	電子商取引課税	ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化	相互協議の効果的実施	有害税制への対抗	出戻りの規模や経済的効果指標の集約及び分析手法の策定

要望内容

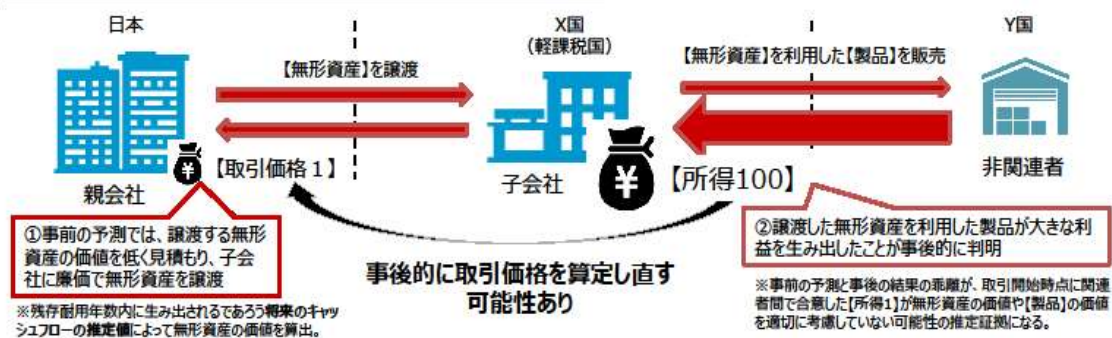
○日本企業等の健全な投資を阻害することがないよう、日本企業のビジネス実態を踏まえ、企業に過度な負担を与えない制度の構築を検討する。

38

(参考2) 【行動8】評価困難な無形資産取引に係る移転価格ルールの見直し

- BEPS行動8 最終報告書では、価値評価が難しい無形資産を、評価の難しさを利用して実際の価値よりも安い価格で軽課税国の子会社等に譲渡し、当該無形資産による利益を子会社に溜め込む、という租税回避が発生する可能性を指摘。
- 上記への対応として、評価困難な無形資産の取引に関して、事前の予測と事後の結果に一定の乖離が生じた場合には、課税当局は、事後の結果を事前の予測の適正性に関する推定証拠として使い、納税者側から反証がない場合、一定の要件の下、事後的に、当該無形資産が事前の予測よりも高い価値であったことを前提に、取引価格を算定し直し、追加の課税を行えるような措置を勧告。

BEPSプロジェクト行動8 最終報告書で想定されているBEPS事例



産業界の声

- ✓ 無形資産取引に対して事後の結果を元に追加で課税が行なわれることになると、企業は長期間不安定な課税状況に置かれる可能性があるところ、企業のグローバルな知財戦略等への影響に十分配慮すべき。

40

(出典) 経済産業省 http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/pdf/1_02.pdf

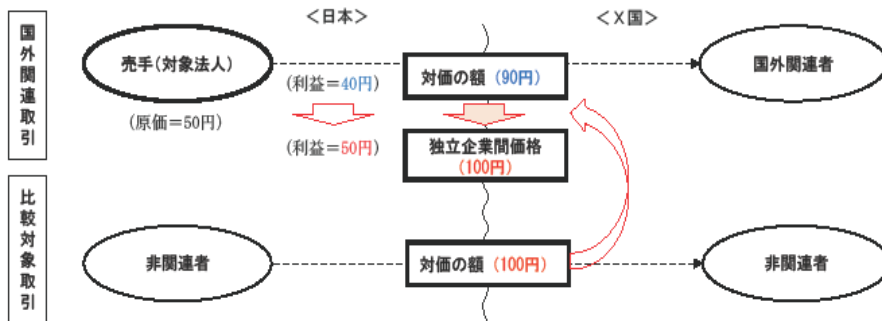
移転価格税制の概要

○ 移転価格税制は、法人と海外の関連企業（国外関連者）との取引価格（**移転価格**）が通常取引価格（**独立企業間価格**）と異なる場合には、その国外関連者との取引が独立企業間価格で行われたものとみなして所得計算し課税することにより、海外への所得移転を防止する制度（昭和61年に創設）。

※ 日本における独立企業間価格の算定方法（移転価格算定方法）は、OECDの「移転価格ガイドライン」に沿った規定が整備されており、具体的には、①独立価格比準法、②再販売価格基準法、③原価基準法、④取引単位営業利益法、⑤利益分割法（及び各算定方法に準ずる方法・同等の方法）が整備されている。

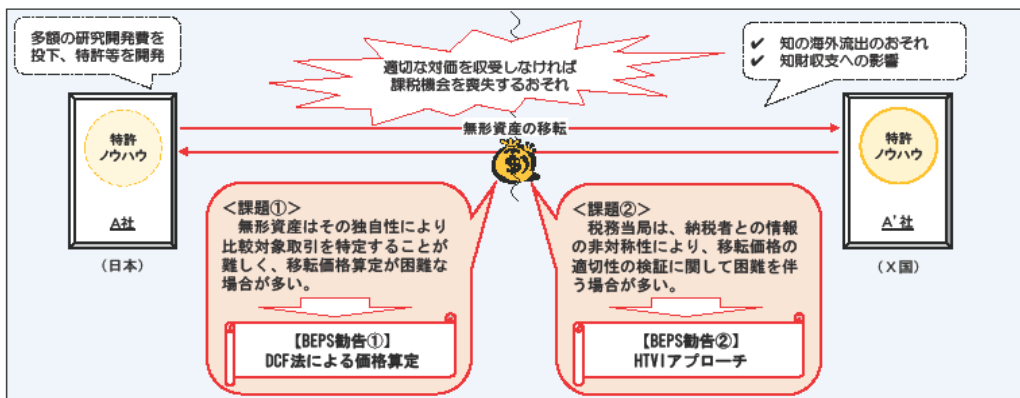
※ 移転価格税制については、取引内容・取引条件の分析や国外関連者からの情報収集など、その税務調査に長期間を要することから、移転価格税制に係る更正等の期間制限は6年（通常：5年）とされている。

【移転価格算定方法（独立価格比準法の例）】



13

BEPS行動8の勧告のポイント



	課題	対応策
ポイント①	無形資産はその独自性により比較対象取引を特定することが難しく、適切な移転価格の算定が困難な場合が多い。	比較対象取引が特定できない場合、無形資産の使用から得られる予測キャッシュフロー等の割引現在価値を用いた評価テクニック（ディスカウント・キャッシュフロー法：DCF法）により移転価格を算定。
ポイント②	税務当局は、納税者との情報の非対称性により、移転価格の適切性の検証に関して困難を伴う場合が多い。	一定の評価困難な無形資産（Hard-To-Value Intangibles：HTVI）取引に関し、当初の価格算定に用いた予測と結果が大きく乖離した場合、税務当局は価格が適切に算定されていなかったと推定し、事後の結果を勘案して価格を再評価（HTVIアプローチ）。

（注1）上記のBEPS勧告の内容は移転価格税制に係る国際スタンダードであるOECDの移転価格ガイドライン（TPG）に反映済（2017年7月改訂）。

（注2）TPGにおける無形資産の定義：有形資産や金融資産ではなく、商業活動で使用するに当たり所有又は支配することができ、比較可能な状況での非関連者間取引においては、その使用又は移転によって対価が生じるもの。なお、現行の移転価格法令上、無形資産の定義は置かれていない。

14

BEPS行動8：移転価格算定方法の整備（DCF法）

<BEPS最終報告書・移転価格ガイドライン>

- 移転価格ガイドラインでは、従来から、5つの基本的な移転価格算定方法によることが不適切又は困難な場合に、独立企業原則を充足する範囲において「その他の方法」を用いることを容認。
- 無形資産取引については、その独自性により、比較対象取引を見出すことが容易でないことから、BEPSプロジェクトでは、信頼し得る比較対象取引が把握できない場合、DCF法（注）が有用となり得るとして、DCF法に関する記載を拡充、移転価格ガイドラインに反映。

（注） デ・イスカント・キャッシュフロー法。無形資産の使用から得られる予測キャッシュフロー等の割引現在価値を用いた評価テクニック。

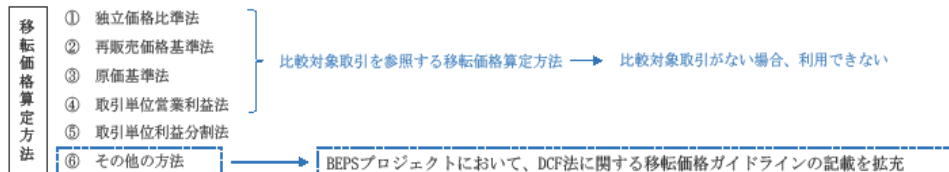
※ 上記の見直しは、既存の各移転価格算定方法が最適法となる範囲を変更するものではない。

<日本の現行移転価格税制>

- 我が国の移転価格税制は、昭和61年の制度創設以降、OECDの移転価格ガイドラインに概ね則した制度整備を進めてきたところ。
- 他方、DCF法については、法令上の取扱いが明らかではなく、通達等の整備も行われていないことから、納税者・税務当局双方にとって、不確実性が高い状況。

※ 現時点においては、無形資産取引一般にDCF法が広く用いられている状況は認められないが、納税者がDCF法を用いて無形資産譲渡対価を算定している事案は一定数存在。

（参考） 移転価格ガイドラインにおける各移転価格算定方法と比較対象取引の参照可否



15

BEPS行動8：評価困難な無形資産（Hard-To-Value Intangibles：HTVI）への対応

<BEPSプロジェクトにおけるHTVIへの問題意識及び対応策>

- 無形資産取引に係る価格設定の適切性の検証に関しては、納税者は広範な情報を有しているのに対し、税務当局は納税者が提供する情報に依存せざるを得ないという情報の非対称性が課題。
- そのため、一定の評価困難な無形資産（HTVI）取引については、価格算定に用いた予測と結果が大きく乖離した場合、当初の移転価格が適切に算定されていなかったと推定し、税務当局が事後の結果を勘案して当初の移転価格算定を評価することを認める「評価困難な無形資産アプローチ」（HTVIアプローチ）の導入を勧告。

<HTVIアプローチの適用対象等>

- HTVIアプローチの適用対象は、取引時点において①信頼できる比較対象取引が存在せず、②移転された無形資産から生じる将来キャッシュ・フロー等についての予測や評価の前提が非常に不確かな無形資産取引。
- 但し、当初の価格設定に用いた予測と事後の結果の乖離が取引時点で予見不可能な事象によるものであることを納税者が証明した場合など一定の適用免除要件を満たす場合には、HTVIアプローチは適用しない。

参考①：HTVIアプローチに係る補足ガイダンス（2018年6月公表）の指摘

- 税務当局は、更正期間制限等によりHTVIアプローチの適用に関し困難に直面する場合がある。本ガイダンスは、その対策の一案として、各国がHTVI取引の早期把握のための報告義務の導入や更正期間制限の延長等の措置を検討することを妨げない。

参考②：国際的な動向

- HTVIアプローチは2017年7月の改訂でOECDの移転価格ガイドラインに反映済。BEPSプロジェクト以前から類似の事後的調整制度を導入済の米・独に加え、現在、HTVIアプローチは英・蘭・豪・ニュージーランド等においても適用可能となっている。

16

（出典） 税制調査会 <https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen20kai2.pdf>

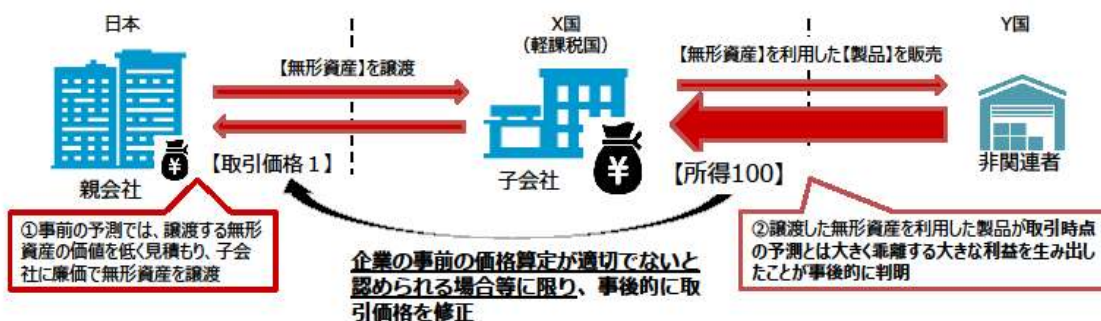
(4-1) BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) を踏まえた国内の制度整備に係る配慮②

その他

(法人税・所得税・個人住民税・法人住民税・事業税)

- 移転価格税制について、BEPSプロジェクトを踏まえ、一定の評価困難な無形資産取引において、独立企業間価格の事後的な調整措置を導入。**適用にあたっては、企業が算定する予測収益等を用いた独立企業間価格が適切ではないと認められる場合等に限定する等**、海外関連者との通常の無形資産取引に過度な影響が及ぶことがないよう配慮。

改正が想定する局面



改正概要

国外関連者との評価困難な無形資産（予測収益等を用いて独立企業間価格を算定する等の要件を満たすもの）の取引において、その予測と事後の結果が大きく乖離している場合には、**納税者が取引時点で算定した独立企業間価格がその乖離の原因を適切に助案していないと認められるとき等に限り**、税務当局が取引内容・結果及びその発生可能性や当事者が果たす機能等を助案して算定した独立企業間価格をもって**調整することができる規定等**を導入する。

39

(出典) 経済産業省 http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/index.html

(参考・コメント)

- もともと移転価格税制の独立企業間価格、とりわけ無形資産が絡んだ場合の評価は納税者と税務当局で見解が異なる場合が多くありました。今般の改正は国際的な合意に基づいてその評価方法を新たに追加したことになります。
- 適用除外要件に絡んで、納税者に不利な形はとらない（後出しじゃんけんがないよう）配慮は行われているものの、ドキュメントの事務負担が増えることは想定しておくことが重要です。
- 無形資産にかかわる関連者間取引を行っている場合には留意が必要となりました。
- 上記（5）四分位法とは、利益率レンジの上下25%を切捨てる方法をいいます。
- DCF法の具体的な算定方法は現時点では不明です。
- 所得相応性基準の詳細については現時点では不明です。

3 外国子会社合算税制の見直し

(減税) 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例(いわゆる「外国子会社合算税制」)について、次の見直しを行うこととされました(大綱P103~)。

(1) 特定外国関係会社

① ペーパー・カンパニーの範囲から、次の外国関係会社を除外することとされました。

イ 持株会社である一定の外国関係会社

(イ) 子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その資産の額の95%超が子会社の株式等及び一定の現預金等の資産の額であり、かつ、その収入の額の95%超が子会社からの配当等の額及び一定の預金利子の額であるもの

(注) 上記の「子会社」とは、その外国関係会社の本店所在地国と同一国に所在する外国法人で、当該外国関係会社による持分割合が25%以上等の要件に該当するものをいいます。

(ロ) 特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地国と同一国に所在する管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、当該管理支配会社が当該同一国において行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たすこと、その資産の額の95%超が特定子会社の株式等及び一定の現預金等の資産の額であること、その収入の額の95%超が特定子会社からの配当等の額、特定子会社の株式等の一定の譲渡対価の額及び一定の預金利子の額であること等の要件の全てに該当するもの((ロ)において「被管理支配会社」といいます。)

(注1) 上記の「特定子会社」とは、その外国関係会社の本店所在地国と同一国に所在する部分対象外国関係会社又は管理支配会社に係る他の被管理支配会社をいいます。

(注2) 上記の「管理支配会社」とは、経済活動基準を満たす外国関係会社で、その本店所在地国においてその役員又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいいます。ロにおいて同じです。

ロ 不動産保有に係る一定の外国関係会社

(イ) その本店所在地国と同一国に所在する一定の不動産又は特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、当該同一国に所在する管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、当該管理支配会社が当該同一国において行う事業(不動産業に限る。)の遂行上欠くことのできない機能を果たすこと、その資産の額の95%超が当該不動産、特定子会社の株式等及び一定の現預金等の資産の額であること、その収入の額の95%超が当該不動産及び特定子会社の株式等から生ずる収入の額並びに一定の預金利子の額であること等の要件の全てに該当するもの((イ)において「被管理支配会社」といいます。)

(注) 上記の「特定子会社」とは、管理支配会社に係る他の被管理支配会社をいいます。

(ロ) その本店所在地国と同一国に所在する管理支配会社が自ら使用する当該同一国に所在する不動産の保有を主たる事業とする外国関係会社で、当該管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、当該管理支配会社が当該同一国において行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たすこと、その資産の額の95%超が当該不動産及び一定の現預金等の資産の額であること、その収入の額の95%超が当該不動産から生ずる収入の額及び一定の預金利子の額であること等の要件の全てに該当するもの

ハ 資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社

特定子会社の株式等の保有、非関連者から調達した資金の特定子会社への提供又はその外国関係会社の本店所在地国と同一国に所在する一定の不動産の保有を主たる事業とする外国関係会社で、当該同一国に所在する管理支配会社等によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、当該管理支配会社等が当該同一国において行う当該同一国の石油・天然ガス等の資源又は社会資本の開発又は整備等に関する事業（ハにおいて「資源開発等プロジェクト」という。）の遂行上欠くことのできない機能を果たすこと、その資産の額の95%超が特定子会社の株式等、特定子会社に対する一定の貸付金、当該不動産及び一定の現預金等の資産の額であること、その収入の額の95%超が特定子会社の株式等、当該貸付金及び当該不動産から生ずる収入の額並びに一定の預金利子の額であること等の要件の全てに該当するもの

(注1) 上記の「特定子会社」とは、その外国関係会社の本店所在地国と同一国に所在する持分割合10%以上の外国法人で、管理支配会社等が当該同一国において行う資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たすものをいいます。

(注2) 上記の「管理支配会社等」とは、経済活動基準を満たす外国関係会社で、その本店所在地国においてその役員又は使用人が資源開発等プロジェクトを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいい、その本店所在地国と同一国に所在する他の外国法人の役員又は使用人と共同で当該業務の全てに従事している場合の当該他の外国法人を含みます。

② ペーパー・カンパニーの判定における保険委託者特例について、次の措置を講ずることとされました。

イ 保険委託者特例の対象となる外国関係会社に関する「一の内国法人（保険業を主たる事業とするものに限る。）によってその発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて

間接に保有されている外国関係会社である」旨の要件について、「一の内国法人（保険業を主たる事業とするもの又は保険持株会社に限ります。）及び当該一の内国法人との間に発行済株式等の全部を保有する等の関係のある内国法人（保険業を主たる事業とするもの又は保険持株会社に限る。）によってその発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている外国関係会社である」旨の要件に見直すこととされました。

ロ 特定保険受託者の要件に、その本店所在地国においてその役員又は使用人が保険業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している旨の要件を加えることとされました。

（注1）上記イ及びロは、対象外国関係会社の判定及び部分対象外国関係会社である外国金融機関の判定についても同様とすることとされました。

（注2）上記イ、ロ及び（注1）は、英国ロイズ市場において、現地の法令に従って設立された保険引受子会社と管理運営子会社が一体となって保険業を営む場合も同様とすることとされました。

③ 事実上のキャッシュ・ボックスの範囲に、次のいずれにも該当する外国関係会社を加えることとされました。

イ 当該事業年度における非関連者等からの一定の収入保険料（ロにおいて「特定収入保険料」という。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が10%未満である外国関係会社

ロ 当該事業年度における収入保険料（特定収入保険料を除く。ロにおいて同じ。）に係る非関連者等に対する一定の支払再保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が50%未満である外国関係会社

(2) 対象外国関係会社（非関連者基準）

保険業を主たる事業とする外国関係会社の非関連者基準の判定について、次の措置を講ずることとされました。

① 特定保険委託者又は特定保険受託者の再保険に係る収入保険料のうち、次に掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものについて、関連者から収入するものに該当しないこととすることとされました。

イ 特定保険委託者とその特定保険委託者に係る特定保険受託者との間で行われる再保険又は同一の特定保険受託者に係る特定保険委託者の間で行われる再保険であるこ

と。

ロ その再保険に係る元受保険の95%以上が本店所在地国に所在する非関連者のリスクに係るものであること。

ハ 資本の効率化に資するものであること。

② 特定保険受託者に係る特定保険委託者は関連者に含まれないものとはしないこととした上で、特定保険受託者がその特定保険委託者から受ける業務委託手数料相当額について、関連者からの収入保険料に該当しないこととすることとされました。英国ロイズ市場において、現地の法令に従って設立された保険引受子会社と管理運営子会社が一体となって保険業を営む場合も同様とすることとされました。

(3) 会社単位の合算課税制度における適用対象金額

現地法令基準を用いて適用対象金額を計算する場合の基準所得金額は、外国関係会社の本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定から連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額に非課税所得等の金額の調整を加えた金額とすることとされました。

(4) 適用免除基準における租税負担割合

① 所得の金額

外国関係会社の本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額は、当該法令の規定から連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額に非課税所得等の金額の調整を加えた金額とすることとされました。

② 外国法人税の額

外国関係会社の本店所在地国（注）において課される外国法人税の額は、当該外国法人税に関する法令の規定から連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額につき外国法人税が課されるものとして計算される外国法人税の額とすることとされました。

（注）その本店所在地国が無税国又は一定の免税国であり、かつ、その本店所在地国以外の国において当該本店所在地国以外の国の法人として課税を受ける一定の外国関係会社にあつては、当該本店所在地国以外の国とすることとされました。

(5) 部分合算課税制度における部分適用対象金額

①に掲げる金額から②に掲げる金額を減算した金額について、部分対象外国関係会社（外国金融子会社等に該当するものを除きます。）に係る部分合算課税の対象となる特定所得の金額に加えることとされました。

① 収入した保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額

② 支払った保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額

（注 1）上記により特定所得の金額に加えられる金額は、部分適用対象金額の計算上、損益通算グループ所得の金額に該当することとすることとされました。

（注 2）特定所得の金額である異常所得の金額は、上記①に掲げる金額から上記②に掲げる金額を減算した金額がないものとした場合の各事業年度の所得の金額を基礎として計算することとすることとされました。

（6）二重課税調整

① 外国関係会社が生産国で連結納税等を適用している場合の外国税額控除の計算内国法人が合算課税の適用を受ける場合に控除される外国法人税の額のうち、外国関係会社の生産国（注）において課される外国法人税の額は、当該外国法人税に関する法令の規定から連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額につき外国法人税が課されるものとして計算される外国法人税の額とすることとされました。

（注）その生産国が無税国又は一定の免税国であり、かつ、その生産国以外の国において当該生産国以外の国の法人として課税を受ける一定の外国関係会社にあつては、当該生産国以外の国とすることとされました。

② 外国子会社からの配当等に係る二重課税調整の適用要件内国法人が合算課税の対象となった外国法人等から受ける配当等に係る二重課税調整について、修正申告書又は更正請求書にその適用を受ける金額等を記載した書類の添付がある場合にもその適用を受けることができることとする等の見直しを行うこととされました。

（7）関連制度の整備

居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について、上記と同様の見直しを行うこととされました。

（注 1）上記（（1）③、（5）及び（6）②を除く。）の改正は、内国法人の平成 31 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の合算課税（外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係るものに限る。）について適用されます。

（注 2）上記（1）③及び（5）の改正は、外国関係会社の平成 31 年 4 月 1 日以後に開始す

る事業年度について適用されます。

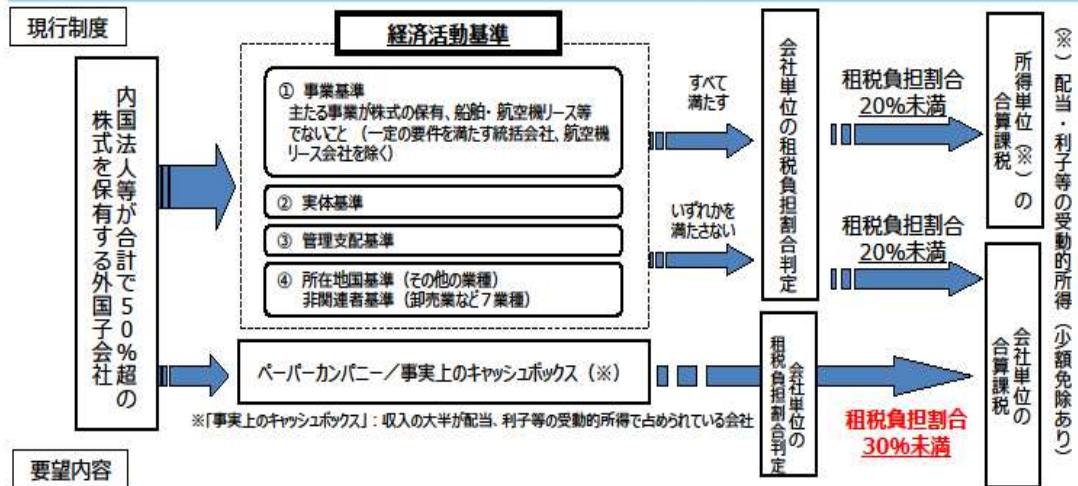
(注3) 上記(6)②の改正は、内国法人の平成31年4月1日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用されます。

外国子会社合算税制 (CFC (Controlled Foreign Company) 税制) の見直し

その他

(法人税・所得税・個人住民税、法人住民税・事業税)

- 日本の外国子会社合算税制は、外国子会社を利用した租税回避を防止するために、外国子会社の活動実態に基づかない所得(受動的所得)を日本親会社の所得とみなして課税する制度。
- 一方、租税回避に関与しない企業への負担配慮の為、租税負担割合30%以上の外国子会社への同制度の適用は免除されるが、米国連邦法人税率が35%から21%に引き下げられたため、日本企業が出資する米子会社に同制度が適用される可能性あり。
- 租税回避に関与しない日本企業において、米国でのビジネス実態を反映しない過大な税負担や事務負担が生じ、日本企業による米国での通常のビジネスを阻害するおそれあり。



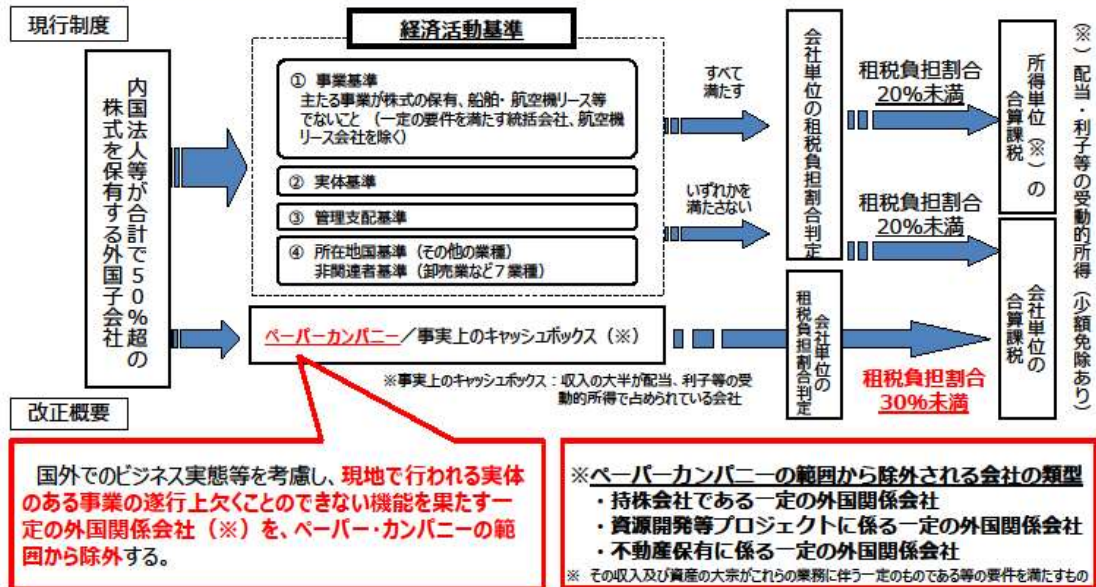
○日本企業等の健全な投資を阻害することがないように、日本企業の海外展開の実態等を踏まえた見直しを検討する。

(4-2) 外国子会社合算税制 (CFC (Controlled Foreign Company) 税制) の見直し

その他

(法人税・所得税・個人住民税・法人住民税・事業税)

- 外国子会社合算税制について、米国等のビジネス実態を考慮し、**現地で行われる実体のある事業を遂行するうえで欠くことのできない機能を果たす一定の外国関係会社を、ペーパー・カンパニーの範囲から除外する。**



40

(出典) 経済産業省 http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/index.html

(参考・コメント)

○平成 29 年度税制改正において、外国子会社合算税制は大幅な制度転換をしました。旧来の制度は最初にトリガー税率を用いて、適用対象国を判定したのちに、本邦に引き戻し合算課税を行っていました。

平成 29 年改正後は株式の保有比率で外国関係会社を判定したのち、経済活動基準に基づいて租税負担割合を算定し、合算を行うことになっています。

平成 31 年度改正は経済産業省の資料にも書いてあります通り、米国税制改革で法人実効税率が下がった影響により、経済活動基準を満たしたとしても租税負担割合の段階で、合算課税が行われる可能性が指摘されていました。

そのため、連結納税の規定及びパススルー規定に係る部分を除いた計算ができるように配慮されたのが改正の一つです。

なお、大綱は米国の税制改正を念頭においた書きぶりのように読めますが、特定の国への言及がないため、諸外国の状況も合わせて確認することが重要です。

○今回の改正は米国に持株会社、又は保険会社を所有している法人について「のみ」再検討が必要です。

○金融庁要望によれば、本邦の金融機関が海外で実態を伴う事業活動を行っている場合であっても、平成 29 年度改正を受けた同税制ではペーパー・カンパニーに該当するおそれがありました。そのため、一定の要件を満たすものに所用の措置を講じたのが金融関係の手当

てになります。

どちらも、今後の法令や政省令において詳細な規定が置かれると考えられますので、注視しておく必要があります。

4 その他

(1) 組織再編税制の見直しへの対応 (大綱 P 1 1 2 ~)

① (改正) 合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人の株式を対価とする合併等が行われる場合の適格合併等の該当性の要件の見直しに伴い、企業グループ内の一定の法人間で合併等が行われる場合の適格合併等の該当性を判定するための要件について、合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある一定の外国法人(②において「特定関係外国法人」という。)の株式を対価とする場合には、当該要件を満たさないこととすることとされました。

② 特定関係外国法人の株式を対価とする合併等が行われる場合において、その合併等が適格合併等に該当しないときは、その合併等の時に株主の旧株の譲渡益に対して課税することとすることとされました。

(2) (改正) 外国税額控除における控除対象外国法人税の額の範囲等の見直し (大綱 P 1 1 3 ~)

わが国で所得と認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国法人税の額に、内国法人に対する配当等の支払があったものとみなして課される一定の外国法人税の額を加えるほか、所要の措置を講ずることとされました。

六 納税環境整備

1 番号が付された証券口座情報の効率的な利用に係る措置

(改正) 個人番号又は法人番号(以下「番号」という。)が付された証券口座に係る顧客の情報を税務上効率的に利用できるよう、次の措置を講ずることとされました(大綱 P 1 1 4～)。

(1) 証券会社等の口座管理機関は、証券口座に係る顧客の情報を番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととされました。

(2) 振替機関は、証券口座に係る顧客の情報を番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととするとともに、調書を提出すべき者(株式等の発行者又は口座管理機関に限る。)から証券口座に係る顧客の番号その他の情報の提供を求められたときは、これらの情報を提供するものとされました。

(注) 上記の改正は、平成 32 年 4 月 1 日から施行されます。

2 情報照会手続の整備

(中小・個人向け) 税務当局による情報照会の仕組みについて、次の通り整備を行うこととされました(大綱 P 1 1 4～)。

(1) 事業者等への協力要請

国税庁等の当該職員は、事業者及び特別の法律により設立された法人に、国税に関する調査(犯則事件の調査を除かれます。以下同。)に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることを法令上明確化することとされました。

(2) 事業者等への報告の求め

① 所轄国税局長は、次の要件の全てを満たす場合には、事業者、官公署又は特別の法律により設立された法人(以下「事業者等」という。)に、特定取引者の氏名又は名称、住所又は居所及び個人番号又は法人番号につき、60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日までに、報告を求めることができることとすることとされました。

イ 特定取引者の国税について、更正決定等をすべきこととなる相当程度の可能性がある場合

ロ この報告の求めによらなければ、特定取引者を特定することが困難である場合

(注1) 上記の「所轄国税局長」とは、事業者等の所在地を所轄する国税局長をいいます。

(注2) 上記の「特定取引者」とは、事業者等との取引（事業者等を介して行われる取引を含みます。以下「特定取引」という。）を行う不特定の者をいいます。

なお、下記(注3)(イ)に該当する場合にあっては、年間1,000万円の課税標準を生じ得る取引金額を超える特定取引を行う者に限ります。

(注3) 上記イの「更正決定等をすべきこととなる相当程度の可能性がある場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

(イ) 特定取引と同種の取引を行う者（その取引に係る課税標準等が年間1,000万円を超える者に限る。）に対する国税に関する調査において、その半数以上の者について、その取引に係る課税標準等・税額等につき更正決定等をすべきと認められる場合

(ロ) 特定取引に係る物品又は役務を用いることにより、当該特定取引に係る特定取引者の課税標準等・税額等について国税に関する法律の規定に違反すると認められる場合

(ハ) 特定取引が経済的観点から見て通常であれば採られないような不合理な取引態様であることにより、違法行為の存在を推認させる場合

② 所轄国税局長は、上記①の報告の求めを行う場合には、事業者等の事務負担に配慮するとともに、報告を求める事項を書面で事業者等に通知しなければならないこととされました。

(注) 上記①の報告の求めに対する拒否又は虚偽報告については、検査拒否等の場合と同様の罰則を設けることとされました。

③ 上記①の報告の求めについては、処分として不服申立て又は訴訟の対象とするほか、所要の措置を講ずることとされました。

(注) 上記の改正は、平成32年1月1日以後に行う協力又は報告の求めについて適用されます。

(参考・コメント)

○税務当局による情報照会は下記に限定されます。

	内容
照会できる情報	①多額の所得（年間 1,000 万円超）を生じうる特定の取引の 税務調査の結果、半数以上で当該所等について申告漏れが認め られた場合 ②特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認め られる場合 ③不合理な取引状態により違法行為を推認させる場合 ※いずれも他の方法による照会情報の収集が困難である場 合に限定されます。
照会する情報の限定措置	照会する情報は「氏名等」に限定されます。 ※「氏名等」とは、氏名並びに（保有している場合には）住 所及び番号（個人/法人）をいいます。

○事業者への報告の求め

	内容
照会できる場合	以下の全てを満たすこと 1. 他の方法による照会情報の収集が困難 2. 照会の対象となる取引について、その取引に関する申告漏れの 可能性が相当程度認められること（下記①~③のいずれかに該当す る場合） ①多額の取引（年間 1,000 万円超）を生じうる取引を行う者につい て行われた税務調査の結果、半数以上の者において、その取引から 生ずる所得等について申告漏れが認められた場合であって、同様の 取引により多額の所得を得ていると見込まれる者の調査を実施す るとき ②その取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場 合 ③経済的観点から見て通常であれば採られないような不合理な取 引形態が、違法行為の存在を推認させるような場合 3. 照会の対象となる取引を行う対象者の範囲が特定できること 4. その対象者に対する調査のために行われる照会であること 5. 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事 務負担に十分に配慮すること

照会主体	事業所等の所在地の所轄国税局長
照会方法	書面による報告の求め ※60 日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日までとします。
照会情報	対象者の氏名（又は名称）、住所（又は居所）、番号（個人/法人） ※いずれも、保有している限度で対象とします。
不服申立て等	報告の求めについて、不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け ※国税通則法上「処分」として位置付けすることとします。
担保措置	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 ※拒否等について、現行の質問検査権拒否等の場合と同様の取扱いとします。

※上記の改正は平成 32 年 1 月 1 日から施行されます。

○主として仮想通貨業者、シェアリングエコノミー業者等を対象としているものと想定されます。